

みんなでももり・つくり・つなげる

やんばるの自然と暮らしが共にかがやく
あけみおのまち
名護

名護市環境基本計画

平成26年3月
名 護 市



はじめに

私たちの住む名護市は、太平洋、東シナ海、羽地内海の美しい3つの海とみどり豊かなやんばるの山々が広がり、山裾を縫うようにいくつもの川が流れる自然環境に恵まれた地です。こうした自然環境を基盤に先人たちは、地域特有の歴史や文化を育み、古くから沖縄本島北部圏域の交通・産業の中心として発展してきました。



しかしながら、今日では大量生産、大量消費に伴う廃棄物の大量排出など、環境への負荷が増大し、地域の問題のみならず地球温暖化などの地球規模の未来を揺るがす問題に発展しています。

これまで本市では、環境問題に対する個別の対策として、「名護市飼い犬条例」や「名護市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例」、「名護市景観まちづくり条例」等を制定し、環境行政を進めてきました。しかし、今日の環境問題は、原因が複雑であり、その影響は多岐に渡ることから、長期的かつ総合的に解決を図る必要があります。

このような背景のもと、平成25年9月に、「自然環境の保全及び生活環境の創造と経済発展の両立に努め、美しい自然と共存した持続的発展が可能な社会の構築及び継承」を目指して、本市の自然環境の保全及び生活環境の創造に関する基本的な理念や方針を定めた「名護市環境基本条例」が制定され、平成26年4月より施行されます。

本計画は、「名護市環境基本条例」に基づく名護市の環境行政の基本的な指針となるものであり、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的に策定いたしました。

計画の策定にあたっては、アンケート調査、ヒアリング調査、パブリックコメント等を通じて市民、事業者、環境関係団体の皆様からの貴重なご意見、さらに環境審議会の委員の皆様には専門的な見地から数多くのご提言をいただきました。名護市の望ましい将来の姿である「みんなでまもり・つくり・つなげる やんばるの自然と暮らしが共にかがやく あけみおのまち 名護」を実現するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携、協力していくことが大変重要となります。

私たちが先人たちから受け継いだ貴重な財産である名護市の環境を良好な状態で将来の世代に引き継げるよう、今後ともご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成26年3月

名護市長 稲嶺 進

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1-1. 計画策定の背景.....	2
1-2. 計画の目的と役割.....	5
1-3. 計画の位置づけ.....	6
1-4. 計画の期間.....	7
1-5. 対象とする環境の範囲.....	7
1-6. 計画の対象範囲.....	7
1-7. 計画の対象主体と役割.....	8
第2章 名護市の概要.....	9
2-1. 位置・地勢.....	10
2-2. 気候.....	11
2-3. 人口・世帯数.....	11
2-4. 土地利用.....	12
2-5. 産業.....	13
2-6. 交通.....	17
第3章 計画の目指す姿.....	19
3-1. 本市が目指す将来の環境像.....	20
3-2. 基本理念.....	21
3-3. 基本方針.....	22
第4章 より良い環境づくりに向けた施策とその内容.....	25
4-1. 施策の体系.....	26
4-2. 具体的施策.....	28
4-3. 施策の展開.....	31
第5章 より良い環境づくりに向けた地域の方向性.....	83
5-1. 地域の環境の保全・創造に向けて.....	84
5-2. 地域区分.....	84
5-3. 地域別将来像と取り組み方針.....	86
第6章 推進体制と進捗管理.....	109
6-1. 計画推進に向けた体制.....	110
6-2. 計画の進捗管理.....	113

資料編.....	資-1
1. 名護市環境基本条例.....	資-2
2. 名護市環境審議会（環境基本条例・環境基本計画）.....	資-9
3. 名護市環境基本条例・環境基本計画策定部会.....	資-12
4. アンケート調査結果概要.....	資-13
5. パブリックコメント（意見募集）の結果概要.....	資-33
6. 策定の経緯.....	資-34

第1章 計画の基本的事項

計画策定の背景と目的を整理するとともに、計画の役割や位置づけ、計画期間、対象とする環境の範囲、対象主体と役割など、計画の前提となる基本的な事項を整理しています。

1-1. 計画策定の背景.....	2
1-2. 計画の目的と役割	5
1-3. 計画の位置づけ.....	6
1-4. 計画の期間.....	7
1-5. 対象とする環境の範囲	7
1-6. 計画の対象範囲.....	7
1-7. 計画の対象主体と役割	8

1-1. 計画策定の背景

(1) 名護市環境基本計画策定に至った背景

私たちの住む「あけみおのまち 名護」は、東を大浦湾、西を名護湾、北に羽地内海と三方を美しい海に囲まれ、南北に連なる脊梁部には緑深いやんばる*の山が広がり、その山裾を縫うようにいくつもの川も流れているなど、自然環境に恵まれた地です。先人たちは、こうした山・川・海の自然環境を基盤に、そこに住むやんばる特有の動植物や豊かな生態系*の恵みを受け、親しみながら、地域特有の歴史や文化を育んできました。

しかし、古くから沖縄本島北部圏域の中核として栄えた反面、環境への負荷*は増大し、生態系だけでなく、私たちの生活にも影響を及ぼすようになりました。また、米軍基地の存在も市民生活に影響を及ぼす環境問題の一つになっています。さらに近年では、地域の問題だけでなく、地球温暖化等の地球の未来を揺るがす問題も発生しています。

本市では、これまでも自然環境の保全及び生活環境の創造に関する様々な施策を行ってきましたが、今日の環境問題は様々な問題が複雑に関連し、広域化、多様化しているため、短期的に解決することは難しく、次の世代への影響も懸念されているため、より適切に対応するためには環境問題全般を体系的に整理し、長期的な展望に基づいて計画的・総合的に取り組むことが重要な課題となっていました。

このような背景を踏まえ、本市の環境問題を総合的に対応できるよう、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する基本的な理念や方針を定めた「名護市環境基本条例」を制定し、「名護市環境基本条例」に基づいた本市の環境行政の基本的な指針となる「名護市環境基本計画」を策定しました。

(2) 国の動向

国では、平成5年11月に「環境基本法」を制定しており、環境関連法の中心となっています。同法第7条では、地方公共団体の責務を「基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としており、同法第36条では地方公共団体の施策として「国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ、実施するものとする。(以下省略)」としています。このように環境基本法において、同法や国の環境基本計画の枠組みや理念・目標を地域で実現するための環境計画の策定が求められています。

*やんばる：山々が連なり、森が広がる地域という意味を持った国頭郡の俗称。金武町と恩納村以北の恩納村、金武町、本部町、宜野座村、今帰仁村、大宜味村、東村、国頭村の9市町村を指す。

生態系：自然界の、ある地域に住む全ての生物とそれらととりまく土、水、大気等の無機的環境を合わせたもの。

環境への負荷（環境負荷）：人が地球環境や生態系に与える負担のこと。人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障原因となる恐れのあるもの。

また、平成 24 年 4 月には、「環境基本法」に基づき、「第 4 次環境基本計画」が策定されています。「第 4 次環境基本計画」では、安全の確保を前提に各分野が各主体の参加の下で、「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会を目指すべき持続可能な社会として位置づけています。さらに、4 つの持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向と、9 つの優先的に取り組む重点分野が位置づけられています。

**「第 4 次環境基本計画」で位置づけられている
「持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向」及び「優先的に取り組む重点分野」**

<持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向>

- ①政策領域の統合による持続可能な社会の構築
(環境・経済・社会、環境政策分野間の連携)
- ②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化
(国益と地球益*の双方の視点)
- ③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- ④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

<優先的に取り組む重点分野>

- 1) 経済・社会のグリーン化*とグリーン・イノベーション*の推進
- 2) 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
- 3) 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
- 4) 地球温暖化に関する取組
- 5) 生物多様性*の保全及び持続可能な利用に関する取組
- 6) 物質循環*の確保と循環型社会の構築のための取組
- 7) 水環境保全に関する取組
- 8) 大気環境保全に関する取組
- 9) 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

※**地球益**：地球全体にとっての利益。

グリーン化：環境への負担を少なくすること。

グリーン・イノベーション：環境関連技術を武器にした産業戦略のこと。

生物多様性：地球全体に多様な生物が存在していること。また、多様な生物同士のつながりのこと。生物種における固有の遺伝子の多様性、様々な生物種の多様性、それによって成り立っている生態系の多様性の3つを合わせた概念。

物質循環：生物体を構成する炭素や窒素等の物質が無機的環境から取り入れられ、食物連鎖等を通じて生態系内を循環して再び環境に戻されること。

(3) 県の動向

沖縄県では、平成12年3月に「沖縄県環境基本条例」を制定し、平成15年には「沖縄県環境基本計画」を策定しています。

また、平成15年4月に策定された「沖縄県環境基本計画」は平成24年度で最終年度を迎えたことから平成25年4月に「第2次沖縄県環境基本計画」が策定されています。同計画では、「豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県」の実現を目指し、5つの基本目標が示されています。

「第2次沖縄県環境基本計画」で位置づけられている基本目標

< 基本目標 >

循環：環境への負荷の少ない循環型の社会づくり

共生：人と自然が共生する潤いのある地域づくり

参加：環境保全活動への積極的な参加

地球環境保全：地球環境の保全に貢献する社会づくり

環境と経済：環境と経済が調和する社会づくり

(4) 本市の動向

本市では、環境に関する取り組みとして、「名護市飼い犬条例（昭和48年）」、「名護市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年）」、「名護市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成20年）」、「名護市景観まちづくり条例（平成25年）」を制定し、環境行政を進めてきました。

また、平成25年9月には、これまでの個別の問題に特化した取り組みから環境問題への総合的な取り組みの実施に向け、本市の環境の考え方やあるべき姿を定め、市民、事業者、市が協働して取り組む基本的な事項と行動指針を定めた名護市環境基本条例が制定され、平成26年4月より施行されます。

1-2. 計画の目的と役割

(1) 計画の目的

名護市環境基本計画は、名護市環境基本条例に基づいて作成される本市の環境行政の基本的な指針となるものです。

名護市環境基本条例は「自然環境の保全及び生活環境の創造と経済発展の両立に努め、美しい自然と共存した持続的発展が可能な社会の構築及び継承」を目指して、環境をより良くするための方向性を掲げ、市民、事業者、市の連携のもとで、それぞれが果たすべき役割を明らかにしています。また、名護市環境基本条例第8条では、「自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する基本的な計画を定めるものとする」と規定しており、環境基本計画の中で(1)自然環境の保全と生活環境の創造に関する総合的かつ長期的な基本的施策、(2)市、市民及び事業者が自然環境の保全及び生活環境の創造のために行動する上において配慮すべき指針、(3)(1)、(2)の他、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものとしています。

以上のことから名護市環境基本計画は、名護市環境基本条例に掲げる基本理念の具体化によって、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、本市の望ましい環境の姿の実現を目的に策定しました。

(2) 計画の役割

名護市環境基本計画は、市民、事業者、市の自主的かつ積極的な環境への取り組みを促進するため、以下の役割を持っています。

①本市の将来の環境像の共有

名護市環境基本計画で将来の環境像を位置づけることによって、市民、事業者、市が将来の環境像を共有することができます。

②市民、事業者、市の協働による推進体制の構築

環境問題は個々の取り組みでは、解決することができないものばかりであるため、名護市環境基本計画に位置づけられている取り組みを実施することによって市民、事業者、市の協働による推進体制を構築することができます。

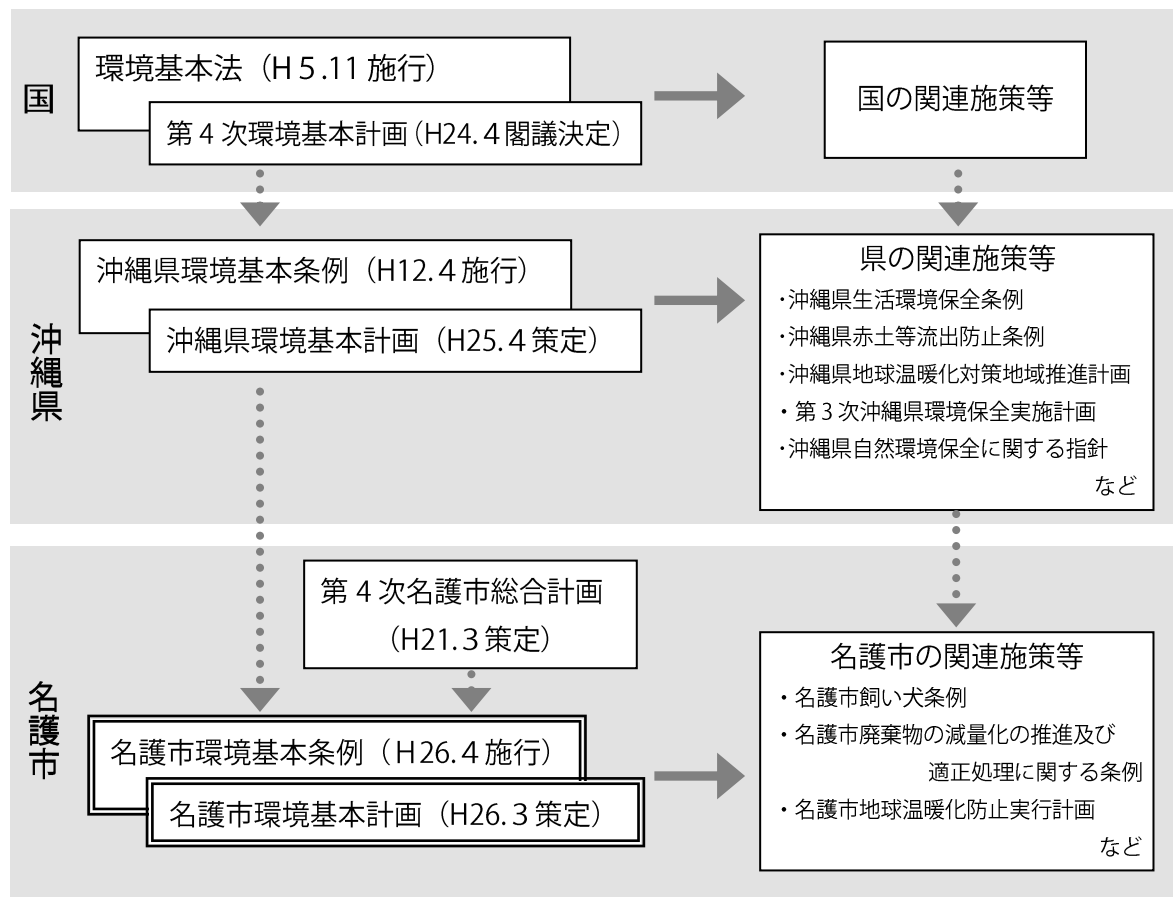
③環境に対する意識の高まりを促進

名護市環境基本計画に位置づけられている取り組みを実施していくことで、市民及び事業者等の環境への意識の高まりが期待できます。

1-3. 計画の位置づけ

名護市環境基本計画の位置づけは、以下に示すとおりです。

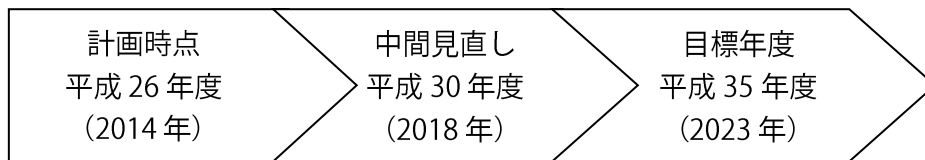
- 環境面において本市の最も基本となる計画であり、「第4次名護市総合計画」のまちづくりの基本理念、まちづくりの目標や土地利用構想を、環境面から具現化するための指針となるもの。
- 国や県等の環境基本計画との関連性に配慮し、名護市環境基本条例に掲げる基本理念を具体化するものであり、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、これに基づき、市の各部門において施策を立案・実施する際の指針となるもの。



図：名護市環境基本計画の位置づけ

1-4. 計画の期間

名護市環境基本計画の計画期間は、平成 26 年度（2014 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 10 年間とします。なお、計画期間中は、本市を取り巻く環境や社会情勢を踏まえ、適宜取り組み状況の確認を図り、中間年である平成 30 年度（2018 年度）に必要な応じて見直しを行うものとします。



図：計画の期間

1-5. 対象とする環境の範囲

名護市環境基本計画が対象とする環境の範囲は以下のとおりです。

表：対象とする環境の範囲

自然環境	森林 / 河川・湧水 / 海 / 動植物 など
生活環境	大気環境 / 水環境 / 土壌環境 / 騒音 / 振動 / 悪臭 / 基地公害 / 赤土等流出 / 廃棄物 / 不法投棄 / リサイクル / ペット / 野犬 / 歴史 / 文化 / 公園 / 緑地 など
地球環境	地球温暖化 / 新エネルギー など
環境教育、 環境保全・創造活動	学校教育 / 生涯学習 / 普及啓発 など

1-6. 計画の対象範囲

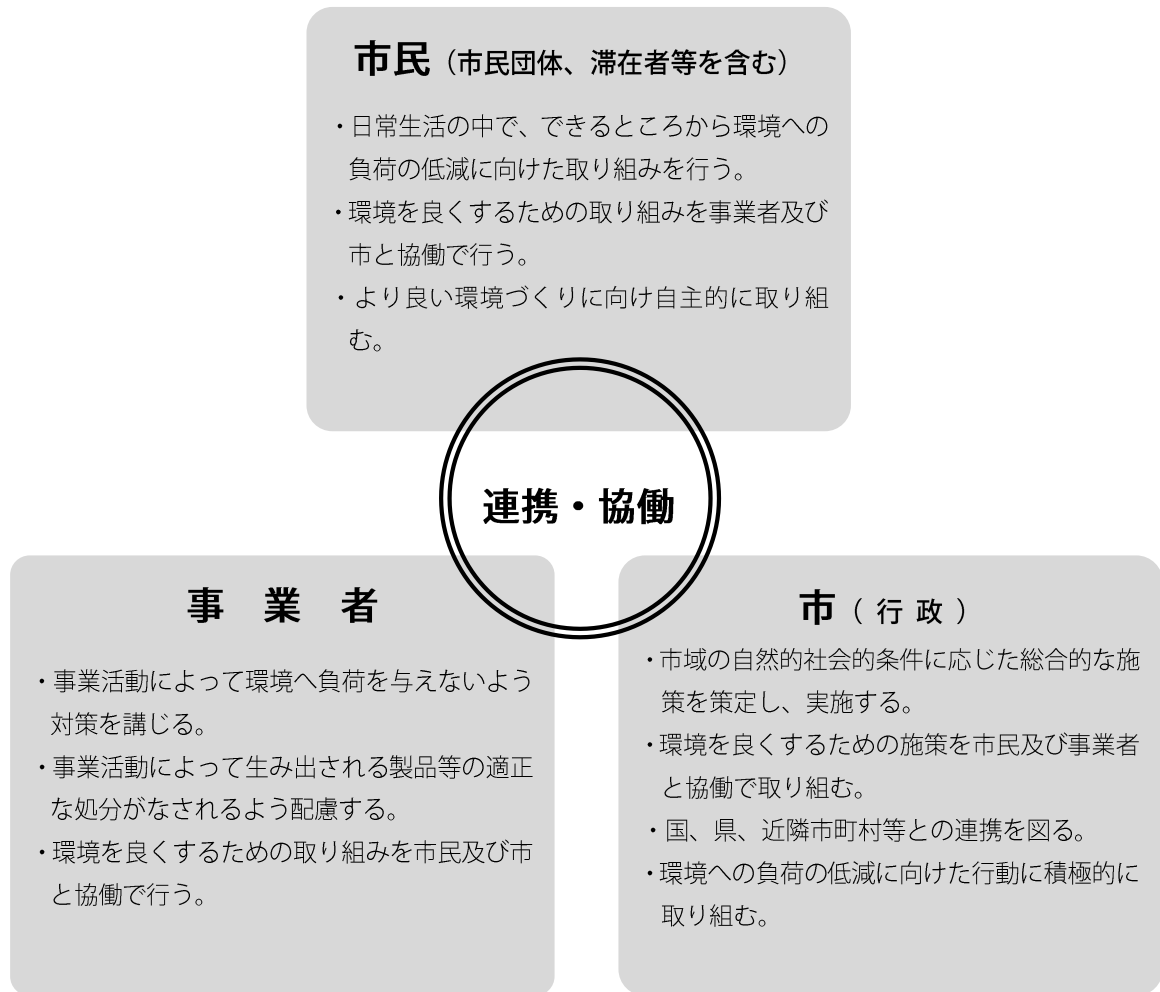
名護市環境基本計画の対象範囲は本市全域とします。

ただし、自然環境の保全及び生活環境の創造のための広域的な取り組みを必要とする施策においては、国、県、他の地方公共団体、その他関係団体等と連携して積極的に推進します。

1-7. 計画の対象主体と役割

名護市環境基本計画の実行にあたっては、市全体で取り組むことが必要です。そこで、計画の主体は本市で活動する市民（市民団体・滞在者等を含む）、事業者、市（行政）とします。

また、各主体には以下のような役割が期待されます。



図：市民・事業者・市の役割

第2章 名護市の概要

位置・地勢や気候、人口、土地利用、産業構造等、名護市の概要を整理しています。

2-1. 位置・地勢.....	10
2-2. 気候.....	11
2-3. 人口・世帯数.....	11
2-4. 土地利用.....	12
2-5. 産業.....	13
2-6. 交通.....	17

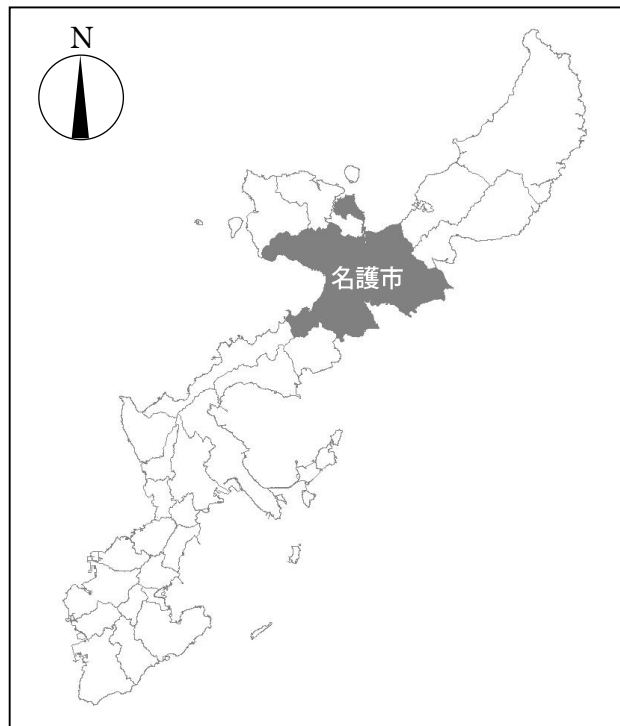
2-1. 位置・地勢

本市は沖縄本島の北部、やんばると称される地域に位置しています。東側は太平洋、西側は東シナ海、北に羽地内海に面しており、北西側を本部町、今帰仁村、北東側を大宜味村、東村、南側を恩納村、宜野座村に接しています。東西に 25km、南北に 20km の広がりをもつ本市の総面積は 210.37k m²(平成 24 年 4 月 30 日現在)となっています。県内では竹富町、石垣市に次いで広大な面積を有しており、県全体の約 9.3%を占めています。

本市は昭和 45 年 8 月に名護町・屋部村・羽地村・屋我地村・久志村の 5 町村の合併によって誕生し、55 の字を有しています。

市域は、山地、丘陵地、台地・段丘、平地・低地などから構成されているほか、長く変化に富んだ海岸線や、山裾を縫うように発達した河川があるなど、多様な環境が存在しています。市の中央部には、南北に貫くように連なっている脊梁山地が存在しており、のびやかな山並み景観を呈しています。また、市の西側に存在している本部山地では、カルスト地形が見られ、谷が発達しています。脊梁山地と本部山地の間に挟まれた地域は丘陵地になっています。

名護湾に面した地域では市街地が形成され、土地利用が集中しており、羽地内海に面した地域では、まとまった農地として利用されています。また、本市では脊梁山地や本部山地を源に河川が発達しており、勾配がきつく、支流の数が多い特徴を持っています。市の南東部の太平洋に面した地域では、ヒシ・イノー*が発達しており、自然海岸が多く見られます。離島である屋我地島は、羽地内海に浮かぶ島で丘陵地が広がっています。



図：本市の位置

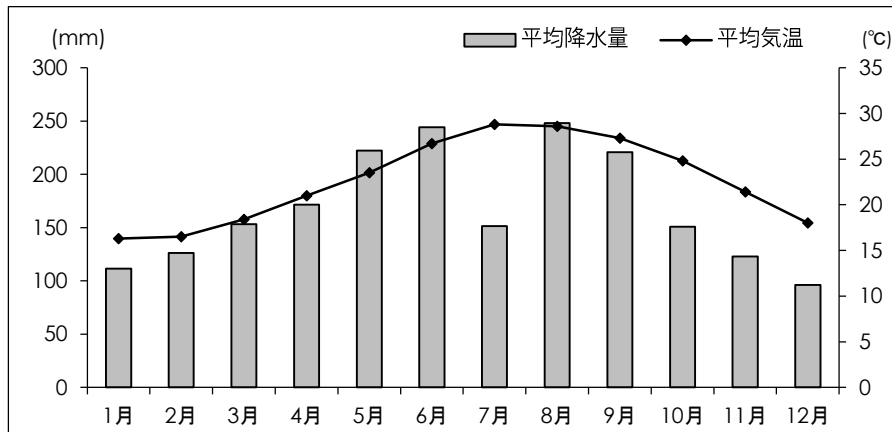
※ヒシ：方言で干潮になると干上がり陸化する岩礁帯（干瀬）。

イノー：方言で干潮になっても干上がらない浅い海の部分、ヒシの内側の水深数m以下の浅い静かな海（礁池）。昔から小魚、貝、海藻等を手軽に与えてくれる豊かな場所として大切にされている。

2-2. 気候

本市が位置する沖縄本島は亜熱帯海洋性気候に属しています。この気候の特徴として、1年を通して温暖な気候となっていること、年間の降水量が多いことなどが挙げられます。降水量は梅雨期の5月～6月と、台風が多く襲来する8～9月にかけて多くなります。

本市の年間平均気温は、22.6℃、年間降水量は2018.9mm（昭和56年～平成22年の平均）となっています。

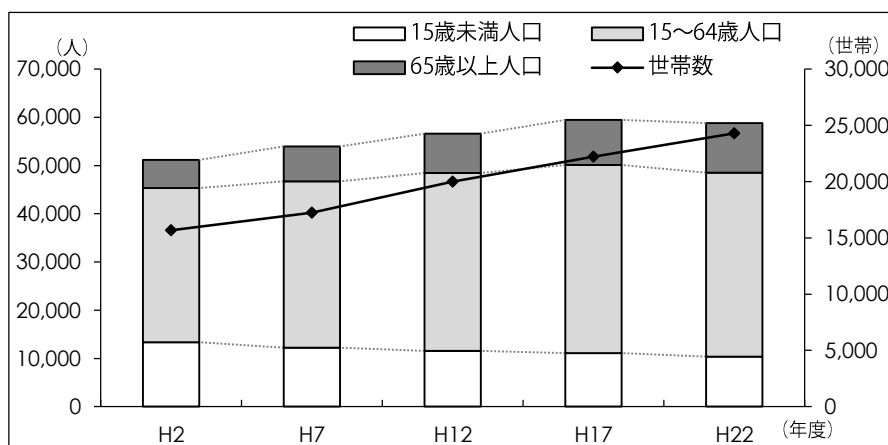


資料：気象庁ホームページ

図：本市の気温及び降水量の月別平均値 (昭和56年～平成22年)

2-3. 人口・世帯数

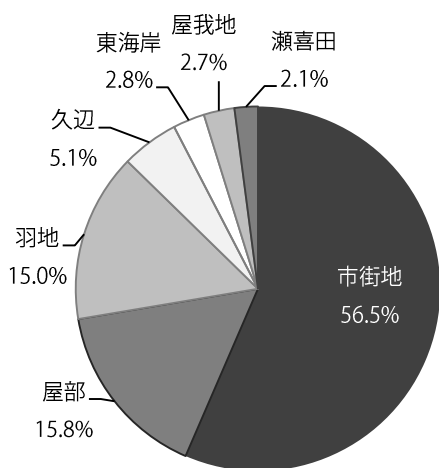
本市の人口は、平成22年に6万人を超え、平成24年7月31日現在61,106人となっています。平成21年3月に策定した「第4次名護市総合計画」において、平成30年度における計画人口は7万人となっており、今後も人口増加が予想されます。年代別にみると、15歳未満の人口が減少していますが、65歳以上人口は増加傾向にあり、高齢化が進んでいます。世帯数は、年々増加しており、平成22年現在、24,277世帯となっています。



資料：国勢調査、沖縄県ホームページ(市町村の町字別住民基本台帳人口及び世帯数)

図：本市の年代別人口及び世帯数

市内を7地域に分け、地域ごとに人口を比較すると、最も人口が多いのは市街地地域となっています。市街地地域の人口は平成24年7月31日現在、34,526人であり、本市の人口の56.5%を占めています。最も人口が少ないのは瀬喜田（三共）地域の1,265人であり、本市の人口の2.1%を占めています。市街地地域、屋部地域、羽地地域の3地域で人口の90%近くを占めています。



図：地域別人口比率

表：地域別の人口（平成24年7月31日現在）

地域	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口比率 (%)
市街地	34,526	14,502	56.5
屋部	9,679	4,365	15.8
羽地	9,146	3,761	15.0
久辺	3,106	1,695	5.1
東海岸	1,718	868	2.8
屋我地	1,666	859	2.7
瀬喜田(三共)	1,265	578	2.1
合計	61,106	26,628	100

資料：名護市住民基本台帳

2-4. 土地利用

本市の地目別土地面積は、自然的土地利用が全体の約80%を占めています。その中でも山林の割合が高く、本市の約半分（55.2%）を占めています。

都市的土地利用は約20%を占め、用途地域のほとんどは都市的土地利用がなされています。

表：地目別土地面積

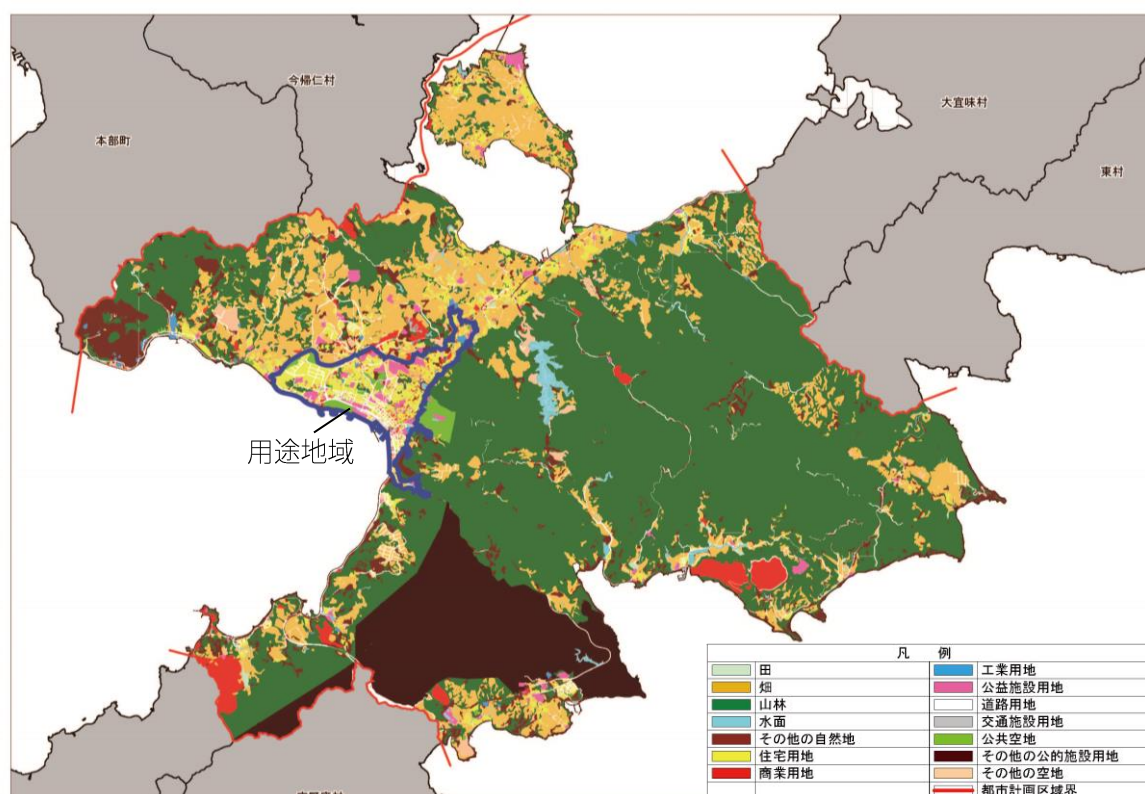
大分類	分類	用途地域 指定区域(ha)	用途地域 指定外区域(ha)	計 (ha)
自然的 土地利用	農地	34.4	3,244.4	3,278.8 (15.6%)
	山林	26.4	11,583.8	11,610.2 (55.2%)
	水面	5.8	196.3	202.1 (1.0%)
	その他の自然地	24.4	1,180.1	1,204.5 (5.7%)
	小計	91	16,204.6	16,295.6 (77.5%)
都市的 土地利用	宅地	383.7	1,013.4	1,397.1 (6.6%)
	公共・公益用地	112.8	262.7	375.5 (1.8%)
	道路用地・交通施設用地	93.1	474.5	567.6 (2.7%)
	その他の公的施設用地	0	2,151.2	2,151.2 (10.2%)
	その他の空地	26.4	212.6	239 (1.1%)
小計	616	4,114.4	4,730.4 (22.5%)	
合計		707	20,319	21,026 (100%)

*値は土地利用現況図より求積。そのため市町村全面積と誤差が生じたが、誤差分はそれぞれ分類項目の割合で調整。

()の数値はそれぞれ合計に対する割合を算出。

資料：平成19年度都市計画基礎調査分析（名護都市計画区域）

住宅用地は市街地地域を中心に分布しています。また、商業用地は市街地地域の外、瀬喜田地域や東海岸地域などのリゾート地で見られます。工業用地は、市内にはほとんどなく、屋部地域の一部で見られる程度となっています。まとまった農地は羽地地域や屋我地地域に分布しています。用途地域より東側の地域では、農地や住宅地も部分的に見られますが、大半が山林で構成されています。また、市の南側の久辺地域にはキャンプシュワブが存在し、米軍の軍用地として利用されています。



資料：平成 19 年度都市計画基礎調査分析（名護都市計画区域）土地利用現況図

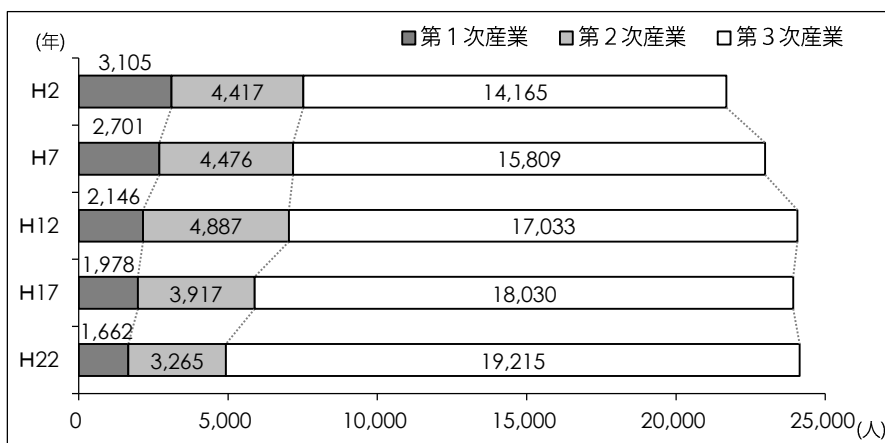
図：土地利用現況図

2-5. 産業

(1) 産業構造

本市の主な産業は、第 3 次産業となっています。平成 2 年以降、第 3 次産業就業者は増加傾向にあり、平成 22 年現在、19,215 人となっています。一方、第 1 次産業就業者及び第 2 次産業就業者は減少傾向にあります。特に第 1 次産業就業者は、減少傾向が顕著であり、平成 22 年現在では就業者数が平成 2 年時点の約半数である 1,662 人となっています。

全体の就業者数は、平成 22 年現在 24,142 人であり、平成 2 年以降は増加傾向にあります。就業者の多い業種は、第 1 次産業では農業（1,498 人）、第 2 次産業では建設業（2,015 人）、第 3 次産業ではサービス業（11,086 人）となっています。



資料：国勢調査

図：産業別就業者数の推移

(2) 各産業の現状

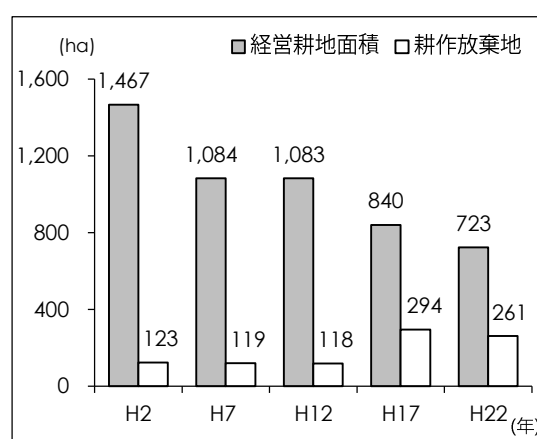
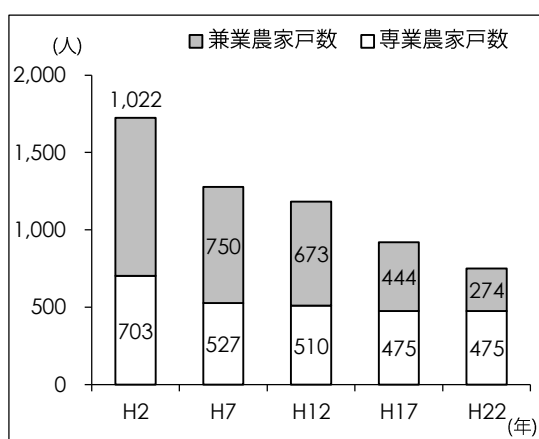
①第1次産業

a. 農業

本市の農業は、野菜、果実、花卉、サトウキビなどが営まれています。

農家数は平成2年以降減少傾向にあり、平成22年現在では749戸となっています。平成2年時点と比較すると、半数以下に減少しており、特に兼業農家の減少が著しくなっています。兼業農家は、平成2年では全体の約60%を占めていましたが、平成22年には約40%となっています。

また、農家数の減少に伴い、経営耕地面積の減少、耕作放棄地の増加が顕著になってきています。



資料：農業センサス、農林業センサス

図：農家戸数の推移

図：経営耕作放棄地面積・耕作放棄地の推移

畜産業は、乳用牛は平成 12 年以降、肉用牛及び豚は平成 7 年以降、飼育頭数が減少しています。採卵鶏は平成 17 年まで増加傾向にありましたが、平成 22 年には減少に転じています。平成 22 年現在の飼育頭数は、乳用牛が 40 頭、肉用牛が 463 頭、豚が 5,415 頭、採卵鶏が 23.4 万羽となっています。

表：家畜等の飼育頭羽数の推移

年度	乳用牛 (頭)	肉用牛 (頭)	豚 (頭)	採卵鶏 (羽)
H7	78	867	32,900	252,000
H12	90	722	20,663	272,800
H17	—	491	9,624	455,000
H22	40	463	5,415	233,800

*—：調査は行ったが事実のないもの。

資料：農林業センサス

b. 林業

本市の林野面積の推移をみると、平成 12 年までは減少傾向にありましたが、その後回復し、平成 17 年以降は横ばいとなっています。平成 22 年現在の林野面積は 13,479ha であり、市の総面積の約 64%を占めています。

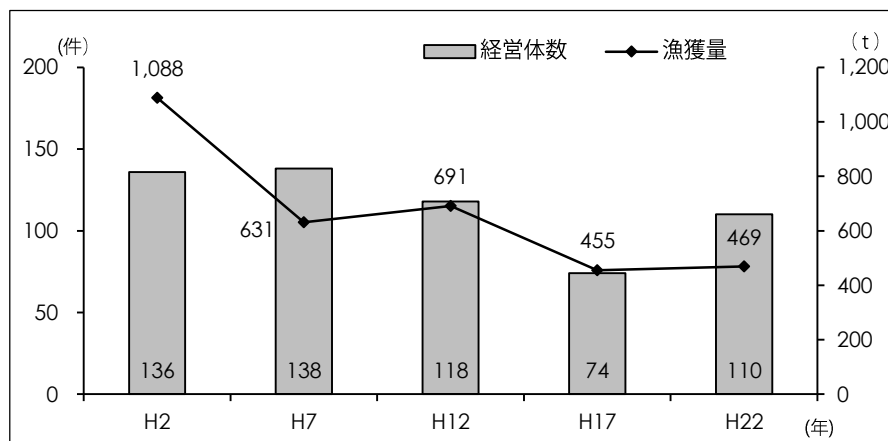
表：林野面積の内訳

年	本市の 総土地面積 (ha)	林野面積(ha)			林野率(%)
		現況森林面積	森林以外の 草生地 (野草地)	計	
H2	21,038	13,740	15	13,755	65.4
H7	21,026	13,718	15	13,733	65.3
H12	21,024	13,354	14	13,368	63.6
H17	21,021	13,470	9	13,479	64.0
H22	21,014	13,470	9	13,479	64.0

資料：農林業センサス

c. 漁業

漁獲量は、平成2年以降減少傾向にあり、平成22年現在、469tと、平成2年時点の漁獲量の半分以下になっています。また、経営体数は、平成7年から平成17年までは減少傾向にありましたが、その後、若干の回復が見られ、平成22年現在では110件となっています。



資料：漁業経営体調査、海面漁業生産統計調査

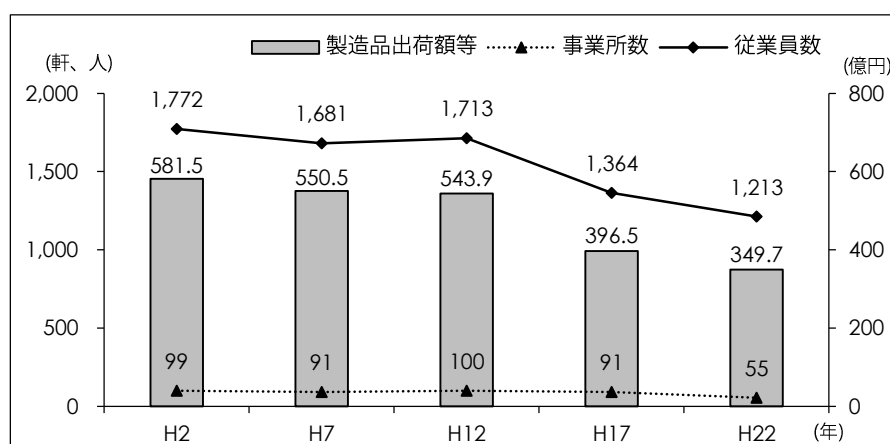
図：漁業経営体、漁獲量の推移

②第2次産業

a. 工業

工業の推移をみると、製造品出荷額等や事業所数は減少傾向にあります。事業所数は平成17年までは横ばいでしたが、平成22年には約半数に減少しています。

平成22年現在、製造品出荷額等 349.7 億円、事業所数 55 軒、従業員 1,213 人となっています。



資料：工業統計調査

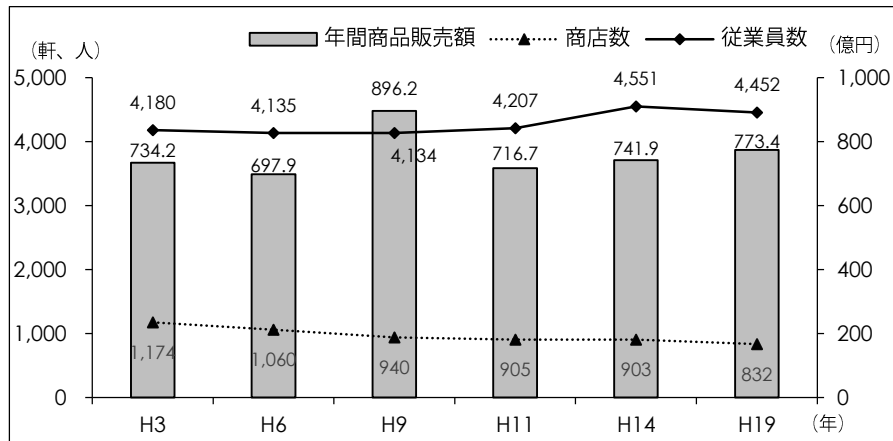
図：事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

③第3次産業

a. 商業

商業の推移をみると、年間商品販売額は、平成9年に大きく増加しましたが、その後減少し、平成11年以降は微増しています。また、商店数は微減していますが、従業員数はほぼ横ばいとなっています。

平成19年現在では、年間商品販売額773億円、商店832軒、従業員4,452人となっています。



資料：商業統計

図：商店数、従業員数、年間商品販売額の推移

2-6. 交通

本市の唯一の公共交通であるバス路線は、全部で14路線あり、1路線を除いた13路線が名護バスターミナル発着となっています。運行本数は那覇市（中南部）方面が多く、久辺地域や屋我地地域への運行本数は少なくなっています。

表：本市を発着する路線バス（平成25年8月現在）

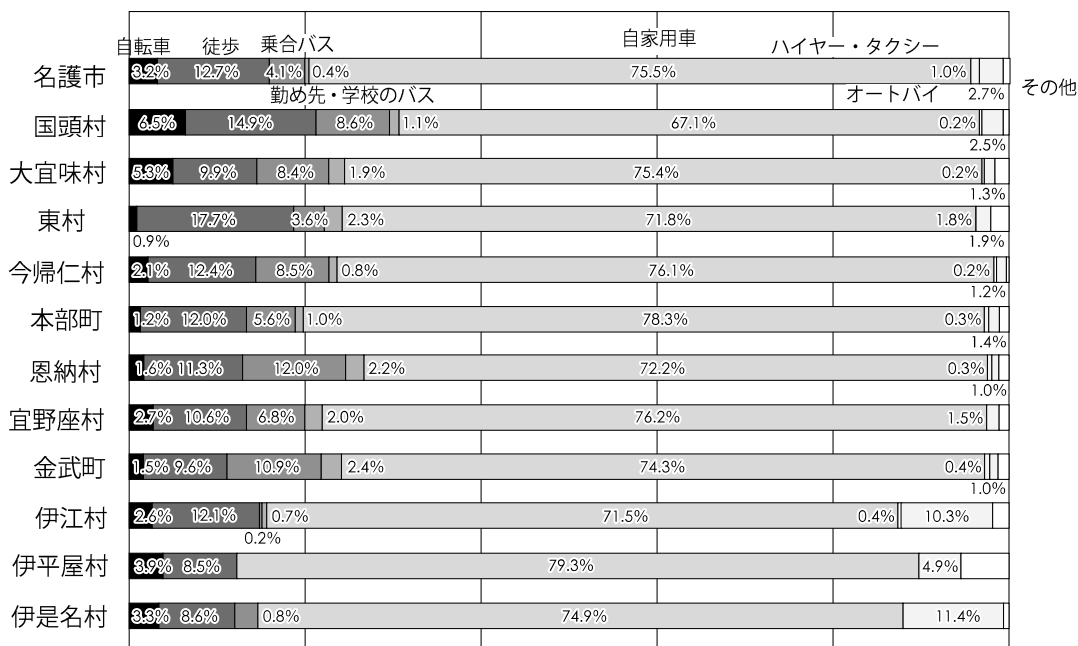
路線番号	路線名	終点	路線番号	路線名	終点
20	名護西線	那覇BT	73	川田線	高江
22	名護～ うるま線	中部病院	76	瀬底線	瀬底
65	本部半島線 (本部廻り)	名護BT	77	名護東線	那覇BT
66	本部半島線 (今帰仁廻り)	名護BT	78	名護東部線	東村役場前
67	辺土名線	辺土名BT	111	高速バス	那覇空港
70	備瀬線	新里入口	120	名護西空港線	那覇空港
72	屋我地線	運天原	YB (やんばる急行バス) ※		(那覇空港・ 運天港 発着)

※ YBを除き起点は全て名護BT。

資料：バスマップ沖縄

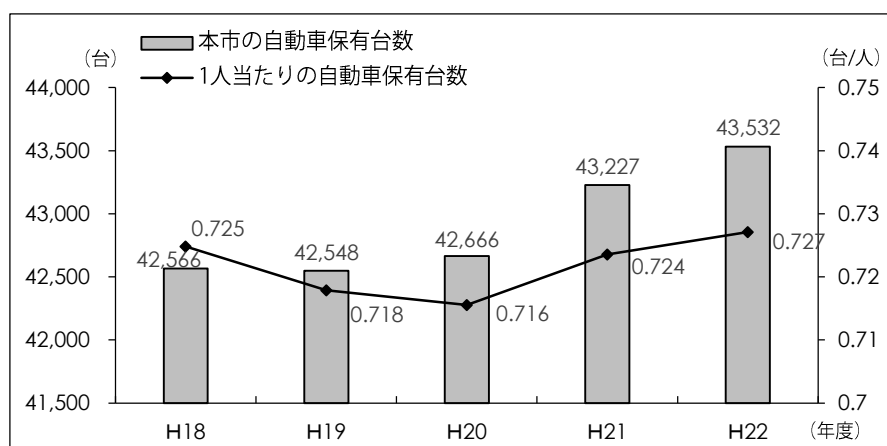
本市では、自家用車に依存する傾向が強く、平成 12 年の自家用車の分担率は 75.5%であり、北部 12 市町村の中では、伊平屋村、本部町、宜野座村、今帰仁村に次ぐ 5 番目に高い値となっています。

また、自動車保有台数は平成 18 年以降増加傾向にあり、平成 22 年の自動車保有台数は 43,532 台でした。平成 22 年の 1 人当たりの自動車保有台数は、0.727 台/人であり、平成 18 年から平成 20 年にかけては減少傾向にありましたが、平成 20 年以降、1 人当たりの自動車保有台数も増加傾向に転じています。



資料：国勢調査

図：北部 12 市町村における代表交通手段別分担率（平成 12 年）



資料：業務概況（沖縄県陸運事務所）、名護市住民基本台帳

図：本市の自動車保有台数及び 1 人当たりの自動車保有台数の推移

第3章 計画の目指す姿

本市が目指すべき環境の姿として、将来の環境像を設定するとともに、その実現に向けた基本的な考え方や柱となる基本理念、基本方針を明示しています。

3-1. 本市が目指す将来の環境像	20
3-2. 基本理念.....	21
3-3. 基本方針.....	22

3-1. 本市が目指す将来の環境像

「第4次名護市総合計画」では、本市のまちづくりの基本理念として、「ともに生きる～人、自然、地域社会が生命豊かに支え合うまち～ 『共生』」、「自らはばたく～伸びやかに自分らしくはばたける誇りに満ちたまち～ 『自治』」、「響きあう～まずの一步が力を結集し、大きく鼓動するまち～ 『協働』」の3つを掲げています。そして、これらの基本理念の下に、人と自然がともに響きあいながら、世界に誇れる名護市を発信しつつ、新しい未来を創造していく目標として「人と自然が響きあい 未来をひらく 和みのまち」を掲げています。

本計画では、「第4次名護市総合計画」における基本理念及び目標及び、名護市環境基本計画の考え方を踏まえ、本市の環境行政の目標となる望ましい将来の環境像を以下のように設定します。

みんなでもり・つくり・つなげる

やんばるの自然と暮らしが共にかがやく あけみおのまち 名護



3-2. 基本理念

名護市環境基本計画は、名護市環境基本条例に基づいて策定されています。名護市環境基本条例第3条では、自然環境の保全及び生活環境の創造に取り組む上での根本的な考え方であり、環境施策や環境保全・創造活動に関わる者が共有しなければならない共通認識として、4つの基本理念を定めています。本計画ではこの4つの基本理念の考えに基づいて施策を位置づけています。

基本理念の内容は以下のとおりです。

(1) やんばるの自然環境の保全に向けた活動が行われること。

本市が有しているやんばるの自然環境が失われつつある現状を踏まえ、市民及び事業者が望む「美しい自然と共存した社会」の構築に向けた考えを示した理念です。

(2) 安全・安心・文化的な生活環境の創造に向けた活動が行われること。

人が生きていく上で必要不可欠である安全・安心な生活環境の創造と、これまで連綿と受け継がれてきた文化の継承を目指した理念です。

(3) 元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくりが行われること。

自然環境を基盤に、次世代においても地域が継続して社会的、経済的に発展していくことができるよう、自然環境の保全及び生活環境の創造と経済活動の両立を目指した理念です。

(4) 市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築が積極的に行われること。

本市の環境をより良いものにしていくためには、まず一人ひとりの意識の向上が必要であり、複雑化している環境問題を総合的に解決するためには、市だけでなく、市民、事業者のみなさんの協力が欠かせません。本理念は、(1)～(3)の理念に到達するため、各主体が自然環境の保全及び生活環境の創造に向けて取り組む際の仕組みや体制づくりの考え方を示した理念となっています。

3-3. 基本方針

自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の策定、実施に当たっての基本的な方針を規定するものとして、名護市環境基本条例第7条で基本方針を定めています。基本方針は、基本理念を具体化するための方向性をより明確にしたものとなっています。

基本方針の内容は以下のとおりです。

(1) 地域本来の生物多様性の保全と回復

基本理念の「やんばるの自然環境の保全」につながる基本方針です。

私たちは自然環境から、食料や精神的な充足感等を得て生活を営んでいますが、近年では日常生活や事業・経済活動等による環境負荷によって多くの動植物が絶滅の危機に瀕しています。動植物の絶滅等による生態系の崩壊は、私たちの生活環境に対しても悪影響を及ぼしてしまいます。これらのことを受け、地域本来の生物多様性の保全と回復に向けた施策を講じていきます。

(2) 命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造

基本理念の「安全・安心・文化的な生活環境の創造」につながる基本方針です。

公害対策等による安全で健康的に暮らすことのできる生活環境の創造は、公害問題より端を発した環境行政の原点と位置づけられるものであり、私たちが生きていく上では必要不可欠なものです。そのため、安全・安心に生活が営めるよう命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造に向けた施策を講じていきます。

(3) 伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造

基本理念の「安全・安心・文化的な生活環境の創造」につながる基本方針です。

私たちの生活環境は、空気や水、動植物等の自然と、居住環境を含めた都市施設、長い期間に培われ伝承されてきた歴史的、文化的な遺産、良好な景観、都市機能等の利便性などが調和して快適なものとなっています。次世代においても、精神的な充足感が満たされたより良い生活環境の創造が不可欠であることから、伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造に向けた施策を講じていきます。

(4) 地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化

基本理念の「元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくり」につながる基本方針です。

本市には、地域ごとに異なる自然環境や地域住民によって育まれた豊かな生活環境が存在しています。特徴的な環境を生かした産業や、市民自らによる環境保全・創造活動による地域活動の活性化によって、自然環境の保全、生活環境の創造と経済発展の両立がなされ、「持続的発展が可能な社会」の構築につながります。そのため、地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化に向けた施策を講じていきます。

(5) 循環型社会の構築

基本理念の「元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくり」につながる基本方針です。

現代のエネルギー枯渇やごみ問題を解決するためには、従来の大量の資源を使い、大量の廃棄物を排出していた社会経済システムを転換させていく必要があります。

今後は、資源及びエネルギーを効率的に利用し、できる限りごみや環境への負荷となる物質を発生させず、使用できるものは再度使用し、やむを得ず排出されるものは資源として再利用し、どうしても利用できないものは適正に処分するといった最適生産、最適消費、最少廃棄の推進が重要となってきます。これらを踏まえ、3R*の推進や環境への負荷の少ない商品等の利用等、循環型社会の構築に向けた施策を講じていきます。

(6) 地球環境の保全

基本理念の「元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくり」につながる基本方針です。

誰もが環境に影響を与えながら生活し、事業・経済活動を行っていることから、市民、事業者、市が協力して地球環境の保全に向けた施策を講ずる必要があります。

特に、地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしており、自動車依存社会である現状を考慮すると地域レベルにおいても積極的に取り組むべき問題となっています。そのため、国や他の地方公共団体、その他関係団体との連携、市民、事業者、市の協働による地球環境の保全に向けた施策を講じていきます。

(7) 環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上

基本理念の「市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築」につながる基本方針です。

環境問題の解決に向けては、市民、事業者、市が環境に対する正しい認識を持ち、環境保全・創造活動に取り組む必要があります。そのため、環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上に向けた施策を講じていきます。

(8) 協働及び推進体制の構築

基本理念の「市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築」につながる基本方針です。

市民、事業者、市は誰もが公平な責務、役割を有しており、自然環境の保全及び生活環境の創造に向けた施策を推進する際にはどの主体も欠けることはできません。また、環境問題は様々な要因が複雑に絡み合っているため、各主体間の連携だけでなく、国や他の地方公共団体との連携による包括的な取組が必要となります。そのため、環境施策を円滑に協働して取り組めるよう、協働及び推進体制の構築に向けた施策を講じていきます。

※ 3R：ごみそのものを減らすリデュース (Reduce)、何回も繰り返して使用するリユース (Reuse)、分別して再び資源として利用するリサイクル (Recycle) の総称。

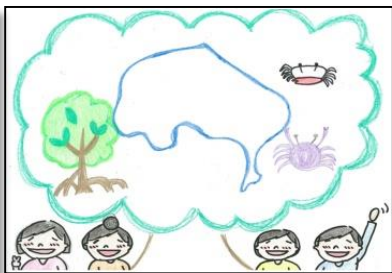
名護市環境基本計画策定に向けて…

名護市環境基本条例及び環境基本計画策定に向けた取り組みの一環として、平成 24 年 11 月 4 日（日）に開催された環境フェアにおいて、屋我地中学校の生徒の皆さんにご協力いただき、ワークショップを行いました。屋我地中学校は市内でも特に積極的に環境教育に取り組まれている学校の一つであり、これまで 20 年間に渡ってマングローブの植樹活動を行ってきています。ワークショップでは、絵を描いてもらうことで自分の生まれ育った本市の将来の環境を考えてもらうことを目的に、「こんな屋我地島になったらいいな」をテーマにそれぞれが思い描く理想の屋我地島を絵で表現してもらいました。限られた時間の中、生まれ育った屋我地島に対して心のこもったステキな絵を描いていただきました。



「屋我地の島を支えるアコウの木」

屋我地島にはよく人が集まるアコウの木があるので、これからも成長を続けてほしいという思いで描きました。



「みんなが笑顔になる屋我地島」

屋我地島に住んでいる人々が笑顔になればいいなと思い、このタイトルにしました。

こんな屋我地島に なったらいいな！

屋我地中学校の皆さんが考える理想の屋我地島がステキな絵になりました。



「緑がいっぱい
優しさいっぱい
の屋我地島」

屋我地島にはマングローブなどの植物がいっぱいあるので「緑」をテーマに掲げました。また、優しく親切な人が多くいるので、もっと素晴らしい屋我地島を広げていけたらいいなと願い、このタイトルにしました。



「自然がいっぱいの屋我地島」

マングローブやサトウキビがたくさんあって自然がいっぱいのみんなから愛される島になってほしいと思い描きました。



「笑顔あふれる自然豊かな屋我地島」

子ども達が元気に走り回れる安全な場所。海やヒルギ、畑や木が沢山ある自然豊かな場所。それが屋我地島であり、それが 10 年後も 20 年後も 30 年後もその先もずっと続いてほしいと思いこの絵を描きました。



「美しい島 ~beautiful island~」

屋我地島は海を見た景色がとても美しく、きれいです。屋の海の景色も夕日が沈む時の景色も最高にきれいです。屋我地島の良い部分は「美しくきれい」だと思うので、「美しい島」をタイトルにしました。



「結の島 エコ愛ランド」

屋我地島は屋我地大橋・古宇利大橋・ワルミ大橋の 3 つの橋で結ばれた「結の島」。また、誰でも親切な愛情豊かなやがじんちゅ！

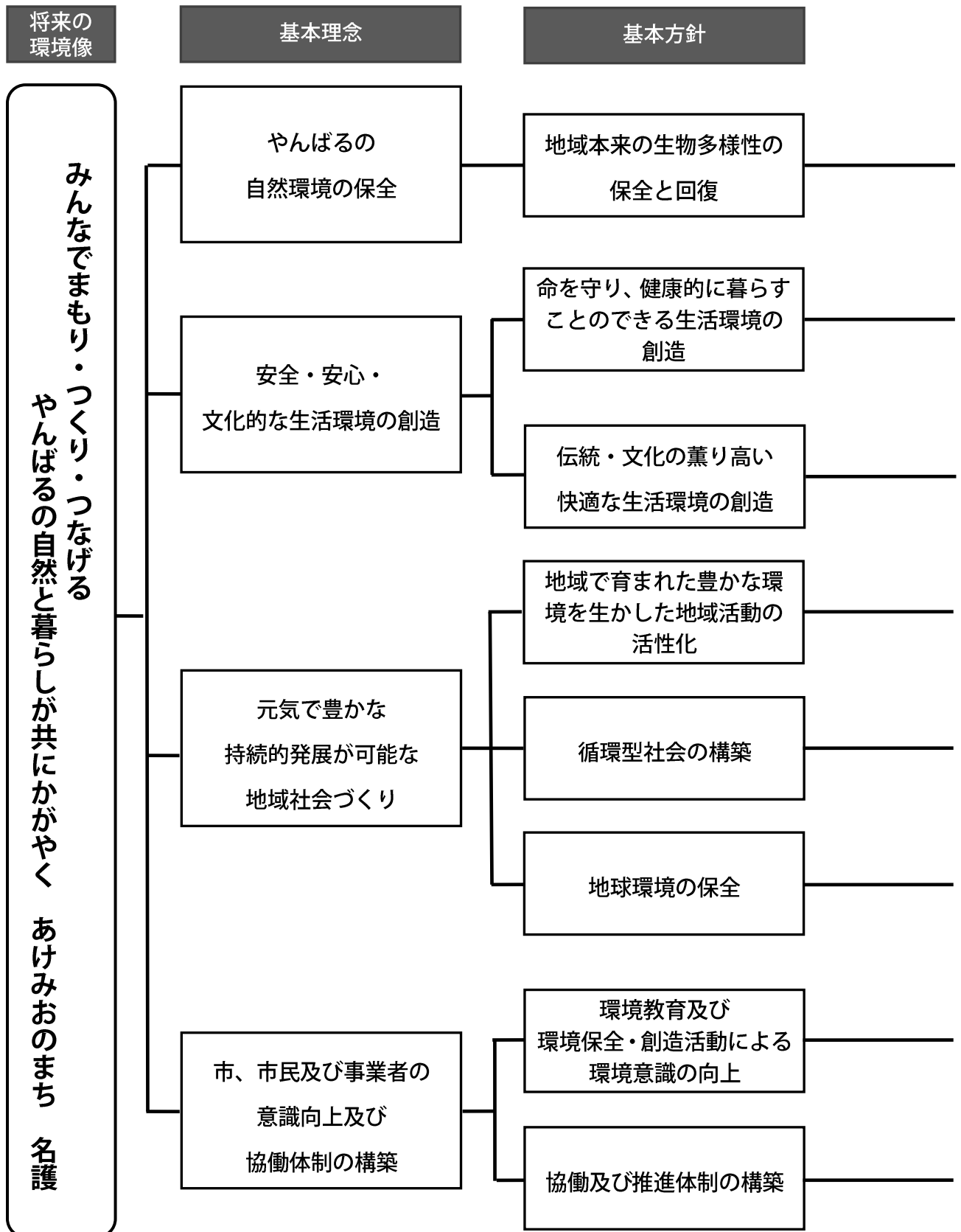
第4章 より良い環境づくりに向けた 施策とその内容

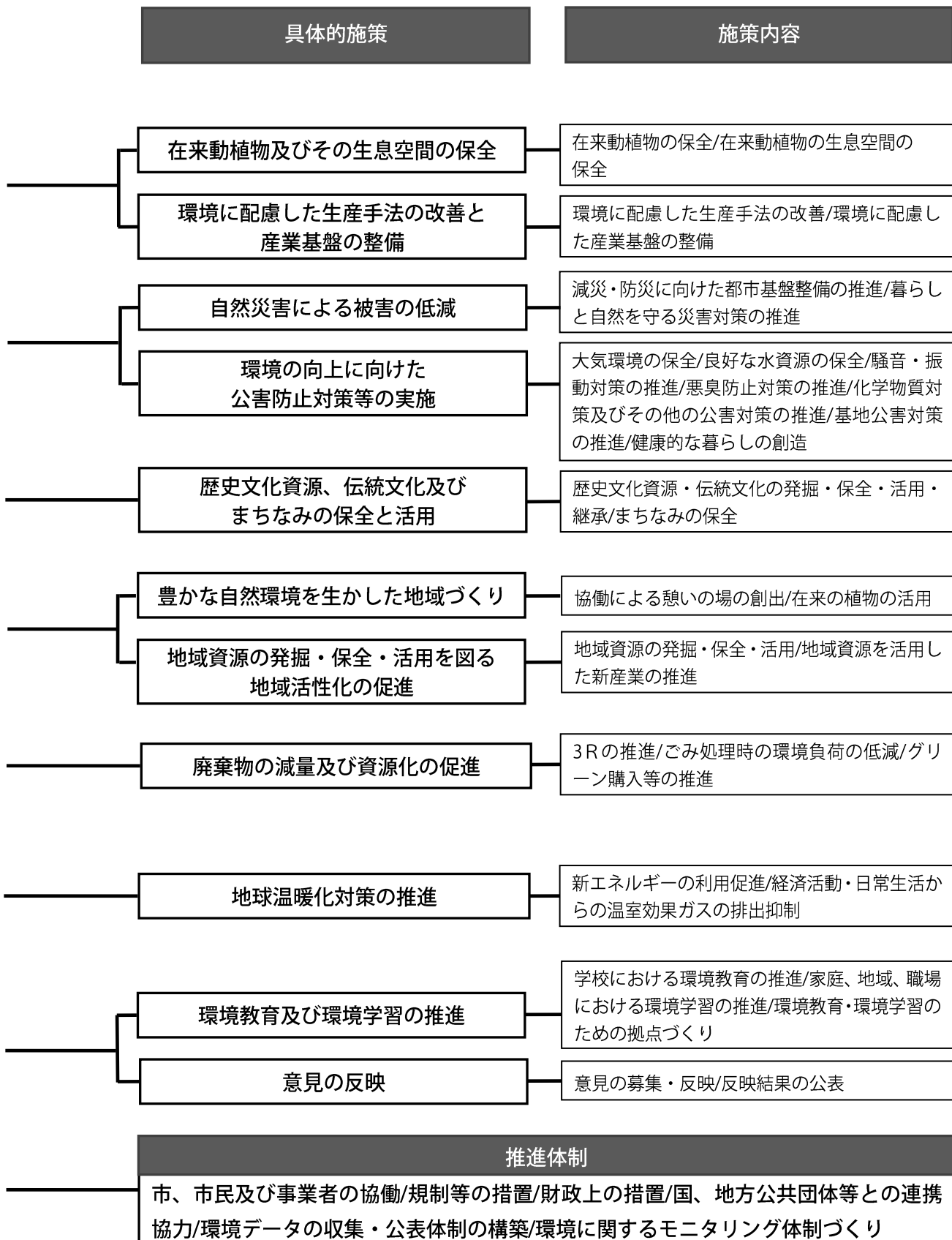
施策の体系を示すとともに、将来の環境像の実現に向けた自然環境の保全、生活環境の創造に関する行政施策や市民、事業者の取り組みを体系的に整理しています。

4-1. 施策の体系.....	26
4-2. 具体的施策.....	28
4-3. 施策の展開.....	31

4-1. 施策の体系

本計画の施策の体系は以下のとおりです。





4-2. 具体的施策

具体的施策は、本市の環境をより良いものにしていくための主要な取り組みをより具体的に示したものであり、名護市環境基本条例で位置づけた基本理念、基本方針に基づいて、定められています。具体的施策の内容は以下のとおりです。

(1) 在来動植物及びその生息空間の保全

基本方針の「地域本来の生物多様性の保全と回復」につながる具体的施策です。

在来動植物及びその生息空間の保全に向けて、自然環境の適切な保全及び回復に努め、自然環境が改変される場合は事業者へ必要な措置を講ずるよう指導する等、在来動植物への様々な悪影響の低減を図るための必要な措置を講ずるよう努めると規定しています。

(2) 環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備

基本方針の「地域本来の生物多様性の保全と回復」につながる具体的施策です。

経済発展と環境保全は別のものとして捉えるのではなく、環境に配慮した産業活動に転換することによって経済発展も環境保全も両立できるよう、環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備に向けて必要な措置を講ずるよう努めると規定しています。

(3) 自然災害による被害の低減

基本方針の「命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造」につながる具体的施策です。

私たちの生活のベースとなる生活環境及び社会基盤を安全・安心に維持するために、自然災害による環境への被害の低減に向けて必要な措置を講ずるよう努めると規定しています。

(4) 環境の向上に向けた公害防止対策等の実施

基本方針の「命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造」につながる具体的施策です。

市民の健康と安全の確保に向け、公害問題や環境を悪化させる問題等の未然防止、被害の予防、問題が発生した際の紛争処理等の必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

(5) 歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用

基本方針の「伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造」につながる具体的施策です。

歴史文化資源や伝統文化、まちなみは市民の心のよりどころとなり、より豊かな生活環境を形成する要素となっていることから、歴史文化資源、伝統文化、まちなみの保全と活用に向けた必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

(6) 豊かな自然環境を生かした地域づくり

基本方針の「地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化」につながる具体的施策です。

現在も残る、豊かな自然環境を活用した地域づくりを推進することで、市民が誇れるまちをつくっていく必要があることから、自然環境を生かした地域づくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めることを規定しています。

(7) 地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進

基本方針の「地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化」につながる具体的施策です。

本市には、各地域に独自の資源が多数存在しており、それらを発掘・保全・活用することによって地域の活性化につながります。また、地域独自の資源を活用した地域開発によって地域の発展と環境保全の両立・統合を図る必要があることから、地域資源の発掘、保全、活用を図る地域活性化の促進に努めることを規定しています。

(8) 廃棄物の減量及び資源化の促進

基本方針の「循環型社会の構築」につながる具体的施策です。

持続的発展が可能な社会の在り方としては、ごみの抑制、再利用、再生利用によって環境への負荷が軽減された「循環型社会」の構築が必要であることから、排出されるごみの減量や資源のリサイクル等への取り組みの促進に向けた仕組みづくりや普及啓発等に努めることを規定しています。

(9) 地球温暖化対策の推進

基本方針の「地域環境の保全」につながる具体的施策です。

地球環境問題の中でも地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしており、自動車依存社会である現状を考慮すると地域レベルにおいても積極的に取り組むべき問題であることから、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に向け、関係機関や市民、事業者と協働で省エネルギーの推進や新エネルギーの利用促進、エコドライブの促進等の施策の推進に努めることを規定しています。

(10) 環境教育及び環境学習の推進

基本方針の「環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上」につながる具体的施策です。

市民、事業者による環境負荷の低減や環境保全・創造活動が推進されるためには、市民、事業者の意識の向上を図ることが重要であることから、市は市民、事業者、教育機関での環境教育及び環境学習が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めること、市民は環境教育及び環境学習を企画、実践あるいは受講するよう努めること、事業者は従業員に環境教育・環境学習の機会を設けることにより自然環境の保全及び生活環境の創造に関わる認識を高めるよう努めることを規定しています。

(11) 意見の反映

基本方針の「協働及び推進体制の構築」につながる具体的施策です。

自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を市民、事業者と協働で効率的かつ円滑に実施するためには、各主体の意見を拝聴し、市の施策に反映させることが重要であることから、市民参画の制度的な保障として、双方向に意見を聴く場の設置を含め、市民及び事業者の意見の反映に努めることを規定しています。

4-3. 施策の展開

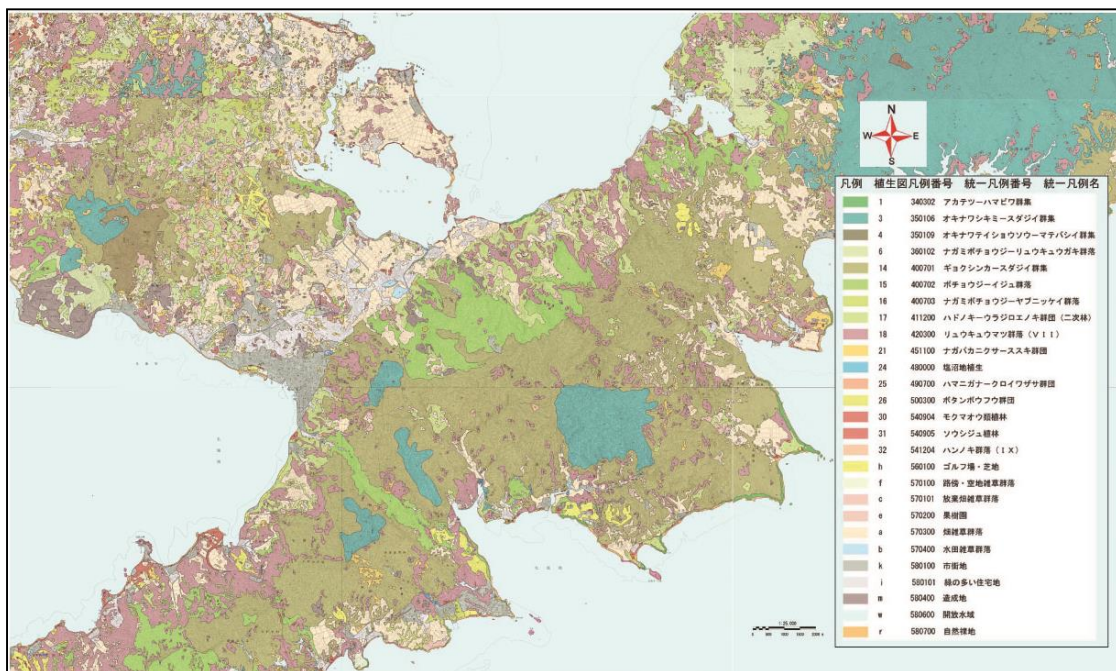
(1) 在来動植物及びその生息空間の保全

①現況と課題

本市には、南北に貫く脊梁山系と、八重岳、安和岳、嘉津宇岳からなる山系の2つの山系があります。また、本市の約80%が自然的土地利用となっており、その内、山林が約半分を占めています。

本市の植生は、基盤となる土壌が東側と西側で大きく異なっているため、国頭マージ*で構成されている東側は主にシイ林からなる森林景観、島尻マージ*で構成されている西側は主にヤブニッケイ林からなる森林景観となっています。

市全域を対象に昭和63年～平成14年にかけて実施された「名護市動植物総合調査（名護市教育委員会 平成15年）」では、シダ植物、種子植物合わせて669種、哺乳類12種、鳥類230種、爬虫類26種、両生類14種、昆虫類406種が確認されており、その中には固有種や沖縄県を分布の北限、南限とする種が多数確認されています。しかし、本調査以降は市全域を対象とした生物調査は行われておらず、本市の動植物の生息・生育状況の把握が課題となっています。



資料：第6回・第7回自然環境基礎調査（環境省）

図：第6回・第7回自然環境保全基礎調査 現存植生図

*国頭マージ：沖縄本島北部等に分布する、植物等の堆積によってできた土壌。鮮やかな褐色をしている強酸性の土壌。

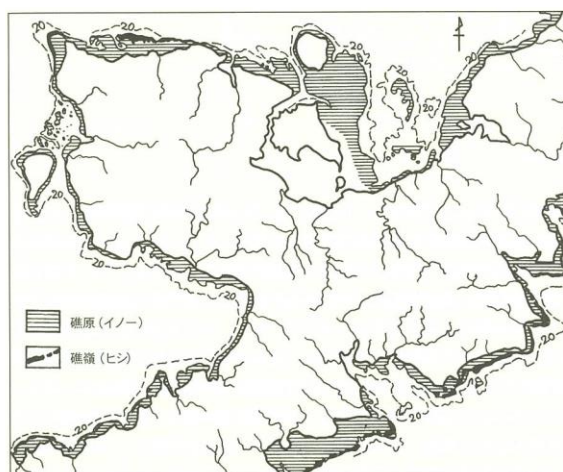
島尻マージ：沖縄本島中南部等に分布する、サンゴの化石である琉球石灰岩の風化作用によってできた土壌。赤褐色で琉球石灰岩が混ざる粘土質の土壌。

本市の動物相の特徴としては鳥類の多さが挙げられ、羽地内海や屋我地島一帯が渡り鳥の集団渡来地として「屋我地鳥獣保護区(国指定)」に指定されています。その他、「嘉津宇岳・安和岳・八重岳自然環境保全地域(県指定)」、「沖縄海岸国立公園」、「名護岳鳥獣保護区(県指定)」や風致地区※、保安林が指定されており、自然環境の保全が図られています。

本市の河川は、嘉津宇岳・八重岳の山系と名護岳・多野岳や久志岳・辺野古岳等の脊梁山系を源に発達しており、大小43の水系と、87の小中河川が太平洋及び東シナ海へ注いでいます。本市を代表する大きな河川は、源河川と羽地大川が挙げられ、河川勾配が比較的ゆるやかで、川を中心とする生態系が豊富に形成されています。また、大浦川は広大なマングローブ林にトンボ類等の昆虫を始めとした多種多様な生き物が生息していることが評価され、環境省が生物多様性保全の観点から重要な湿地を選定している「日本の重要湿地500」に指定されています。

沖縄県でも唯一、太平洋、東シナ海、羽地内海の3つの海に囲まれている本市では、長く変化に富んだ海岸があります。沿岸域ではサンゴ礁が発達し、陸地を取り囲むようにヒシ・イノーや干潟等が形成されています。市の東側では特にサンゴ礁が発達し、ヒシやイノーが形成されています。また、羽地内海では干潟が形成されており、羽地内海を含む屋我地では、マングローブの希少な分布地、渡り鳥の集団渡来地となっていること等が評価され、大浦川同様、「日本の重要湿地500」に指定されています。

本市には、山・川・海の豊かな自然環境を基盤に多種多様な動植物が生息・生育しています。しかし、これまでに52種の外来種が確認（「沖縄の帰化動物～海をこえてきた生きものたち～」沖縄県立博物館 平成8年より）されており、外来種による在来動植物への悪影響が懸念されています。また、動植物の違法な捕獲や乱獲による希少な動植物の減少も懸念され、これらの悪影響による在来動植物の減少を防ぐための対策が求められています。



資料：名護市史 本編7 社会と文化（名護市 平成14年）

図：サンゴ礁の分布

※風致地区：都市の中の樹林地や水面等の自然的景観を維持し、人と自然との調和のとれた環境をつくるため、都市計画法にもとづいて定められた地区。造成や建築等を行う際に一定の制限がある。

本市の特徴的な生き物（天然記念物）

表：国指定の天然記念物（平成25年6月4日現在）

分類	名称	指定年月日	写真番号
植物	名護のひんぷんガジュマル	平成9年9月2日	(1)
動物	カラスバト	昭和45年11月12日	(2)
	オカヤドカリ	昭和45年11月12日	(3)
	ケナガネズミ	昭和47年5月15日	(4)
	オキナワトゲネズミ	昭和47年5月15日	(5)
	アカヒゲ	昭和47年5月15日	(6)
	ジュゴン	昭和47年5月15日	(7)
	リュウキュウヤマガメ	昭和50年6月26日	(8)
	ノグチゲラ	昭和52年3月15日	(9)
	ヤンバルクイナ	昭和57年12月18日	(10)

資料：名護市資料

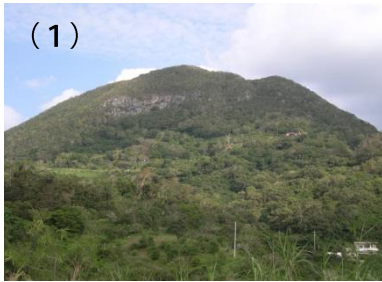


写真提供：名護市教育委員会（オキナワトゲネズミ、ジュゴン除く）
 やんばる野生生物保護センター（オキナワトゲネズミ）
 沖縄県自然保護課（ジュゴン）

表：県指定の天然記念物（平成25年6月4日現在）

分類	名称	指定年月日	写真番号
植物	嘉津宇岳・安和岳・八重岳自然保護区	昭和47年3月14日	(1)
	宮里前の御嶽のハスノハギリ林	昭和48年3月19日	(2)
	名護番所跡のフクギ群	昭和49年3月18日	(3)
動物	コノハチョウ	昭和44年8月26日	(4)
	フタオチョウ	昭和44年8月26日	(5)
	クロイワトカゲモドキ	昭和53年11月9日	(6)
	イボイモリ	昭和53年11月9日	(7)
	イシカワガエル	昭和60年3月29日	(8)
	ナミエガエル	昭和60年3月29日	(9)
	ホルストガエル	昭和60年3月29日	(10)
	アマミヤマギシ	平成6年2月4日	(11)

資料：名護市資料

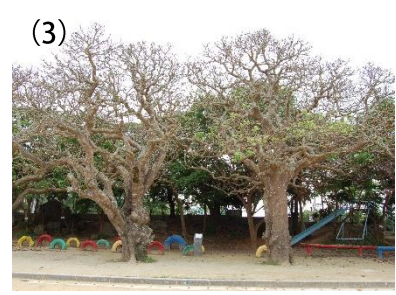


写真提供：名護市教育委員会

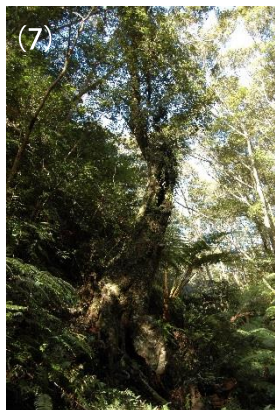
表：市指定の天然記念物（平成 25 年 6 月 4 日現在）

分類	名称	指定年月日	写真番号
植物	済井出のアコウ	昭和 48 年 6 月 15 日	(1)
	東江のミフクラギ	昭和 48 年 6 月 15 日	(2)
	屋部小学校のデイゴ	昭和 48 年 6 月 15 日	(3)
	許田のウバメガシ	昭和 48 年 11 月 27 日	(4)
	底仁屋の御神松	昭和 50 年 9 月 3 日	(5)
	屋我地小学校のアコウ	昭和 54 年 3 月 24 日	(6)
	大湿帯のオキナワウラジロガシ	昭和 58 年 3 月 23 日	(7)
	大浦のマングローブ林	平成 7 年 10 月 20 日	(8)
	真喜屋のサガリバナ	平成 10 年 2 月 20 日	(9)
	仲尾次アシャギ庭のヤブツバキ群	平成 16 年 1 月 28 日	(10)
	安部拝所のガジマル	平成 16 年 1 月 28 日	(11)
	大浦アサギ庭のガジマル	平成 18 年 2 月 15 日	(12)
	大浦のイチョウ	平成 18 年 2 月 15 日	(13)
	瀬喜田小学校のセンダン	平成 18 年 6 月 7 日	(14)
	川上の蔡温松	平成 24 年 10 月 1 日	(15)
	屋我のコバテイシ並木	平成 25 年 6 月 4 日	(16)
動物	オキナワコキクガシラコウモリ	平成 4 年 3 月 1 日	(17)

資料：名護市資料



写真提供：名護市教育委員会

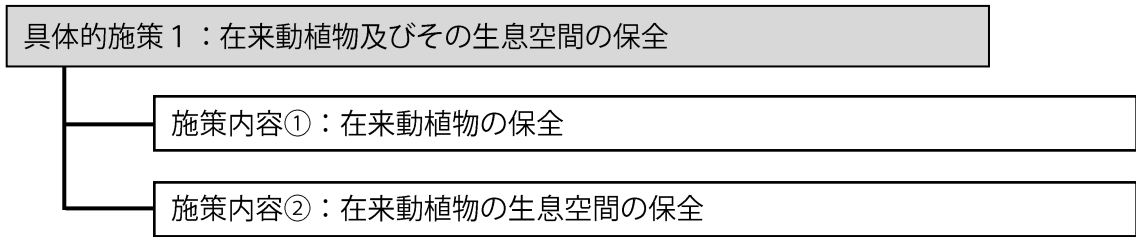


写真提供：名護市教育委員会

②施策の方向性

豊かな生態系の保全に向け、在来動植物及び外来種の生息・生育状況、またその生息空間である自然環境の状況を把握し、生態系に悪影響を与えている外来種や動植物の違法な捕獲や乱獲に対する対策を講じます。動植物の生息空間である森林、河川、海域等の開発に際しては、自然環境へ影響を配慮します。自然環境を保護、保全する地域として法律で指定されている地域や、地域特有の自然環境を継続的に保全するため、国、県やその他関係機関、地域住民等との連携を図ります。

③具体的施策と施策内容の関係



④主体別取り組み内容

a. 在来動植物の保全

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・自然環境調査や既存文献調査等により、本市の特徴的な在来動植物及び外来種の生息・生育状況に関する情報の収集に努めます。	環境対策課環境政策係 文化課文化財係 博物館博物館係
	・国や県との連携によって、動植物の違法な捕獲や飼育、乱獲の防止に関する普及啓発を行います。	環境対策課環境政策係 文化課文化財係 博物館博物館係
	・国や県との連携によって、外来種の放逐・移入・拡大防止に関する普及啓発を行います。	環境対策課環境政策係 博物館博物館係
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市や環境関係団体等が行う自然観察会や生物調査、自然環境を守るボランティア活動等に積極的に参加・協力しましょう。 ・動植物をむやみに捕獲・採取するなど、生態系を乱す行為は止めましょう。 ・外来種及びペットを捨てるのは止めましょう。 ・外来種の持ち込みや放流・放逐は止めましょう。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来種の販売は控えましょう。 	

b. 在来動植物の生息空間の保全

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・自然環境保全上重要な地域として指定されている、鳥獣保護区や自然環境保全地域等の適正な管理に向け、国や県等の関係機関との連携に努めます。	環境対策課環境政策係
	・地域に根差した自然環境の保全に向け、地域住民の発意による環境まちづくりに向けた支援に努めます。	環境対策課環境政策係
	・動植物の生息空間となっている森林等の状況を把握し、その結果に基づき森林の保全・創出を図ります。	環境対策課環境政策係 農林水産課林務水産係
	・県等の調査に基づき、河川及び海域の汚濁状況等の把握を行います。	環境対策課環境保全係
	・本市が管理する漁港海岸、河川及び水路の保全に努め、河川改修や高潮対策等の治水上、整備が必要な所においては、多自然型工法 [※] 等の活用による生物多様性が確保された河川及び水辺空間の整備・創出に努めます。国または県が管理する河川及び海岸については積極的な呼びかけを行います。	環境対策課環境政策係 農林水産課林務水産係 建設土木課土木係 博物館博物館係
	・本市が管理する河川及び水路の定期的な浚渫 [※] の実施に努めます。国または県が管理する河川及び海域については積極的な呼びかけを行います。	建設土木課管理係
	・自然環境が豊かな地域において在来の野生動物の生息域を開発や道路等で分断することの無いよう努めます。また、やむを得ず分断してしまう場合は、移動経路の設置に努めます。	環境対策課環境政策係 農林水産課農業土木係 農林水産課林務水産係 建設土木課土木係
	・公共事業における開発行為に関しては、「環境影響評価法」及び「沖縄県環境影響評価条例」に基づき、環境に配慮した方策の導入に努めます。また、民間事業者に対しても同様の配慮がなされるよう啓発・指導を行います。	環境対策課環境政策係 都市計画課都市計画係 都市計画課区画整理係 建設土木課土木係
	・自然と調和した生活環境づくりとなるよう、県の「自然環境の保全に関する指針」に基づき、開発事業等に対する助言を行います。	環境対策課環境政策係
市民	・地域の自然環境を学び、地域住民が主体となって環境まちづくりに取り組みましょう。 ・身近な自然環境について関心を持ち、大切にしましょう。	
事業者	・地域の一員として、地域住民主体の環境まちづくりに協力しましょう。 ・地域の一員として、身近な自然環境について関心を持ち、大切にしましょう。 ・開発行為等を行う際は既存の法令を遵守するとともに、自然環境への影響が少なくなるよう配慮しましょう。	

※多自然型工法：治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめ、良好な河川環境の保全あるいは復元を目指す、自然環境に配慮した工事のこと。
浚渫：河川等の底の土砂を掘り取ること。

(2) 環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備

①現況と課題

a. 農業

本市では、約 16%を農地、約 55%を山地が占め、就業者の約 10%弱が第 1 次産業従事者となっています。

近年、化学農薬や化学肥料の使用を抑えることによる自然環境に対する悪影響が抑えられた、環境保全型農業の取り組みが拡大しており、本市においても、堆肥等による土づくりを基本に化学農薬、化学肥料の使用量を低減させた生産方法の導入計画を県に認定された農業者である、エコファーマー*の認定に向けた支援を行っています。平成 25 年現在のエコファーマーは野菜農家 11 戸、果樹農家 7 戸となっています。今後とも適切な施肥管理、減農薬栽培等による環境にやさしい農業を推進していく必要があります。

また、農家数の減少に伴い経営耕地面積の減少、耕作放棄地の増加が問題になっています。

耕作放棄地の増加は、これまで田畑に生息していた動植物の生息空間の減少や景観阻害等につながります。そのため農地の集約化や規模拡大等による良好な農地の保全、耕作放棄地の有効利用等によって環境に配慮した農地基盤を整備する必要があります。さらに、本市ではカラス、シロガシラ、ヒヨドリ、コウモリ、イノシシ等による有害鳥獣被害が発生しており、平成 25 年現在の被害面積は 14.2ha、被害額は約 44,287 千円となっています。有害鳥獣被害は農業を辞めてしまう 1 つの要因として挙げられることから、良好な営農環境の整備に向けて今後とも有害鳥獣対策を講じる必要があります。

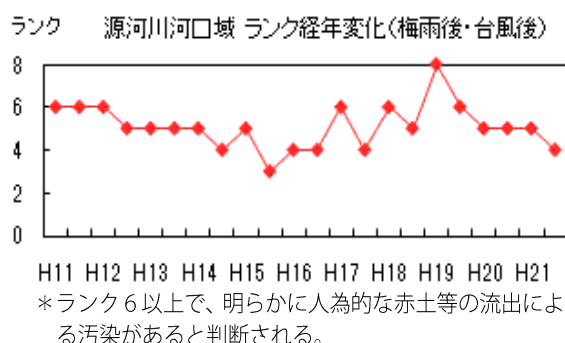
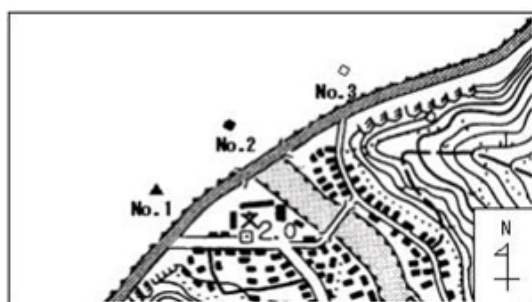


鳥獣被害防止対策の様子

*エコファーマー：持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、堆肥などを施して土地の力を高め、化学肥料、化学農薬を減らす生産計画を都道府県知事に提出し、認定された農業者のこと。

本市では土壌の性質上、降雨によって赤土等が流出しやすい特徴があります。特に、本土復帰の1973年以降は、ダム建設や河川改修工事、サトウキビやパインの作付けが増えたことによる農地の基盤整備等が急増し、赤土の流出問題が顕在化してきました。沖縄県では、開発現場等からの赤土等の流出を防ぐため、平成6年度に「沖縄県赤土等流出防止条例」を制定しています。

沖縄県では、海域の赤土等の堆積状況、サンゴの種類や被度等の経年的な把握を目的に「赤土堆積状況等定点観測調査」を実施しており、源河川河口域において、人為的な赤土等による汚染が確認されています。流出した赤土等は、河川や海域の生態系への悪影響が懸念されていることから、「沖縄県赤土等流出防止条例」の遵守だけでなく、沈砂池*やグリーンベルト*等の赤土等流出防止対策施設の設置、また維持管理による赤土等の流出防止が求められています。



資料：平成21年度赤土等汚染海域定点観測調査結果（沖縄県 環境保全課）

図：源河川河口の調査地点

図：源河川河口域の経年変化



赤土流出の様子

※沈砂池：流れ出た赤土を集め、沈殿させてから川等に排出させるために設ける人工の池。

グリーンベルト：裸地や畑の周辺、斜面の下側等に、樹木や草木などの植物を帯状に植えることにより、水の流れを弱めたり、濁水中の土粒子を捕捉したりして赤土等の流出を防ぐ対策方法。一般的に行われている赤土等流出防止対策の中で、農地等の赤土等流出源に対して、重要な防止対策であると言われている。

b. 畜産業

本市では、養豚や養鶏が盛んに営まれています。一方で、畜舎からの臭気や排水に関する問題が市民より挙げられています。本市ではこれまで住宅周辺にある畜舎の移転や、環境に配慮した畜産方法及び畜産施設に関する情報提供等の支援を行ってきました。畜舎から発生する悪臭は生活環境へ悪影響を与え、処理が十分ではない畜舎排水は河川の汚濁等につながるため、畜産技術や畜産施設等に関する支援を継続して取り組む必要があります。

c. 林業

本市の林野面積は平成 22 年現在、13,479ha であり、林野率は 64%となっています。

森林には水源のかん養^{*}、災害の防止、自然環境及び生活環境の保全、木材等の林産物の供給、また二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する等の多面的な機能があります。

一方で、森林の造成には長い時間がかかり、無秩序な伐採が行われ一度荒廃してしまうと、復元するためには長い時間がかかってしまいます。そこで、国や、都道府県、市町村等が森林の適切な管理・育成を実施していくために「森林計画制度」が設けられています。

本市では、森林、林業のとりまく環境、森林資源の内容、地域の森林に対するニーズ等を総合的に勘案した地域ごとの特色を生かした計画として、「名護市森林計画書」が策定されており、その上位計画として「沖縄北部地域森林計画書」が策定されています。

引き続き、森林の持つ多面的な機能が発揮できる良好な森林の育成、保全に向けては、「沖縄北部地域森林計画書」及び「名護市森林計画書」にもとづく森林の管理を行う必要があります。

d. 建設業等

工事現場等で使用する建設機械に対しては、建設機械の使用によって発生する大気汚染物質の削減を目的に、排出ガス性能の良い建設機械の普及促進や、排出ガス規制が国によって行われています。平成 18 年度からは、建設機械等の公道を走行しない特殊自動車に対し、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」による建設機械の使用規制が行われています。

また、「沖縄県赤土等流出防止条例」では、1,000 m³を超える事業行為を行う場合に、赤土等の流出防止対策の内容等について、民間企業の場合は事前に届出、公共事業の場合は事前通知を行うよう定めています。

建設工事や開発行為等による自然環境への悪影響を防ぐためには、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」や「沖縄県赤土等流出防止条例」等の既存法令の遵守による環境汚染物質の排出を防ぐ必要があります。

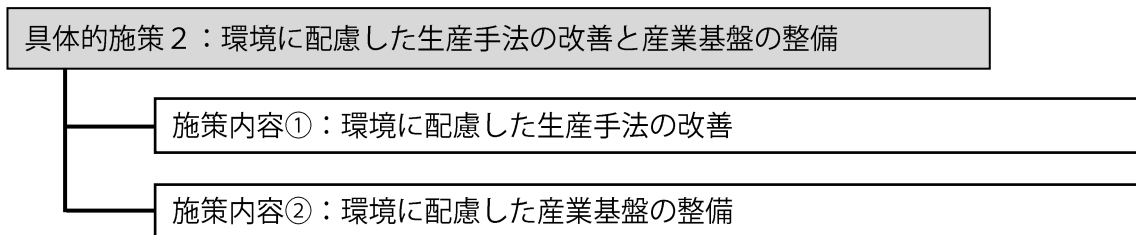
^{*}水源のかん養（水源かん養）：森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能や、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能のこと。

②施策の方向性

本市の持続的な発展に向けては、事業活動による経済発展と環境保全は別のものとして捉えるのではなく、環境に配慮された手法による事業活動を行うことによって経済発展を押し進める必要があります。

そこで、環境にやさしい農業、畜産手法等の環境に配慮した生産手法に改善するための支援や、赤土等流出防止対策、耕作放棄地対策等の環境に配慮した産業基盤整備に向けた支援を行います。

③具体的施策と施策内容の関係



④主体別取り組み内容

a. 環境に配慮した生産手法の改善

主体	取り組み内容	
		主な担当課・係
市	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携によって、適切な施肥管理による土づくりや減農薬栽培等の環境にやさしい農業推進に向けた支援を行います。 	農政畜産課園芸畜産係
	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携によって、水の使用を抑えた畜産方法や悪臭の少ない畜舎等の畜産技術や施設等の導入の推進に向けた普及啓発を行います。 	農政畜産課園芸畜産係
	<ul style="list-style-type: none"> 環境汚染物質の排出を防ぐため、建設工事等を行う際は、環境への負荷の少ない重機等の導入を促進します。また、民間事業者に対しても同様の配慮がなされるよう啓発・指導を行います。 	農林水産課農業土木係 農林水産課林務水産係 都市計画課公園街路係 建設土木課土木係 建設土木課管理係 下水道課建設係 下水道課管理係 施設課建設係
市民	<ul style="list-style-type: none"> 家庭菜園を行う際は、肥料や農薬を適正に使用しましょう。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 肥料や農薬を適正に使用し、環境にやさしい農業に取り組みましょう。 エコファーマーの認定を目指しましょう。 環境にやさしい畜産方法や施設の導入に努めましょう。 工事等を行う際は、環境への負荷の少ない重機等を導入し、環境汚染物質の排出を防ぎましょう。 	

b. 環境に配慮した産業基盤の整備

主体	取り組み内容	
		主な担当課・係
市	<ul style="list-style-type: none"> 「沖縄県赤土等流出防止条例」の遵守及び関係機関との連携により、赤土等流出防止対策の普及啓発を行います。また、赤土等流出防止対策の適切な維持管理に向けた支援を行います。 	環境対策課環境保全係 農政畜産課農業計画係 農政畜産課園芸畜産係 農林水産課農業土木係 都市計画課公園街路係 建設土木課土木係 建設土木課管理係 施設課建設係
	<ul style="list-style-type: none"> 農地の利用状況調査をもとに、農地の貸し出し斡旋や規模拡大等を推進し、耕作放棄地の減少及び有効活用を促進します。 	農政畜産課農業計画係
	<ul style="list-style-type: none"> 「農業振興地域の整備に関する法律」を運用し、農地の集約化等によって、優良な農地の保全を推進します。 	農政畜産課農業計画係
	<ul style="list-style-type: none"> 良好な森林の育成・保全に向け、「沖縄県北部地域森林計画書」及び「名護市森林計画書」に基づき、森林の育成・管理を推進します。また、林道の維持管理に努めます。 	農林水産課林務水産係
	<ul style="list-style-type: none"> 農作物に被害をもたらす有害鳥獣に対しては、関係機関と連携し対策を推進します。 	農政畜産課園芸畜産係 農林水産課林務水産係
市民	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭の敷地から赤土等が流出しないようにしましょう。 市民農園等を利用し、農業や自然に親しみましょう。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 農地では、赤土等の流出防止対策に努めましょう。 大規模な開発行為等を行う際は、「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づく手続きと対策を講じましょう。 赤土等流出防止対策施設（排水路、沈砂池等）の適切な維持管理に努めましょう。 耕作放棄地は適切に管理しましょう。 農地の貸し出しや規模拡大等により、耕作放棄地の有効活用に努めましょう。 収穫、伐採による立木の利活用及び造林等の森林の育成・管理を実施しましょう。 農地の有害鳥獣対策を実施しましょう。 	

(3) 自然災害による被害の低減

①現況と課題

本市は、平均年間降水量が多く、台風の通り道にあり、夏季に台風の襲来が多いという特徴を持つ亜熱帯性海洋性気候に属しています。沖縄県は台風の主要経路にあたっており、台風や熱帯性低気圧の襲来による暴風雨によって潮風害や洪水等の被害が発生しています。

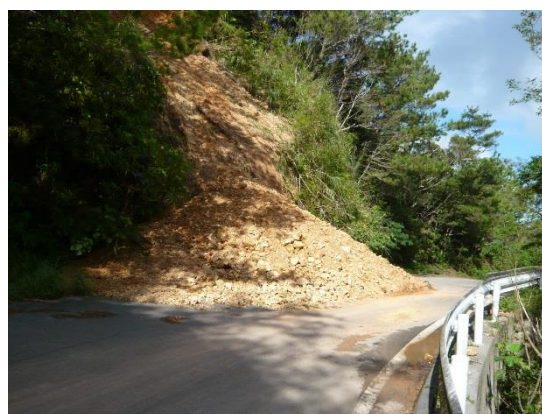
本市の年間平均台風接近数は3.4個となっていますが、平成24年には8個の台風が本市に接近しています。平成24年に本市に接近した台風16号は、人的被害、住家被害、道路破損、この他停電や、停電に伴う断水、高潮・高波による越波、農林水産業への被害等、甚大な被害を発生させています。

本市は台風の常襲地域となっていることなどから、総合的な治水対策や風害・潮害対策等を講じる必要があります。

表：平成24年の台風16号による本市の被害状況

項目		台風16号
暴風域に入った時間帯		9月15日22時頃～16日14時頃
避難勧告の出された時間帯		—
人的被害		1名
住家被害	床上浸水	40件
	床下浸水	34件
	一部損壊	6件
非住家被害		2件
道路損壊等		3件
農林水産業への被害額		総額 約 947,792千円

資料：速報 平成24年台風第16号について[第2報]（沖縄気象台）

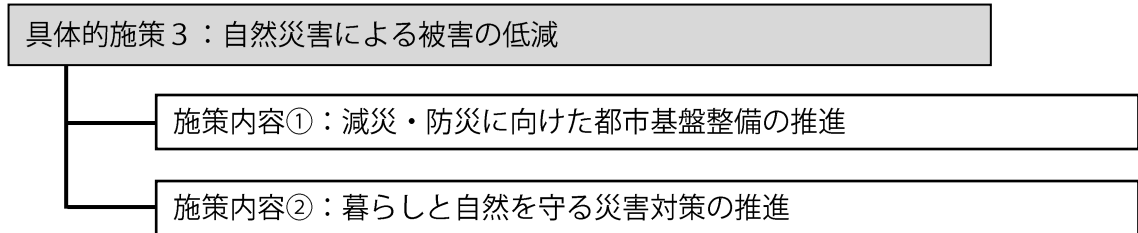


台風被害の様子（平成24年撮影）

②施策の方向性

自然災害による被害は、私たちの暮らしの基盤となる生活環境に甚大な影響を与えるものであるとともに、自然環境に対しても大きな影響を与えるものです。私たちが安全に安心して本市で生活ができ、同時に自然環境への被害も低減できるよう、風水害対策や総合的な治水対策等に取り組みます。

③具体的施策と施策内容の関係



④主体別取り組み内容

a. 減災・防災に向けた都市基盤整備の推進

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・風水害等を防止する海岸防災林等の緑地の保全・創造に向け、県及び関係機関との連携に努めます。	農林水産課林務水産係
	・河川・水路整備・下水道整備(雨水)等、雨水処理施設整備の促進及び適切な維持管理によって、総合的な治水対策を推進します。	都市計画課公園街路係 建設土木課土木係 建設土木課管理係 下水道課建設係
市民	・防災対策を日常の生活の中から心がけましょう。	
事業者	・防災対策を日常の事業活動の中から心がけましょう。	

b. 暮らしと自然を守る災害対策の推進

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・自然災害による人的な被害を防ぐとともに、貴重な動植物への被害軽減に向けた災害対策を行います。	環境対策課環境政策係

(4) 環境の向上に向けた公害防止対策等の実施

①現況と課題

a. 大気環境

大気汚染とは、自動車や事業所の煙に含まれる汚染物質により空気が汚れることを指し、喘息などの健康被害をもたらすと考えられています。主な大気汚染物質としては、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素、ばい煙、粉じん等があります。

大気環境に対しては人の健康を保護し、生活環境を保全するため、望ましい大気環境基準*が「環境基本法」によって定められています。本市では、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握する「一般環境大気測定局」が、北部福祉保健所（名護測定局）に設置されています。名護測定局では、沖縄県によって二酸化硫黄、二酸化窒素の測定が行われているほか、平成 20 年度までは浮遊性粒子状物質*、平成 21 年度からは光化学オキシダント*の測定が行われています。

名護測定局では、平成 23 年度までの過去 10 年間、二酸化硫黄及び二酸化窒素は環境基準を満たしており、浮遊状粒子物質も測定が行われた平成 20 年度まで環境基準を満たしています。一方、光化学オキシダントは、平成 21、22 年ともに環境基準を上回る結果となっています。この結果については、大陸からの移流による影響が指摘されていますが、良好な大気環境の維持に向けては、継続的な情報把握が必要と言えます。

また、市民からの意見では、野焼きの問題が挙げられています。野焼きは一部の例外を除いて禁止されていることから、野焼きの防止に向けた取り組みを行う必要があります。

表：名護測定局における大気汚染物質の測定結果

項目	測定値	環境基準
二酸化硫黄	0.002ppm (平成 23 年度 1 日平均の 2%除外値)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ 1 日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。
二酸化窒素	0.009ppm (平成 23 年度 1 日平均値の年間 98%値)	1 日平均値の年間 98%値が 0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊性粒子状物質 (~平成 20 年度)	0.050ppm (平成 20 年度 1 日平均の 2%除外値)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ m を超えた日が 2 日以上連続せず、かつ 1 日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ m 以下であること。
光化学オキシダント (平成 21 年度~)	0.074ppm (平成 23 年度昼間 1 時間値の最高値)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

資料：平成 24 年度沖縄県環境白書、平成 19 年度沖縄県環境白書（沖縄県）

※浮遊性粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 μ m（1 μ mは 1mの 100 万分の 1）以下のもの。微小なため大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼす。

光化学オキシダント：大気中の二酸化窒素と炭化水素類が紫外線により光化学反応してできる、オゾンを主成分とする物質。浮遊粒子状物質と共に光化学スモッグの原因となる。

環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

b. 水質環境

水質環境については、河川、海域、地下水の水質汚濁に対する環境基準が「環境基本法」によって定められています。水質汚濁に関する環境基準としては、「人の健康の保護に関する基準（健康項目）」と「生活の保全に関する基準（生活環境項目）」があります。健康項目では 27 項目の基準が定められており、全ての測定場所で直ちに達成、維持されるものとされています。生活環境項目は、河川、海域等の利用目的に応じた水域類型別に 9 項目の基準が定められており、都道府県が各水域の利水状況を勘案して類型指定を行い、基準を適用することになっています。

本市では、羽地大川、我部祖河川、汀間川、源河川の 4 河川と名護湾、羽地内海の 2 海域で水質の測定を行っています。各地点の水域類型指定状況は次に示すとおりです。

表：本市の水域類型指定状況

環境基準類型指定水域名	類型	達成期間	利用目的
羽地大川	A	直ちに達成	水道農業用水
我部祖河川(1)、(2)、(3)	A	直ちに達成	(1)水道用水、(2)農業用水、(3)水道用水
汀間川(1)、(2)	A	直ちに達成	(1)環境保全、(2)水道用水
源河川	A	直ちに達成	水道用水
名護湾海域	A	直ちに達成	水産資源
羽地内海(1)、(2)	(1)B、 (2)A	(1)5 年以内に可及的速やかに達成、(2)直ちに達成	(1)、(2)水産資源

※類型 A の環境基準（河川）

水素イオン濃度 (pH)：6.5 以上 8.5 以下、生物化学的酸素要求量 (BOD)：2mg/L 以下、浮遊物質 (SS)：25mg/L 以下、溶存酸素量 (DO)：7.5mg/L 以上、大腸菌群数：1,000MPN/100mL 以下

類型 A の環境基準（海域）

水素イオン濃度 (pH)：7.8 以上 8.3 以下、化学的酸素要求量 (COD)：2mg/L 以下、溶存酸素量 (DO)：7.5mg/L 以上、大腸菌群数：1,000MPN/100mL 以下、n-ヘキサン抽出物質（油分など）：検出されないこと

類型 B の環境基準（海域）

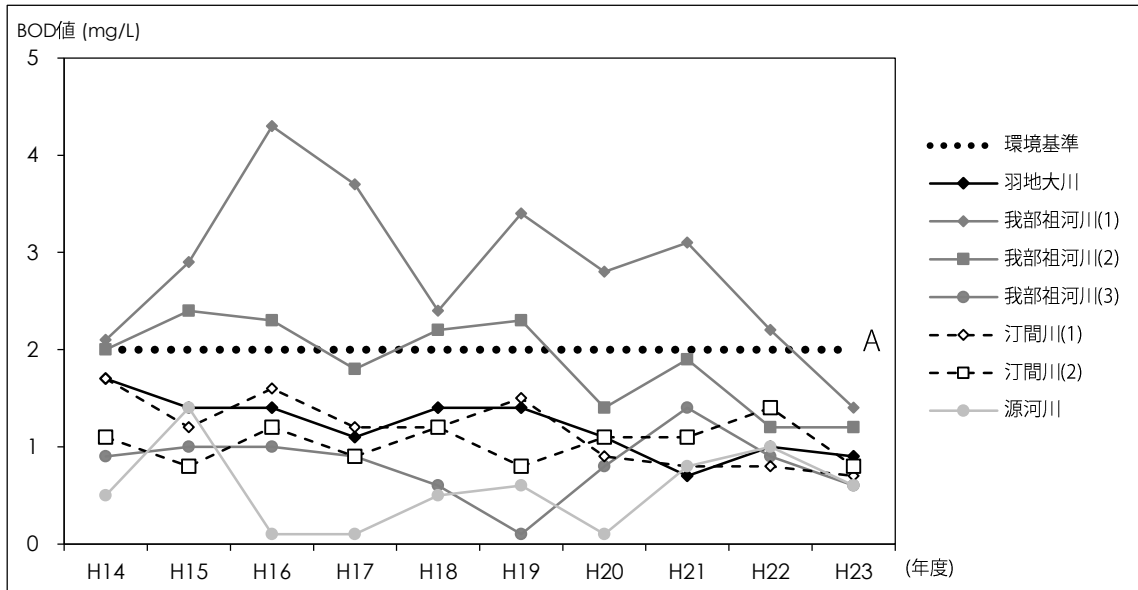
水素イオン濃度 (pH)：7.8 以上 8.3 以下、化学的酸素要求量 (COD)：3mg/L 以下、溶存酸素量 (DO)：5mg/L 以上、n-ヘキサン抽出物質（油分など）：検出されないこと

資料：平成 24 年度沖縄県環境白書（沖縄県）



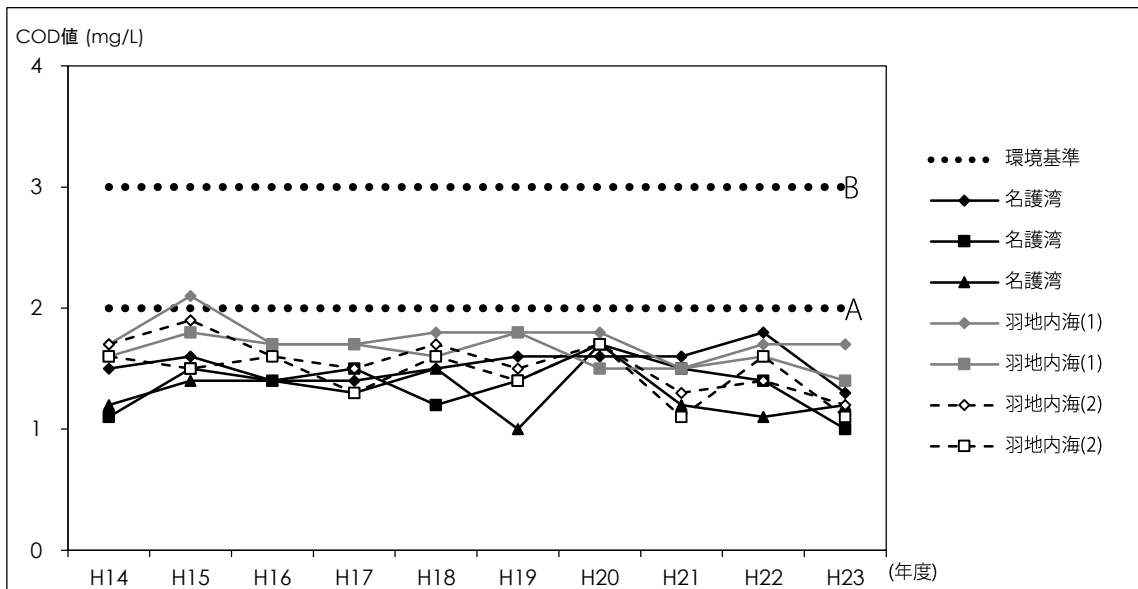
図：水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

水質汚濁に関する環境基準のうち健康項目は、平成 23 年度現在、市内の全調査地点において全ての項目で環境基準を満たしています。生活環境項目の BOD*及び COD*に関しては、これまで我部祖河川の調査地点で環境基準を超過していましたが、平成 23 年度は全調査地点において環境基準を満たしています。本市の河川の水質は改善傾向にあります。市民アンケートにおいて「きれいな河川」に対する満足度が低く、水質改善が求められていることから、今後とも水質環境の状況把握に努めるとともにさらなる水質向上に取り組む必要があります。



*我部祖河川(2)：平成 15 年度までは D 類型(～BOD 8mg/L)、その後 A 類型(～BOD 2mg/L)に変更になっている。
汀間川(2)：平成 15 年度までは B 類型(～BOD 3mg/L)、その後 A 類型(～BOD 2mg/L)に変更になっている。

図：本市の河川の水質 (BOD75%値) 経年変化



資料：平成 24 年度沖縄県環境白書（沖縄県）

図：本市の海域の水質 (COD75%値) 経年変化

※BOD：生物化学的酸素要求量。バクテリアが水中の有機物を分解するのに必要な酸素量。河川の汚濁指標として用いられる。
COD：化学的酸素要求量。酸化剤を用いて水中の有機物を分解するのに必要な酸素量。海や湖沼の汚染指標として用いられる。BOD、CODともに数値が高いほど汚染物質の量が多いことを示す。

本市には羽地ダムや真喜屋ダム等の貯水池があり、水源かん養機能を持つ森林が広大に広がっています。本市を含む沖縄県北部地域は、沖縄県の水がめとなっていることから、良好な水資源を継続的に利用していくために近隣の市町村等と連携し、水源地を守っていく必要があります。また、本市では上水道の整備が進められていますが、幸喜区、喜瀬区、許田区、数久田区、世富慶区、源河区、三原区では現在でもなお簡易水道を使用しています。これらの地域では、水質調査を継続するとともに安全安心な飲料水の確保に向けて上水道の整備を進める必要があります。

本市では、公共下水道施設、特定環境保全公共下水道施設*が敷設されていますが、平成24年度末時点の人口普及率(処理区域内人口/総人口)は61.1%となっています。また、下水道整備区域内の水洗化率(下水道利用人口/下水道利用可能人口)は97.6%となっています。市民からは、生活排水の垂れ流しや畜舎等からの未処理排水を問題視する意見、衛生環境の向上に向けて公共下水道の整備区域の拡大を求める意見が出されていることから、生活排水処理施設の整備や畜舎等からの排水処理の徹底を図る必要があります。

c. 騒音・振動

騒音・振動は、日常生活に関係が深い問題であり、その発生源も事業所や自動車、家庭生活など多岐に渡っています。騒音に対しては、「環境基本法」で環境基準が定められています。また「騒音規制法」において、特定工場より発生する騒音や特定建設作業に伴って発生する騒音に対する基準、自動車騒音に対する要請限度*が定められています。振動に対しては、「振動規制法」で特定工場等において発生する振動や特定建設作業によって発生する振動に対する基準、道路交通振動に対する基準が定められています。また、「騒音規制法」及び「振動規制法」にもとづき、用途地域が指定されている区域で、用途に合わせて騒音と振動に関する規制地域が指定されています。

沖縄県では自動車騒音の影響がある道路に面する地域の環境基準の達成状況評価を実施しており、平成18年度から平成22年度までに、県道71号線で1カ所、国道58号で3カ所の市内計4カ所で評価が行われました。その結果、国道58号沿道では評価対象とした261戸のうち、2戸で昼間の基準値を超過していました。

また、本市では、採石等の運搬車両の往来が激しく、騒音・粉じん等により生活環境が著しく損なわれていることから、国道449号宇茂佐地内を常時監視区域として設定し、騒音調査を行っています。平成23年度の調査では、昼間、夜間ともに要請限度及び環境基準を達成しています。

一方で、市民からは夜間の自動車やバイク等による騒音が発生している等の意見があることから、継続的な情報把握にもとづき騒音対策に努める必要があります。

※特定環境保全公共下水道施設：公共下水道のうち主として市街化区域外で設置される下水道。自然公園区域内の水質保全のためのもの、また農山漁村の生活環境の改善を図るためのもの、処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるものを指す。

要請限度：環境省令で定める指定地域内における自動車騒音または道路交通振動の限度。これを超える場合は、道路管理者等に意見を述べ、都道府県公安委員会に対し対策を講じるよう要請することができる。

表：自動車交通騒音測定結果

路線名		県道 71 号線	一般国道 58 号		
評価区間		名護市字伊差川～ 名護市城	名護市字為又～ 名護市字伊差川	名護市字宮里～ 名護市字為又	名護市字東江～ 名護市宮里
測定地点の 等価騒音レ ベル(dB)*	昼間	64	55	67	67
	夜間	60	47	60	60
騒音測定年度		H22	H18	-	H21
評価対象住居等戸数(戸)		605	179	261	378
夜間のみ基準値超過 (戸[%])		0[0]	0[0]	0[0]	0[0]
昼間のみ基準値超過 (戸[%])		0[0]	0[0]	2[0.8]	0[0]
昼間・夜間とも基準超過 (戸[%])		0[0]	0[0]	0[0]	0[0]

*一般国道については道路環境センサスの測定結果が用いられている。

資料：平成 24 年度沖縄県環境白書（沖縄県）

表：平成 23 年度自動車交通騒音測定結果

道路名/ 測定地点	測定値 (等価騒音レベル)		要請限度		環境基準	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
国道 449 号/ 名護市字宇茂佐地内	66.5 dB	59.6 dB	75 dB	70 dB	70 dB	65 dB

資料：名護市資料

d. 悪臭

悪臭は、騒音・振動と合わせて感覚公害と呼ばれ、人間の感覚を刺激し、生活環境を損なうものです。悪臭に対しては、「悪臭防止法」で特定悪臭物質が指定されています。また、沖縄県によって、事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として、用途地域の大部分が臭気指数規制による規制地域に指定されています。

悪臭に関しては市民より、野焼きによる悪臭や畜舎からの悪臭等を問題視する意見が挙げられていることから適切な臭気対策が課題となっています。

e. 化学物質及びその他の公害

本市にはダイオキシン類※に対して、大気、公共用水域（水質、底質）、地下水質、土壌の調査地点が各1カ所ずつあり、沖縄県によって調査が行われています。平成23年度現在、市内の調査地点では環境基準を達成しています。しかし、ダイオキシン類は廃棄物を燃やしたり、塩素を含む有機化合物を製造したりする過程で非意図的に生成され、発がん性や催奇形性（奇形を発生させる可能性）などがあると言われていたことから、継続的な状況把握が必要です。また、その他化学物質による環境への悪影響を減らしていくためには、環境基準や排出基準の遵守に加え、事業者による自主的な適正管理を行う必要があります。

また、典型7公害には、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭のほか、土壌汚染、地盤沈下があります。土壌汚染に対しては、「土壌汚染対策法」で土壌の汚染状態が基準に適合しない土地について、その区域を指定区域として指定することができますが、平成23年度末現在、沖縄県内には指定区域はありません。地盤沈下に対しては、沖縄県内で地盤沈下の事例は現在まで確認されていません。

表：本市におけるダイオキシン調査の結果（平成23年度）

項目	測定場所	測定値	環境基準
大気	沖縄県北部合同庁舎	0.0052 pg-TEQ/m ³ (1年間平均値)	1年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
公共用水域 水質	我部祖河川奈佐田川合流 点から上流100m地点	0.098 pg-TEQ/m ³ (1年間平均値)	1年間平均値が1 pg-TEQ/m ³ 以下であること。
公共用水域 底質		0.35 pg-TEQ/m ³ (1年間平均値)	1年間平均値が150pg-TEQ/m ³ 以下であること。
地下水質	名護市大東2丁目	0.015 pg-TEQ/m ³ (1年間平均値)	1年間平均値が1 pg-TEQ/m ³ 以下であること。
土壌	名護市宮里2丁目	0.35 pg-TEQ/m ³	1,000pg-TEQ/m ³ 以下であること。

資料：平成23年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）

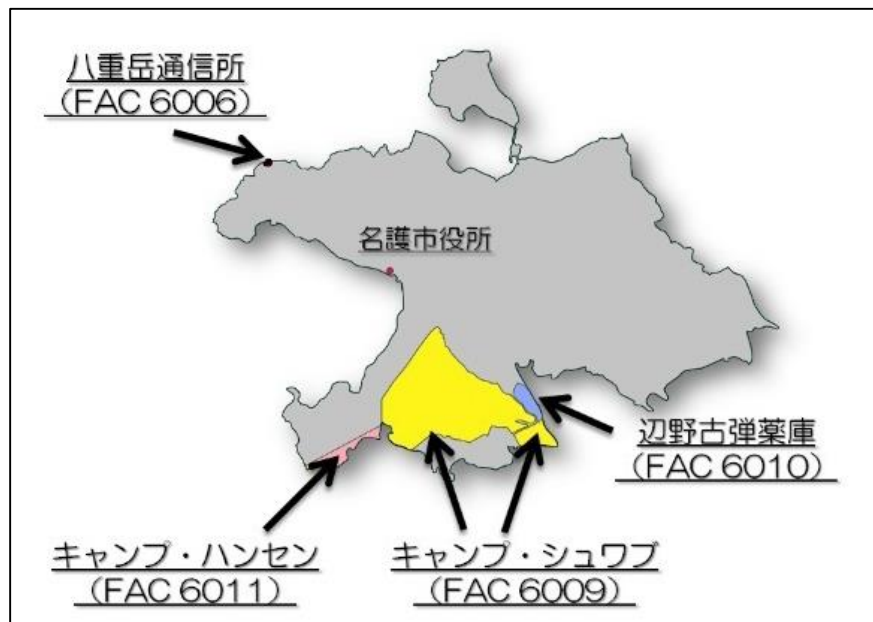
※**ダイオキシン類**：有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。化学的に安定した物質であり、発がん性、生殖機能の異常を引き起こす等の毒性が指摘されている。自然分解されにくく、生物濃縮されやすい性質を持つ。

f. 基地公害

本市には、「八重岳通信所」、「キャンプ・シュワブ」、「辺野古弾薬庫」、「キャンプ・ハンセン」の4カ所の米軍基地が存在しており、市内の米軍基地の総面積は本市の約11%を占めています。

「キャンプ・シュワブ」では、沖縄県によって基地排水調査、基地区域内公共用水域の調査が実施されており、平成23年度の調査では環境基準を達成しています。また、本市では市内7カ所に航空機騒音測定器を設置し、騒音調査を行っています。

本市では、市民より米軍基地を起因とした騒音、振動等に対する苦情があった場合は、現場での確認及び測定機器によるデータの確認を行い、沖縄防衛局に申し入れを行っています。基地公害に対しては、今後とも情報収集を行うとともに、問題が発生した場合は関連機関と連携しながら適切に対応していく必要があります。



図：本市に所在する米軍基地

g. 健康的な暮らし

本市では野犬による咬傷被害が発生しています。また、市民からは犬や猫の放し飼いやフンの放置等、飼い主のマナー低下を問題視する意見が挙げられています。現在、沖縄県動物愛護管理センターでは、犬のしつけ教室の開催や捨て犬、捨て猫防止のためのポスター作成等を行っており、市では野犬の捕獲を行っていますが、今後とも沖縄県動物愛護管理センターと連携しながら、飼い主のマナー向上に向けた啓発や、野犬対策を講じる必要があります。

不法投棄問題に対しては、平成21年度より不法投棄防止に向けたパトロールを行っています。平成23年度までに市内において不法投棄が確認された場所は514カ所あり、不法投棄ごみの回収量は総計約430tとなっています。また、本市は海に囲まれていることから海岸への漂着ごみも大きな問題となっています。不法投棄ごみや海岸漂着ごみの減少に

向けては、関係機関との連携による普及啓発や、不法投棄しにくい環境づくり、不法投棄防止パトロールの継続等の対策を講じる必要があります。

近年、太陽光パネルを設置する家庭等の増加に伴い、太陽光パネルの反射光による光害が発生しています。また、高い建築物等による日照障害等の問題も発生しています。光害や日照障害に対しては、情報把握及び問題の未然防止に向けた市民、事業者へ普及啓発を行う必要があります。



不法投棄の様子



海岸漂着ごみの様子

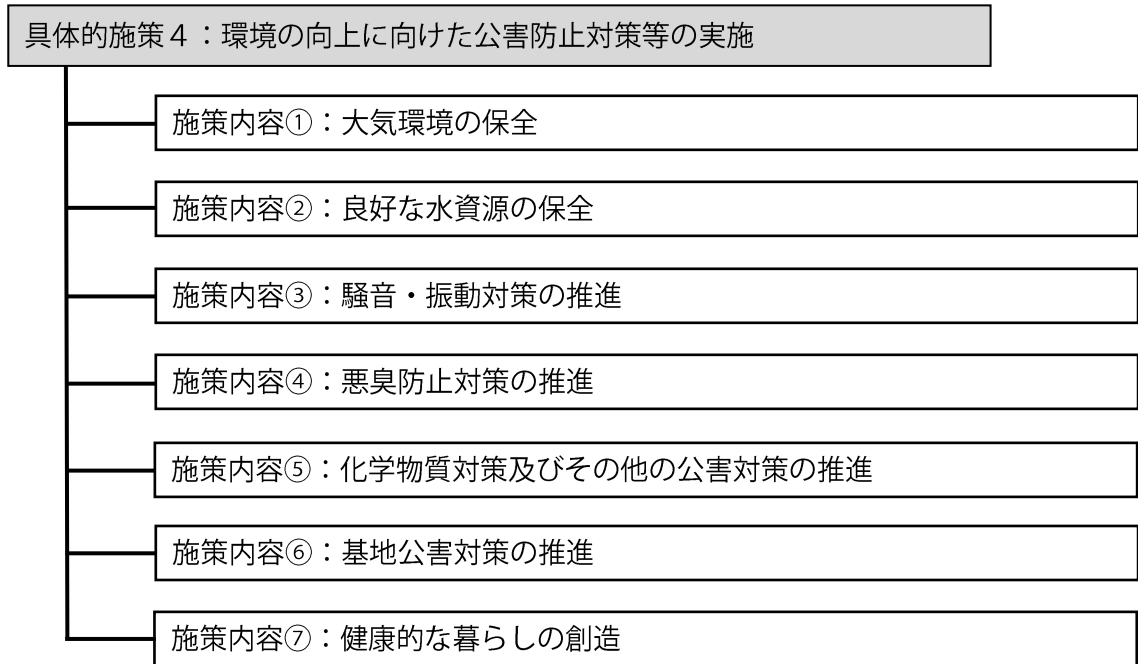


海岸清掃の様子

②施策の方向性

私たちの健康や生活の安全を守るため、大気汚染、水質汚濁、振動、騒音、悪臭等の公害や基地公害、野犬や不法投棄等の衛生環境を阻害する問題に対しては、継続的な状況把握を行うとともに、市民、事業者への普及啓発、指導、関係機関等と連携した対策等に取り組みます。

③具体的施策と施策内容の関係



④主体別取り組み内容

a. 大気環境の保全

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・ 県等による調査に基づき、継続的に大気の状態把握を行います。	環境対策課環境保全係 環境対策課環境衛生係
	・ 事業所等からのばい煙・粉じんに関する普及啓発、指導を行い、問題の発生防止に向けた情報提供を推進します。	環境対策課環境保全係
	・ 野焼き防止に関する普及啓発及び指導を行います。	環境対策課環境保全係
市民	・ 家庭ごみ等の屋外での焼却は止めましょう。	
事業者	・ 事業所からの排出ガスや粉じん等は適正な処理を行い、排出基準を遵守しましょう。 ・ 事業所からのばい煙・粉じんの発生防止対策等の情報を積極的に収集しましょう。 ・ 無届けでの農業系廃棄物の屋外での焼却は止めましょう。 ・ 事業系廃棄物の屋外での焼却は止めましょう。	

b. 良好な水資源の保全

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・ 県等による調査に基づき、継続的に河川の水質状況の把握を行います。	環境対策課環境保全係
	・ 県等による調査に基づき、継続的に海域の水質状況の把握を行います。	環境対策課環境保全係 下水道課管理係
	・ 安全な水道水の継続的な提供を図るため、本市の水源となっている河川及び地下水の水質調査を継続して行います。	施設課浄水係
	・ 水源地保全に向け、関係機関との連携に努めます。	企画調整課企画調整係 環境対策課環境保全係 施設課浄水係
	・ 良好な水資源の継続的な利用に向け、水源涵養林の保全・育成に努めます。	農林水産課林務水産係
	・ 上水道未整備地域の簡易水道の水質調査を継続し、水質状況の把握及び適切な維持管理に関する指導を行います。	環境対策課環境保全係
	・ 上水道の整備を推進します。	施設課建設係
	・ 公共下水道認可区域の整備率向上に努めます。	下水道課建設係
	・ 公共下水道認可区域内の接続率向上の普及啓発に努めます。	下水道課業務係
	・ 公共下水道計画区域外については、特定環境保全公共下水道を含め、効率的かつ早期に事業化できる最適な整備方法を検討します。	下水道課建設係
	・ 上下水道施設の適切な保守・管理を行います。	下水道課管理係 施設課管理係
	・ 節水に関する普及啓発を行い、水資源の有効活用を推進します。	水道部全体
	・ 生活排水の垂れ流し防止に向け、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の認可区域外での合併浄化槽の普及啓発を図ります。	環境対策課環境保全係
・ 事業所、畜舎等からの未処理排水の流出防止に向け、普及啓発及び指導を行います。	環境対策課環境保全係 農政畜産課園芸畜産係	

主体	取り組み内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤やシャンプー等は適切な量を使用しましょう。 ・台所では、油や調理くずは流さないようにしましょう。 ・水源地へのごみのポイ捨てや不法投棄は止めましょう。 ・簡易水道を使用している区域では、定期的に適切な管理をしましょう。 ・上水道が整備された区域では、簡易水道から上水道の利用に移行しましょう。 ・公共下水道や特定環境保全公共下水道が整備されている区域では、速やかに接続しましょう。 ・洗濯や洗い物、入浴等の際は、できるだけ水の使用を抑えましょう。 ・雨水を有効に利用しましょう。 ・公共下水道や、特定環境保全公共下水道の整備区域外で、単独処理浄化槽を使用している家庭は、合併浄化槽へ切り替えましょう。 ・合併浄化槽を設置している家庭では、定期的な汚泥の引き抜き等を行い、適切に管理しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地への産業廃棄物等の不法投棄は止めましょう。 ・簡易水道を使用している区域では、定期的に適切な管理をしましょう。 ・上水道が整備された区域では、簡易水道から上水道の利用に移行しましょう。 ・公共下水道や特定環境保全公共下水道が整備されている区域では、速やかに接続しましょう。 ・事業所等で使用する水の使用量の削減に努めましょう。 ・雨水を有効に利用しましょう。 ・公共下水道や、特定環境保全公共下水道の整備区域外で、単独処理浄化槽を使用している事業所は、合併浄化槽へ切り替えましょう。 ・合併浄化槽を設置している事業所では、定期的な汚泥の引き抜き等を行い、適切に管理しましょう。 ・事業所等からの排水は適切な処理を行い、排出基準を遵守しましょう。 ・家畜排せつ物や畜舎からの排水は適切に処理しましょう。 ・水質汚濁防止対策等の情報を積極的に収集しましょう。

c. 騒音・振動対策の推進

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・事業所や建設現場等より発生する騒音・振動抑制に関する普及啓発及び指導を行います。	環境対策課環境保全係
	・騒音規制法に基づく自動車騒音に関する騒音調査の継続的な実施により、騒音の状況を監視し、問題が発生した際は適切な対応に努めます。	環境対策課環境保全係
	・家庭生活から発生する騒音の防止に関する普及啓発に努めます。	環境対策課環境保全係
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車等による騒音が発生しないよう、適正な整備を行い、自動車等の不正改造は止めましょう。また、運転時は無駄な空ぶかしやアイドリング等は控えましょう。 ・ペットの鳴き声や楽器の音等の生活騒音が近隣の迷惑とならないよう、配慮しましょう。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車等による騒音が発生しないよう、適正に整備しましょう。また、運転時は無駄な空ぶかしやアイドリング等は控えましょう。 	

d. 悪臭防止対策の推進

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・畜舎や野焼き、その他の悪臭の発生源対策の普及啓発及び指導を行います。	環境対策課環境保全係 農政畜産課園芸畜産係
	・悪臭の発生防止に向け、家畜排せつ物の処理や、堆肥の適切な管理に関する普及啓発を行います。	農政畜産課園芸畜産係
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭からの悪臭が発生しないよう配慮するとともに、野焼き等は止めましょう。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所から発生する悪臭の抑制に努めましょう。 ・畜舎では、家畜排せつ物を適正に処理し、悪臭の発生抑制に努めましょう。 ・農地等では、堆肥から悪臭が発生しないよう、適切な管理に努めましょう。 ・悪臭防止対策等の情報を積極的に収集しましょう。 	

e. 化学物質対策及びその他の公害対策の推進

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・県による調査に基づき、ダイオキシン類等の化学物質の排出状況の把握を行います。	環境対策課環境保全係
	・土壌汚染や地盤沈下等が発生した場合は情報収集を行い、適切な対応に努めます。	環境対策課環境保全係
	・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、振動、騒音、悪臭に関する問題が発生した場合は、適切な対応に努めます。	環境対策課環境保全係
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・庭等への除草剤等の使用は、必要最低限に抑えましょう。 ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、振動、騒音、悪臭に関する問題を確認した場合は、市へ報告しましょう。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・除草剤等の使用は、必要最低限に抑えましょう。 ・地下水の取水等を行う際は、地盤沈下が発生しないよう配慮しましょう。 ・大気、水質、土壌、振動・騒音、悪臭等に関する法律や条例に基づいた届け出（許認可等）をしましょう。 ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、振動、騒音、悪臭に関する問題が発生した場合は、市へ報告しましょう。 	

f. 基地公害対策の推進

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・基地を起因とした水質汚濁、土壌汚染、騒音問題等が発生した場合は、情報収集及び現状把握に努め、関連機関と連携し、適切な対応に努めます。	広報渉外課基地対策係 環境対策課環境保全係
	・米軍基地からの航空機及び廃弾処理に係る騒音調査の継続的な実施により、騒音の状況を監視し、問題が発生した際は適切な対応に努めます。	広報渉外課基地対策係
市民	・基地を起因とした水質汚濁、土壌汚染、騒音問題等を確認した場合は、市へ報告しましょう。	

g. 健康的な暮らしの創造

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・沖縄県動物愛護管理センター等の関係機関と連携し、ペットの飼育マナー向上に向けた指導や、飼育放棄の防止に関する普及啓発を行います。	環境対策課環境保全係
	・野犬による咬傷事故の防止等に向け、野犬の捕獲を行います。	環境対策課環境保全係
	・衛生環境に有害な害虫やハブ・ハチ等の危険生物の駆除等の対策を行います。	環境対策課環境保全係
	・海岸の清潔の保持に向け、「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、海岸清掃への協力や県及び関連機関との協働による海岸漂着物の発生抑制の普及啓発を行います。	環境対策課環境保全係 環境対策課環境衛生係
	・不法投棄されやすい箇所における不法投棄防止看板や監視カメラの設置、不法投棄防止パトロール等の不法投棄対策を行います。	環境対策課環境衛生係
	・ごみのポイ捨てや不法投棄しにくい環境づくりに向け、本市が管理する道路の草刈り等の実施に努めます。	農林水産課農業土木係 農林水産課林務水産係 建設土木課管理係
	・放置車両対策を行います。	環境対策課環境衛生係
	・市民や地域による清掃活動に対する支援を図ります。	環境対策課環境衛生係
	・光害、日照阻害の状況を把握し、市民、事業者へ普及啓発を行います。	環境対策課環境保全係
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットを飼う際は、登録や予防接種を行い、責任を持って適切に飼育しましょう。 ・ふんは適切に処理しましょう。 ・野犬を発見した際は市へ報告しましょう。 ・所有地の手入れを行い、ハブ・ハチ等の危険生物が生息しにくい環境づくりに努めましょう。また、危険生物を発見した際は市へ報告しましょう。 ・ごみのポイ捨てや家電等の不要品の不法投棄は止めましょう。 ・不法投棄を確認した場合は市へ報告しましょう。 ・所有地の草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに努めましょう。 ・不要になった自動車は投棄せず、適切に処理しましょう。 ・市民や地域等による清掃活動に積極的に参加しましょう。 ・太陽光パネルの反射光等による光害の防止に努めましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・所有地の手入れを行い、ハブ・ハチ等の危険生物が生息しにくい環境づくりに努めましょう。 ・家電等の不要品、産業廃棄物等の不法投棄は止めましょう。 ・所有地の草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに努めましょう。 ・不要になった自動車は投棄せず、適切に処理しましょう。 ・地域の一員として、市民や地域等による清掃活動に積極的に参加しましょう。 ・太陽光パネルの反射光等による光害の防止に努めましょう。 ・建築物を建てる際は、周辺への日照阻害が生じないよう配慮しましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・所有地の手入れを行い、ハブ・ハチ等の危険生物が生息しにくい環境づくりに努めましょう。 ・家電等の不要品、産業廃棄物等の不法投棄は止めましょう。 ・所有地の草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに努めましょう。 ・不要になった自動車は投棄せず、適切に処理しましょう。 ・地域の一員として、市民や地域等による清掃活動に積極的に参加しましょう。 ・太陽光パネルの反射光等による光害の防止に努めましょう。 ・建築物を建てる際は、周辺への日照阻害が生じないよう配慮しましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・所有地の手入れを行い、ハブ・ハチ等の危険生物が生息しにくい環境づくりに努めましょう。 ・家電等の不要品、産業廃棄物等の不法投棄は止めましょう。 ・所有地の草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに努めましょう。 ・不要になった自動車は投棄せず、適切に処理しましょう。 ・地域の一員として、市民や地域等による清掃活動に積極的に参加しましょう。 ・太陽光パネルの反射光等による光害の防止に努めましょう。 ・建築物を建てる際は、周辺への日照阻害が生じないよう配慮しましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・所有地の手入れを行い、ハブ・ハチ等の危険生物が生息しにくい環境づくりに努めましょう。 ・家電等の不要品、産業廃棄物等の不法投棄は止めましょう。 ・所有地の草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに努めましょう。 ・不要になった自動車は投棄せず、適切に処理しましょう。 ・地域の一員として、市民や地域等による清掃活動に積極的に参加しましょう。 ・太陽光パネルの反射光等による光害の防止に努めましょう。 ・建築物を建てる際は、周辺への日照阻害が生じないよう配慮しましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・所有地の手入れを行い、ハブ・ハチ等の危険生物が生息しにくい環境づくりに努めましょう。 ・家電等の不要品、産業廃棄物等の不法投棄は止めましょう。 ・所有地の草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに努めましょう。 ・不要になった自動車は投棄せず、適切に処理しましょう。 ・地域の一員として、市民や地域等による清掃活動に積極的に参加しましょう。 ・太陽光パネルの反射光等による光害の防止に努めましょう。 ・建築物を建てる際は、周辺への日照阻害が生じないよう配慮しましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・所有地の手入れを行い、ハブ・ハチ等の危険生物が生息しにくい環境づくりに努めましょう。 ・家電等の不要品、産業廃棄物等の不法投棄は止めましょう。 ・所有地の草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに努めましょう。 ・不要になった自動車は投棄せず、適切に処理しましょう。 ・地域の一員として、市民や地域等による清掃活動に積極的に参加しましょう。 ・太陽光パネルの反射光等による光害の防止に努めましょう。 ・建築物を建てる際は、周辺への日照阻害が生じないよう配慮しましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・所有地の手入れを行い、ハブ・ハチ等の危険生物が生息しにくい環境づくりに努めましょう。 ・家電等の不要品、産業廃棄物等の不法投棄は止めましょう。 ・所有地の草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに努めましょう。 ・不要になった自動車は投棄せず、適切に処理しましょう。 ・地域の一員として、市民や地域等による清掃活動に積極的に参加しましょう。 ・太陽光パネルの反射光等による光害の防止に努めましょう。 ・建築物を建てる際は、周辺への日照阻害が生じないよう配慮しましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・所有地の手入れを行い、ハブ・ハチ等の危険生物が生息しにくい環境づくりに努めましょう。 ・家電等の不要品、産業廃棄物等の不法投棄は止めましょう。 ・所有地の草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに努めましょう。 ・不要になった自動車は投棄せず、適切に処理しましょう。 ・地域の一員として、市民や地域等による清掃活動に積極的に参加しましょう。 ・太陽光パネルの反射光等による光害の防止に努めましょう。 ・建築物を建てる際は、周辺への日照阻害が生じないよう配慮しましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・所有地の手入れを行い、ハブ・ハチ等の危険生物が生息しにくい環境づくりに努めましょう。 ・家電等の不要品、産業廃棄物等の不法投棄は止めましょう。 ・所有地の草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに努めましょう。 ・不要になった自動車は投棄せず、適切に処理しましょう。 ・地域の一員として、市民や地域等による清掃活動に積極的に参加しましょう。 ・太陽光パネルの反射光等による光害の防止に努めましょう。 ・建築物を建てる際は、周辺への日照阻害が生じないよう配慮しましょう。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・所有地の手入れを行い、ハブ・ハチ等の危険生物が生息しにくい環境づくりに努めましょう。 ・家電等の不要品、産業廃棄物等の不法投棄は止めましょう。 ・所有地の草刈り等を行い、不法投棄されにくい環境づくりに努めましょう。 ・不要になった自動車は投棄せず、適切に処理しましょう。 ・地域の一員として、市民や地域等による清掃活動に積極的に参加しましょう。 ・太陽光パネルの反射光等による光害の防止に努めましょう。 ・建築物を建てる際は、周辺への日照阻害が生じないよう配慮しましょう。 		

(5) 歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用

①現況と課題

a. 歴史文化資源、伝統文化

本市には、ひんぶんガジュマルや津嘉山酒造所等の指定文化財や、地域ごとの祭事など、数多くの歴史文化資源、伝統文化が残されています。本市では、地域の貴重な歴史文化資源等の発掘や保存を目的に、「名護市 55 字すべてに指定文化財を」をスローガンとして、市内の 1 字につき 1 つの文化財指定を目指した取り組みが進められています。本市には全ての字に文化財もしくは指定候補の文化財があり、指定文化財に関しては平成 25 年 6 月 4 日現在、27 字に 82 件存在しています。

まちの成り立ちを知ることのできる資源である歴史文化資源、地域で継承されてきた伝統文化は、人々の心のよりどころとなり、地域の連帯感をはぐくみ、社会の基盤を形成する役割を担っています。しかし、市民からは人々の価値観の変化等による認識の希薄化を問題視する意見が挙げられており、歴史文化資源、伝統文化を保全、活用することによる次世代への継承が求められています。

また平成 25 年 3 月に策定された「名護市観光振興計画」では、「既存資源を活かした新たな観光の魅力の創出」を基本方針の 1 つとして挙げています。本市に数多く残る歴史文化資源や伝統文化は、地域の活性化に向けた大きな魅力となることから、これらを観光資源として生かしていく取り組みも求められています。

表：本市の指定文化財の件数（平成 25 年 6 月 4 日現在）

	記念物	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	計
国	11 件	2 件	0 件	1 件	14 件
県	15 件	2 件	0 件	3 件	20 件
市	25 件	13 件	1 件	9 件	48 件
合計	51 件	17 件	1 件	13 件	82 件

資料：名護市資料



ひんぶんガジュマル



津嘉山酒造所

b. まちなみ

本市には、美しい海や豊かな緑などの自然景観、グスクや伝統的祭事などの歴史・文化景観、ビーチやレクリエーション施設などのリゾート景観など、実に豊富な景観資源が存在しています。しかし、これまでこれらの景観資源を地域独自の魅力づくりに反映しきれていない現状があったことから、地域の景観資源に「気づき、まもり、つくり、広め、いかし、伝え、育てる取り組み（景観まちづくり）」の推進に向け、平成23年1月29日に景観行政団体となり、平成25年3月には「名護市景観計画」を策定、平成25年7月1日より「名護市景観まちづくり条例」が施行されています。

「名護市景観計画」では、景観を「自然景観」、「歴史・文化の景観」、「まちなみ・くらしの景観」の3つの要素で捉え、市全体だけでなく7つの地域（市街地地域、瀬喜田地域、屋部地域、羽地地域、屋我地地域、東海岸地域、久辺地域）別に景観将来像と景観形成方針が定められています。また、既に「景観をまもり育てる活動」や、それらを「いかす活動」が進んでおり、地域の景観づくりが地域振興に寄与する可能性が高いと見込まれる地区では、「景観モデル地区」として位置づけられています。現在、景観モデル地区としては、勝山区、東江区、喜瀬区の3区が指定されています。「名護市景観計画」では、良好な景観を形成するためのルール等も定められていることから、今後はこの計画にもとづいて景観まちづくりを進めていく必要があります。

また、沖縄県では個人で墓地を所有する慣習が根強いことから、個人墓地が容認されています。本市では、個人墓地が市内各地に点在しており、市民からもまちなみの悪化や生活環境への悪影響を懸念する意見が挙げられています。このような状況を踏まえ、「墓地基本計画」の策定等による、墓地の乱立を抑える取り組みを行う必要があります。



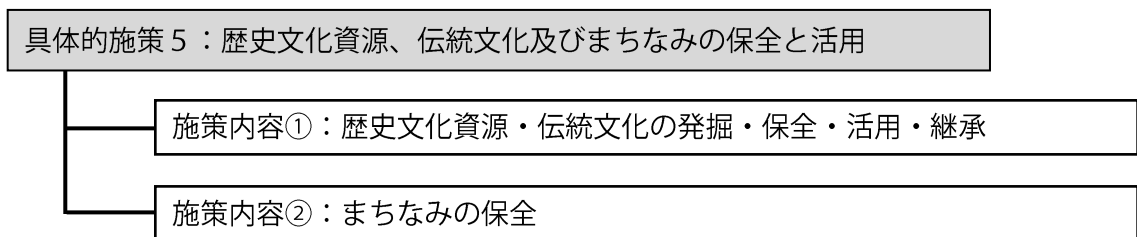
自然景観、歴史・文化景観、まちなみ・くらしの景観の代表例

②施策の方向性

本市の魅力の1つである、豊富な歴史文化資源、伝統文化の次世代へ継承に向け、調査による新たな資源の発掘、指定文化財等の保全、情報発信等による普及啓発、観光資源としての活用に取り組みます。

また、本市特有の景観資源を地域の魅力づくりに反映するため、「名護市景観計画」にもとづく「景観まちづくり」に取り組みます。

③具体的施策と施策内容の関係



④主体別取り組み内容

a. 歴史文化資源・伝統文化の発掘・保全・活用・継承

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・名護城等の史跡や御嶽・拝所、伝統的建築物等、歴史文化資源の調査に努めます。	文化課文化財係 文化課市史編さん係 博物館博物館係
	・地域の伝統、文化の継承に向け、資料の収集及び保管に努めます。	文化課文化財係 文化課市史編さん係 博物館博物館係
	・指定文化財及び周辺環境の保全に努めます。	文化課文化財係
	・「名護市観光振興計画」に基づき、地域の歴史文化資源を活用した観光形態への支援を行います。	商工観光課観光係 文化課文化財係
	・歴史文化、伝統文化の継承に向け、刊行物等による情報発信、展示、教育機関への普及啓発等による文化財の周知活動を推進します。	社会教育課地域創造係 文化課文化財係 博物館博物館係
市民	・地域の歴史・文化に関心を持ち、理解を深めましょう。	
	・名護城等の史跡や御嶽・拝所、伝統的建築物等、地域の歴史文化資源・伝統文化を保全・活用・継承しましょう。	
	・文化財の適正な管理に努めましょう。	
事業者	・名護城等の史跡や御嶽・拝所、伝統的建築物等、地域の歴史文化資源・伝統文化を保全・活用・継承しましょう。 ・文化財の適正な管理に努めましょう。	

b. まちなみの保全

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	<ul style="list-style-type: none"> ・「名護市景観まちづくり条例・景観計画」を運用・活用し、市民と協働による景観まちづくりに努めます。 	都市計画課都市計画係
	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地の乱立によるまちなみの悪化や、生活環境への悪影響を防ぐため、墓地基本計画の策定に努めます。 	環境対策課環境保全係
	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に管理されていない空き地や空き家の管理者に対し、除草等の適正管理に関する普及啓発に努めます。 	環境対策課環境衛生係
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観づくりに向けた景観まちづくりに積極的に参加・協力しましょう。 ・墓地を適切に維持管理しましょう。 ・所有する空き地や空き家は適切に管理しましょう。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観づくりに向けた景観まちづくりに積極的に協力しましょう。 ・墓地を造成する際は、周囲の環境への影響を配慮するとともに、適切に維持管理しましょう。 ・所有する空き地や空き家は適切に管理しましょう。 	

(6) 豊かな自然環境を生かした地域づくり

①現況と課題

本市は、沖縄県北部地域の中心都市でありながら、市全域で豊かな自然環境が維持されています。市街地（概ね用途地域指定区域）においても、緑被率*は 24.6%となっており、約 4 分の 1 が緑や水辺に覆われています。

市内には、都市公園が 52 カ所、113.51ha、農村公園が 20 カ所、4.51ha 整備されています。都市計画区域人口 1 人当たりの公園の整備面積は、県内他市と比較しても高い水準にありますが、公園の配置状況を考慮すると、中心市街地等で身近な公園が不足している状況にあります。市民からも、子どもが遊べる公園や親水空間が少ないといった公園等の憩いの場の整備推進を求める意見や、ごみの投棄対策、雑草の除去等の維持管理を求める意見等が挙げられています。道路についても街路樹や植栽の維持管理を求める意見が多く挙げられています。

平成 25 年 3 月には本市の特性と独自性を生かした緑地の保全と緑化の推進について定めたみどりの総合的な計画である、「名護市みどりの基本計画」が改訂されています。「名護市みどりの基本計画」では、市内に残る動植物の生息・生育環境等の貴重なみどりの保全や、公園等の身近なみどりの充実、名護中央公園等の拠点となるみどりの整備、緑道や街路樹等の整備による水と緑のネットワークの形成、市民等との協働によるみどりの維持管理、みどりの活用等が基本方針として位置づけられていることから、今後は「名護市みどりの基本計画」にもとづいて「みどりのまちづくり」を進めていく必要があります。また、特に緑化の際には、本市の豊かな自然環境を生かすため、在来の植物の活用を図る必要があります。

表：本市の都市公園の概況

種類	計画決定		供用開始	
	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数
街区公園	9.37	53	12.11	36
近隣公園	27.55	9	20.01	9
地区公園	11.70	2	—	0
総合公園	26.00	1	19.93	1
広域公園	71.10	1	59.05	1
都市緑地	7.55	7	2.41	5
墓園	15.70	2	—	0
合計	168.97	75	113.51	52

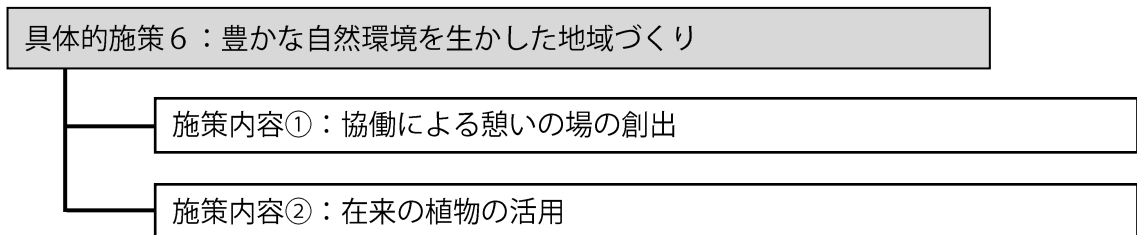
資料：名護市みどりの基本計画調査業務報告書（名護市 平成 24 年 3 月）

*緑被率：ある地域又は地区における緑地面積の占める割合。平面的な緑の量を把握するための指標で都市計画などに用いられる。

②施策の方向性

豊かな自然環境を活用した地域づくりに向け、「名護市みどりの基本計画」にもとづく「みどりのまちづくり」に取り組みます。また、特に緑化を行う際は、本市の豊かな自然環境を生かすため、在来の植物の活用に取り組みます。

③具体的施策と施策内容の関係



④主体別取り組み内容

a. 協働による憩いの場の創出

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・「名護市みどりの基本計画」を運用・活用し、市民と協働で緑化の推進、公園整備、自然とのふれあいの場の整備等のみどりのまちづくりに努めます。	都市計画課都市計画係 都市計画課公園街路係
市民	・みどりのまちづくりに積極的に参加・協力しましょう。	
事業者	・開発行為等を行う際は、緑を積極的に残しましょう。 ・みどりのまちづくりに協力しましょう。	

b. 在来の植物の活用

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・緑化を行う際は、在来種に影響を与える恐れのある外来種の利用を控え、在来の植物の利用に努めます。	都市計画課公園街路係
市民	・緑化を行う際は、環境省の定める「要注意外来生物」等の外来種の利用を控え、在来の植物の利用に努めましょう。	
事業者	・緑化を行う際は、環境省の定める「要注意外来生物*」等の外来種の利用を控え、在来の植物の利用に努めましょう。	

※**要注意外来生物**：外来生物法にもとづく飼養等の規制が課せられるものではないが、生態系に悪影響を及ぼしうることから利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力が求められている生物。合計 148 種が選定されており、植物は 84 種が指定されている。

(7) 地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進

①現況と課題

私たちが生活を営む上では、自然環境の保全や生活環境の創造だけでなく、地域が活性化していく必要があります。本市には、各地に地域の活性化につながる地域資源が数多く存在しており、近年では、地域資源の活用による新たな事業展開も進められています。

中心市街地では、文化財を観光資源として活用した「まちなか観光」が実施されており、羽地や屋我地、東海岸等では、豊かな自然環境を観光資源として活用したエコツーリズム※、屋我地では入浜式塩田を活用した塩づくり体験等が行われています。また観光業の他にも、勝山区のシークワサー等の農産物を活用した6次産業化の取り組みも行われています。

地域が活性化することで、自然環境の保全や生活環境の創造にもつながっていくことから、地域独自の資源を発掘、保全、活用を図る必要があります。



まちなか観光



塩田での塩作り



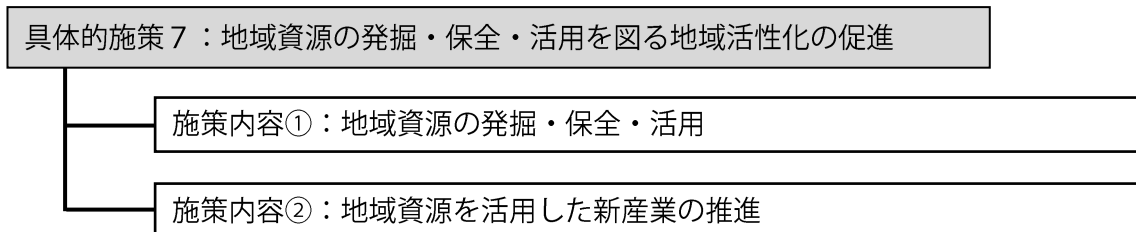
勝山のシークワサー

※エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

②施策の方向性

地域の活性化に向けて、地域資源の発掘、保全、活用を図るとともに、地域資源を活用した新産業の発展を進めます。

③具体的施策と施策内容の関係



④主体別取り組み内容

a. 地域資源の発掘・保全・活用

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・特産品や民俗芸能、祭り等の地域資源の発掘・保全・活用に努めます。	商工観光課観光係 農政畜産課農業計画係 農政畜産課園芸畜産係
	・地産地消の促進、6次産業化による付加価値の向上、消費者と生産者の交流の場の創出等を推進します。	農政畜産課農業計画係 農政畜産課園芸畜産係
	・地域資源の保全・活用に向けたルールづくりへの支援を行います。	商工観光課商工係 商工観光課観光係
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の民俗芸能や、祭り等に関心を持ち、積極的に参加しましょう。 ・地場産品を積極的に購入しましょう。 ・地域資源の保全・活用に向けたルールづくりに積極的に参加しましょう。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活性化に向け、地域資源を積極的に活用しましょう。 ・6次産業化に積極的に取り組みましょう。 ・地域資源の保全・活用に向けたルールづくりに積極的に参加するとともに、事業者間のネットワークづくりに取り組みましょう。 	

b. 地域資源を活用した新産業の推進

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・地域資源を活用した新産業の活動拠点の整備を推進します。	企画調整課企画調整係 農政畜産課農業計画係
	・まちなか観光やエコツーリズム等、地域独自の資源を生かした新産業の発展に向けた支援を推進します。	企画調整課企画調整係 商工観光課観光係 文化課文化財係 博物館博物館係
市民	・地域資源を活用した新産業の活動拠点づくりに参加しましょう。	
事業者	・地域資源を活用した新産業の活動拠点を積極的に利用しましょう。 ・まちなか観光やエコツーリズム等の新産業を活性化させましょう。	

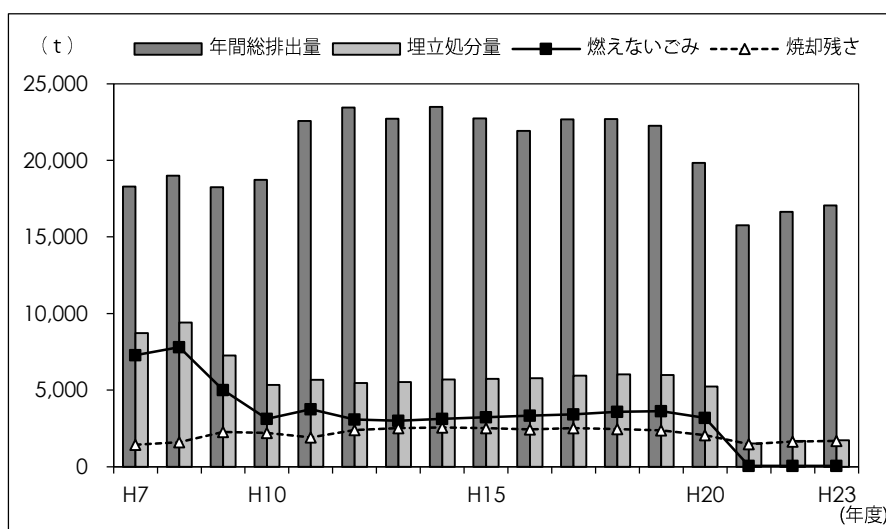
(8) 廃棄物の減量及び資源化の促進

①現況と課題

本市のごみの総排出量は平成23年現在17,067t、1人1日当たり排出量は767g/人・日であり、平成7年度からの推移をみると減少傾向にあります。本市では、嘉陽区にある最終処分場の容量がひっ迫しつつあることから、ごみの減量化が課題となっており、これまでに最終処分場の延命化を図るため、ごみの分別方法の変更を平成9年（3種分別から8種分別に変更）及び平成21年（8種分別から16種分別に変更）に実施し、現在では16種分別を行っています。

ごみの分別方法の変更に伴い、平成23年度の埋立処分量は、1,725tにまで減少しており、平成7年度の約20%程度まで抑えられています。また、リサイクル率に関しても大幅な改善がみられ、平成22年度現在、沖縄県平均の12.7%を上回る13.1%となっています。さらに、焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんについては、セメント原料化に取り組んでおり、最終処分場への埋立量のさらなる減量化に取り組んでいます。

ごみの発生抑制やリサイクルの推進、ごみの適正処分の実行に向けては、平成20年度に「名護市ごみ減量・リサイクル推進基本計画」が策定されており、計画にもとづいて各種の施策が行われています。また、平成25年5月には「3R」の推進を目的に「なごころの会」が設立され、ごみ問題や環境に優しいまちづくりをテーマとし、「循環型環境都市」の形成に向けた市民活動が行われています。加えて、ごみ処理施設である環境センターの老朽化が進んでいることから、新たなごみ焼却施設の建設に向け、ごみ処理システムや新たなごみ焼却施設等の機能や規模等の検討を行い、平成24年度には「名護市一般廃棄物処理施設整備基本計画書」を策定しています。



資料：名護市資料

図：本市のごみ総排出量と1人1日当たりの排出量

市民アンケートでは、「廃棄物の適正処理」は緊急に対処しなければならない身近な環境問題として上位に選ばれていますが、一方では、分別方法の簡素化やごみ袋の低料金化等を求める意見も数多く出されています。本市では「循環型環境都市」の形成に向けて、ごみ問題に長年に渡って取り組んできたことから、今後ともごみの減量やリサイクルに関する普及啓発等を行い、ごみの適正処理や減量化に取り組んでいく必要があります。



名護市エコステ 3R なごころ

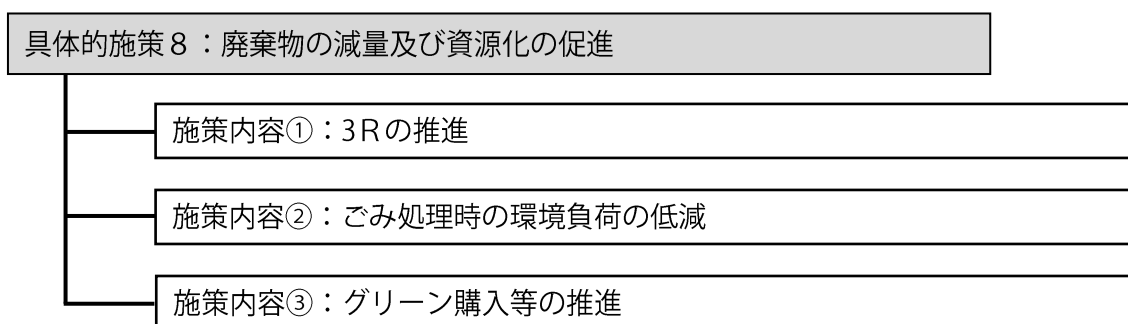


なごころの会の活動の様子

②施策の方向性

ごみの減量化に向け、「3R」を推進するとともに、ごみ処理時の環境負荷を低減させるため、ごみの適正処理を図ります。また、原材料がリサイクルされたものである製品、長く使える製品、使い終えてもごみの少ない製品等、環境への負荷を考慮して購入するグリーン購入※に取り組めます。

③具体的施策と施策内容の関係



※グリーン購入：物を購入する際に、まず必要かどうかを考え、必要な時は環境のことを考えて環境への負担ができるだけ小さいものを買うこと。グリーン購入によって購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境への負担の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っていると言われている。

④主体別取り組み内容

a. 3Rの推進

主体	取り組み内容	主な担当課・係
		<ul style="list-style-type: none"> 環境対策課環境衛生係 農政畜産課園芸畜産係 農林水産課農業土木係 農林水産課林務水産係 都市計画課公園街路係 建設土木課土木係 建設土木課管理係 建築住宅課建築係 下水道課建設係 下水道課管理係 施設課建設係 施設課管理係 施設課浄水係
市	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事における建設資材、焼却灰、下水処理時に発生する汚泥、家畜排せつ物、バイオマス*等の事業活動によって発生する副生成物の高度利用を推進します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「名護市ごみ減量・リサイクル推進計画」に基づき、ごみの減量及び資源化に努めます。 	環境対策課環境衛生係
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）を知り、実践しましょう。 ・適正にごみを分別しましょう。 ・ごみの減量化に関する情報を積極的に収集しましょう。 ・マイバックを持参しましょう。 ・使い捨て容器等の使用は控えましょう。 ・バザーやフリーマーケットを活用しましょう。 ・生ごみの削減に努めましょう。 ・クリーン推進員*の活動に積極的に協力しましょう。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事における建設資材、家畜排せつ物等の事業活動によって発生する副生成物の再生利用に努めましょう。 ・3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）を実践しましょう。 ・適正にごみを分別しましょう。 ・ごみの減量化に関する情報を積極的に収集しましょう。 ・再使用・再生利用しやすい商品の開発・販売に努めましょう。 ・過剰包装はしないようにしましょう。 	

※バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを指す。バイオマスには廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）がある。

クリーン推進員：市と連携して地域における一般廃棄物の適正排出及び減量化対策を推進し、廃棄物の散乱の防止に努め、生活環境の保全を図ることを目的に、一般廃棄物の適正な分別・排出及び再生利用の促進に関する助言及び指導や、不法投棄されやすい場所等を定期的に巡視し、不法投棄の事実を認めた場合には、速やかに通報する等の活動を行う市によって認定された市民のこと。

b. ごみ処理時の環境負荷の低減

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・ごみ処理時の環境負荷の低減に向け、「名護市一般廃棄物処理施設整備基本計画」に基づき、新たなごみ処理施設の整備を行います。	環境対策課環境政策係
	・産業廃棄物の適正な処分を促進します。	環境対策課環境衛生係 農政畜産課園芸畜産係
	・事業系ごみの適正な処分及び減量化を促進します。	環境対策課環境衛生係
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物は適正に処理しましょう。 ・事業系ごみは適正に処理し、減量化に努めましょう。 	

c. グリーン購入等の推進

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・グリーン購入調達方針※を実行していくため、市の特定調達品目の指定を検討し、庁内で使用する備品等購入の際は、省エネ機器や省エネ家電、環境ラベル※の表示のある物品の優先購入を推進します。また、市民、事業者に対しても同様の配慮がなされるよう、普及啓発を行います。	各課 環境対策課環境政策係
市民	・省エネ機器や省エネ家電、環境ラベルの表示のある物品の購入に努めましょう。	
事業者	・省エネ機器や省エネ家電、環境ラベルの表示のある物品の購入に努めましょう。	

※グリーン購入調達方針：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するために定められたもの。この方針を参考に環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品等の調達の推進に努めることが望ましいとされている。

環境ラベル：製品やサービスの環境情報を、製品や包装ラベル、製品説明書、広告、広報などを通じて購入者に伝えるもの。消費者が環境負荷の少ない製品を選ぶときの手助けになることが期待されており、文章やマーク、広告などのさまざまな形態の環境ラベルが存在している。

(9) 地球温暖化対策の推進

①現況と課題

地球温暖化は、二酸化炭素などの温室効果ガスが人間の活動によって増加し、大気中の温室効果ガスの濃度の増加によって地球規模で地表面の温度が上昇する現象です。地球温暖化による影響としては、早い春の訪れによる生物活動の変化等が生じており、将来的には地球の気温はさらに上昇し、水、生態系、食糧等へ深刻な影響が生じると考えられています。これらのことから、温室効果ガスの排出削減は、地球規模で緊急に取り組む必要がある課題となっています。市民アンケートの結果をみても、地球温暖化に対する市民の関心は高く、地球規模の環境問題のうち、本市が抱える環境問題と深い関連があり優先的に取り組むべきものとしては、海洋汚染に次いで2番目に多くの市民に選ばれています。

本市では、公共交通機関の利用者が少なく、自動車に依存した交通体系となっていますが、エコカー（電気、メタノール、CNG※、ハイブリッド車）台数は、508台（平成24年3月）であり、本市の登録車両数18,238台（平成23年3月）のうち2.79%を占める程度に留まっています。平成23年の沖縄県のエコカー割合は2.61%であることから、本市の方がエコカーの占める割合は高くなっていますが、全国では3.06%となっており、本市のエコカー割合の方が下回る結果となっています。自動車から発生する温室効果ガスの抑制に向けては、エコカーのさらなる普及啓発を図る必要があります。

一方で、本市では、平成18年10月に「名護市地球温暖化防止実行計画」を策定しており、市の行政事務や公共事業などで排出される温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいます。平成24年度からは、各家庭での節電意識の向上による地球温暖化防止、低炭素社会※の構築のため、住宅用太陽光発電システムを設置した市民への設置費の一部補助を行っており、これまでの補助対象件数は申請のあった148件（平成24年度）となっています。

地球温暖化は、私たちの日常生活から発生する温室効果ガスがその原因となっていることから、地球全体の環境を守るためにも新エネルギーの利用促進や身近なことから温室効果ガスの排出抑制対策を講じる必要があります。

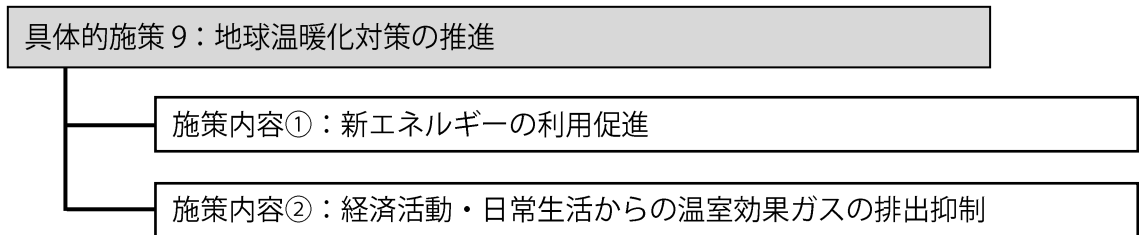
※CNG：Compressed Natural Gas の略称で、圧縮天然ガスのこと。天然ガスは、化石燃料の中でCO₂の排気量が最も少なく、また煤塵、SO_xの排出もほとんどなく、燃料制御性の良さによりNO_x低減も行いやすい、クリーンなエネルギーと言われている。

低炭素社会：経済発展を妨げることなしに、二酸化炭素等の温室効果ガスを大幅に削減した社会のこと。

②施策の方向性

温室効果ガスの削減に向け、公共施設、家庭、事業所における省資源、省エネルギーの推進、自動車利用の抑制、エコカーの導入促進等や、太陽光発電等の新エネルギーの利用促進を図ります。

③具体的施策と施策内容の関係



④主体別取り組み内容

a. 新エネルギーの利用促進

主体	取り組み内容	
		主な担当課・係
市	・公共施設では太陽光発電等の自然的社会的条件に見合った新エネルギーの導入に努めます。また、市民及び事業者が新エネルギーを積極的に導入・活用できるよう、支援に努めます。	環境対策課環境政策係
市民	・太陽光発電等の新エネルギー導入に向けて、積極的に情報を収集しましょう。 ・住宅への太陽光発電等の新エネルギーの導入・活用に努めましょう。	
事業者	・太陽光発電等の新エネルギー導入に向けて、積極的に情報を収集しましょう。 ・事業所等への太陽光発電等の新エネルギーの導入・活用に努めましょう。	

b. 経済活動・日常生活からの温室効果ガスの排出抑制

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・「名護市地球温暖化防止実行計画」を運用し、名護市役所庁舎及び業務活動による温室効果ガスの削減を推進します。	全課
	・省資源、省エネルギーの推進に向け、節電等に関する普及啓発を行います。	環境対策課環境政策係
	・エコドライブ*の普及啓発を行います。	環境対策課環境政策係
	・通勤時等の徒歩、自転車、公共交通機関等の利用促進に向けた仕組みづくり及び普及啓発を行います。	人事行政課行政改革推進係 環境対策課環境政策係
	・公用車購入時は、電気自動車や低排出ガス車等の低公害車の率先導入に努め、市民や事業者による導入推進に向けた情報提供を行います。	総務課総務係 環境対策課環境政策係
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・使わない電気の消灯、適切な空調温度の設定等によって節電しましょう。 ・ペーパーレス化やミスプリントした紙の再使用によって資源の有効利用に努めましょう。 ・自動車を運転する際は、穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転を心掛ける等のエコドライブを実践しましょう。 ・自動車からの温室効果ガスの排出抑制に向け、買い物や通勤、通学時は徒歩、自転車、公共交通機関の利用に努めましょう。 ・自動車購入時は、電気自動車や低排出ガス車等の環境負荷の少ない自動車の導入に努めましょう。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・使わない電気の消灯、適切な空調温度の設定等によって節電しましょう。 ・ペーパーレス化やミスプリントした紙の再使用によって資源の有効利用に努めましょう。 ・積極的に従業員にエコドライブを普及させましょう。 ・自動車からの温室効果ガスの排出抑制に向け、従業員の通勤時の徒歩、自転車、公共交通機関の利用推進に努めましょう。 ・自動車購入時は、電気自動車や低排出ガス車等の環境負荷の少ない自動車の導入に努めましょう。 	

※エコドライブ：燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につながる運転技術や心掛けのこと。環境省では、「ふんわりアクセル『eスタート』」、「加速・減速の少ない運転」、「早めにアクセルを離す」、「エアコンの適切な使用」、「無駄なアイドリングをしない」、「渋滞を避け、余裕をもった出発」、「タイヤの空気圧から始める点検・整備」、「不要な荷物はおろす」、「走行の妨げとなる駐車をやめる」、「自分の燃費の把握」の10項目を「エコドライブ10のすすめ」として推奨している。

(10) 環境教育及び環境学習の推進

①現況と課題

a. 学校での取り組み

本市の小・中・高等学校を対象に実施した環境教育の取り組み状況に関するアンケート調査では、約半数の学校が関係する教科の中で定期的に環境教育を実施しているとの回答が得られています。

本市では、環境教育に対し、積極的な取り組みを行っている学校として、北部農林高校、名護養護学校、天仁屋小学校（平成 15 年に廃校）が、沖縄県によって「環境教育モデル校」に指定されています。また、屋我地中学校では、学校周辺に広がる干潟の海で地域開発等によりマングローブ林がほとんど失われてしまったことに着目して平成 5 年から約 20 年にわたって毎年マングローブの植樹活動や海岸清掃、種子の採取等による科学的な研究に取り組んでいることが評価され、平成 24 年度には「コカ・コーラ環境教育賞」を受賞しています。

環境教育に積極的に取り組んでいる学校がある一方で、アンケート結果からは現在、環境教育を実施していない学校も見受けられ、各学校で環境教育への取り組みに差が出ている状況にあります。

環境教育を実施するに当たっての問題としては、時間の確保が困難といった意見や適切な指導方法がわからない、校内での継続体制が整っていないといった意見が挙げられています。学校での環境教育をより推進していくためには、学校の教員だけでなく、地域や行政等さまざまな主体を巻き込んで環境教育を実施できる体制づくりや、環境教育で活用できる教材やプログラムづくり、教育の学習機会の提供等が課題となっています。



名護市環境センターでの施設見学の様子

b. 市民、事業者の取り組み

本市では、市民、事業者、行政の協働によって、地球温暖化防止対策や環境美化活動、河川や海浜、里山との共生による水と緑の保全、ごみの減量、資源化の取り組み等、市民一人ひとりが環境への負荷の低減や省エネルギーに配慮したライフスタイルへと転換を図るための機会を提供することを目的に、平成 23 年より「名護市環境フェア」を開催しています。「環境フェア」では、「水」、「緑」、「自然との共生」、「ごみ」、「地球温暖化等の地球環境問題」をテーマにしたブースの出展や、児童・生徒・学生による環境教育の成果発表、粗大ごみリユース市、有識者による環境に関する内容の基調講演会等を行っており、市民の環境学習の場となっています。

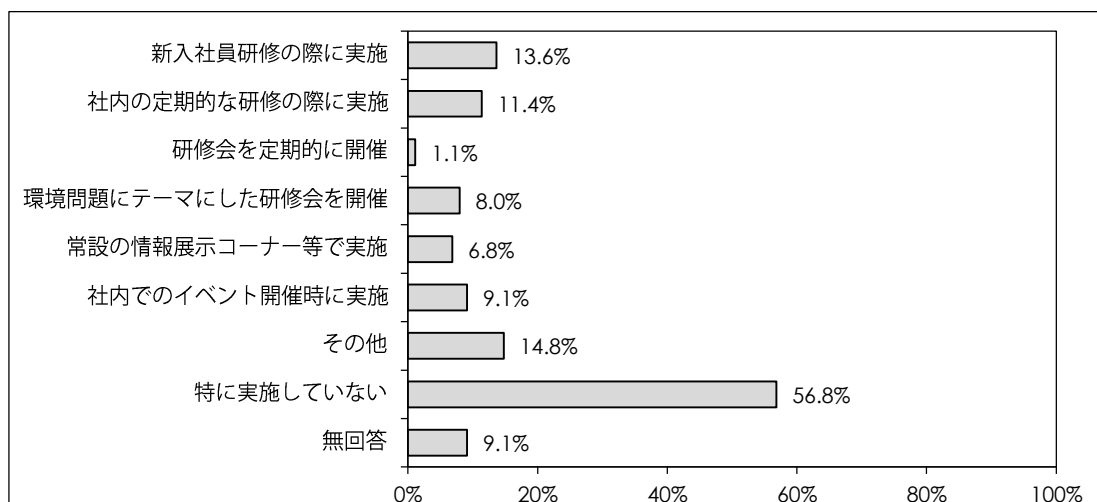
一方で、市民へのアンケート調査によると、環境保全活動への参加状況は約 35%が参加したことがなく、常に参加している活動がある人は約 28%程度に留まっていることから、現状では市民一人ひとりが環境保全に積極的に取り組もうという意識が低い状況にあります。参加している人の割合が高い環境保全活動は、自治会や通り会などでの清掃活動となっており、バードウォッチングや自然観察に対しては、参加している割合が低く、関心も低い状況にあります。本市の環境をより良くするためには、行政だけではなく市民による積極的な取り組みが必要不可欠ですが、現状では積極的に環境活動に取り組む市民が少なく、関心も低いことから市民による環境活動を発展させていく必要があります。

また、本市には、エコツアーや自然体験活動等の環境活動に取り組む環境関係団体が複数存在しています。本市を拠点に活動を行っている 14 団体を対象に実施したヒアリング調査では、環境活動を行う際の課題として、人材不足、資金不足、行政・地域・団体間の連携不足が挙げられています。環境関係団体は、市民による環境活動の場の提供や、環境に対する意識向上を図る重要な役割を持っていることから、より一層環境関係団体の活動を活発化させていく必要があります。

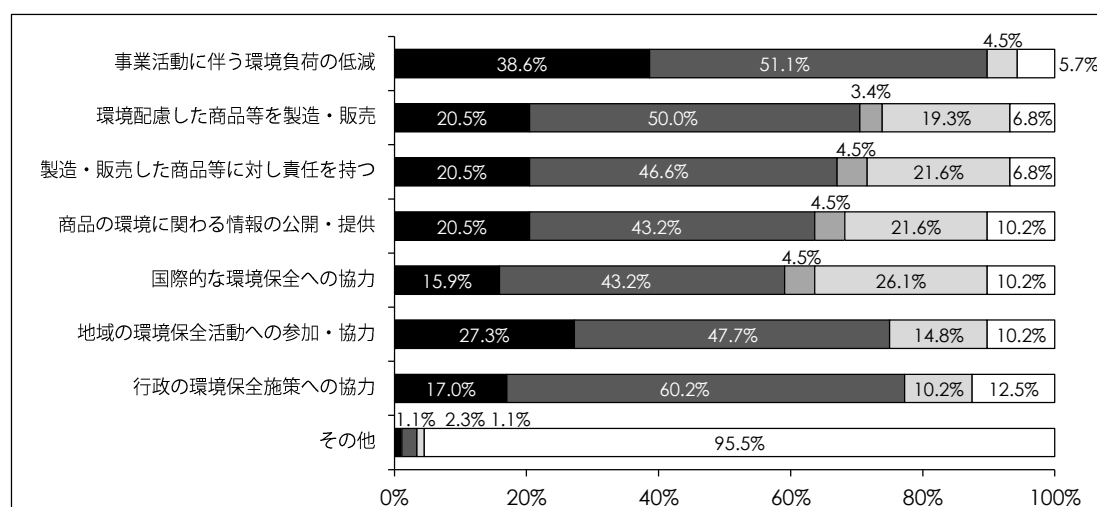


環境フェアの様子

事業所については、アンケート調査の結果、環境保全に対する企業の役割について、事業活動に伴う環境への負荷をできるだけ少なくすること、地域の環境保全活動などに参加・協力することが重要であると回答した企業が多くなっていました。一方で、環境教育の実施状況に関する設問では、半数以上の企業で従業員に対する環境教育を行っておらず、業務を行う上での環境に対する意識づけの取り組みが十分ではない状況にあります。



図：事業所における従業員への環境教育の取り組み状況



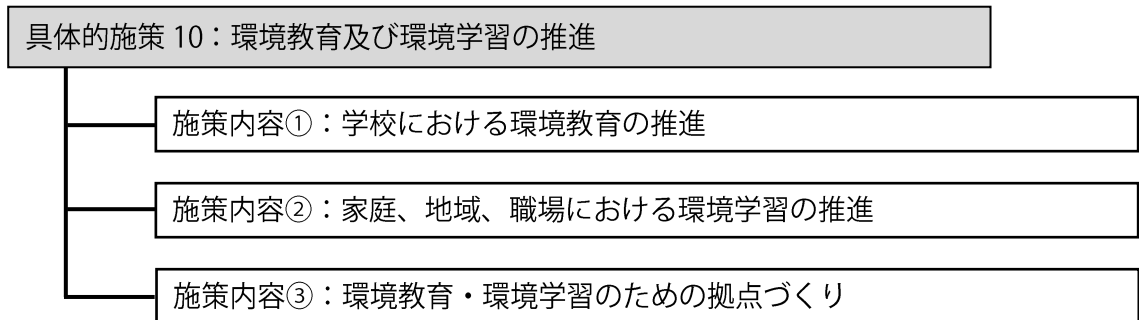
図：環境保全に対する企業の役割

資料：環境を守り育てるための事業者意識調査

②施策の方向性

市民や事業者が環境に対して正しい知識を習得し、積極的な環境活動につながるよう、学校における環境教育や家庭、地域、職場における環境学習の充実を図る取り組みや体制づくりを進めます。

③具体的施策と施策内容の関係



④主体別取り組み内容

a. 学校における環境教育の推進

主体	取り組み内容	
		主な担当課・係
市	・行政、地域、教育委員会等の協力によって学校での環境教育を促進します。	環境対策課環境政策係 施設課浄水係 学校教育課学校指導係 文化課文化財係 博物館博物館係
	・関係機関との連携によって、環境教育に役立つ環境副読本や啓発用パンフレット・ウェブサイト等の教材や教育プログラムの作成・充実を図ります。	環境対策課環境政策係 学校教育課学校指導係 博物館博物館係
	・教職員を対象とした環境に関わる教育研修の実施を推進します。	環境対策課環境政策係 学校教育課学校指導係
市民	・学校での環境教育に積極的に協力しましょう。	
事業者	・学校での環境教育に積極的に協力しましょう。	

b. 家庭、地域、職場における環境学習の推進

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・関係機関と連携し、自然体験活動の実施等により自然とのふれあいの機会の充実を図ります。	環境対策課環境政策係 社会教育課社会教育係 博物館博物館係
	・子どもから大人まで生涯にわたって環境学習に取り組むため、環境学習の機会・教材・人材情報等の提供に努めます。	環境対策課環境政策係 社会教育課地域創造係 博物館博物館係
	・行政、地域、学校等の協働による環境学習の実施に向け、情報共有できる連携基盤づくりを行います。	環境対策課環境政策係 社会教育課社会教育係
	・環境関係団体間の連携等による環境学習を担う人材の育成に向け、関係団体の情報共有ネットワーク構築の支援を行います。	環境対策課環境政策係 商工観光課観光係
	・地域で環境学習を実践する人材の育成を図ります。	環境対策課環境政策係 社会教育課社会教育係
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然環境や歴史・文化、環境問題に関心を持ち、積極的に学びましょう。 ・環境学習を通じて学んだことや考えたこと等を家庭や地域、学校等で積極的に話し合い、互いに理解を深めましょう。 ・市や地域、環境関係団体等が行う自然体験活動や環境保全活動に積極的に参加しましょう。 ・より充実した環境学習が実施できるよう、行政、地域、学校等で情報共有できる連携基盤づくりに協力しましょう。 ・専門的な知識等を持つ関心の高い市民は積極的に環境学習の普及啓発に努めましょう。 ・自然環境の保全や生活環境の創造に関する講座等に積極的に参加しましょう。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への環境学習を積極的に行い、自然環境の保全、生活環境の創造に対する意識を向上させましょう。 ・より充実した環境学習が実施できるよう、行政、地域、学校等で情報共有できる連携基盤づくりに協力しましょう。 ・環境に関する技術、知識のある企業や社員は積極的に環境学習に協力しましょう。 	

c. 環境教育・環境学習のための拠点づくり

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・環境教育・環境学習の促進に向け、既存施設の有効活用等による環境教育及び環境学習を行う拠点づくりを推進します。	環境対策課環境政策係 社会教育課社会教育係 文化課文化財係 博物館博物館係
市民	・環境教育及び環境学習の促進に向けた拠点づくりに積極的に参加・協力しましょう。	
事業者	・環境教育及び環境学習の促進に向けた拠点づくりに積極的に参加・協力しましょう。	

(11) 意見の反映

①現況と課題

名護市環境基本計画では、本市の環境をより良いものにしていくため、市民、事業者、市の役割を定め、各主体の連携によって計画を推進していきます。市民や事業者に市の環境施策に対する理解と協力、環境活動への参加、協働を図るためには、市民、事業者に対しても意見を拝聴し、市の施策に反映させることが重要です。また、効果的かつ円滑な環境施策の推進に向けては、市民、事業者の意見の反映は欠くことのできない事項であることから、意見の募集を行い、それを反映させる仕組みづくりが必要です。

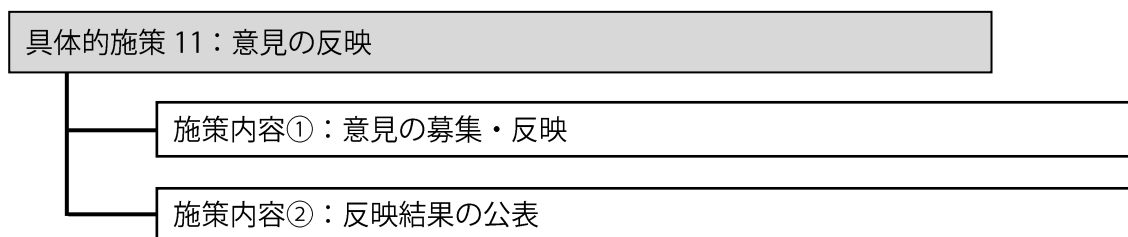


名護市環境基本計画策定に向けたパブリックコメントの様子

②施策の方向性

市民、事業者の意見を本市の環境施策に反映させるための仕組みづくりを行います。

③具体的施策と施策内容の関係



④主体別取り組み内容

a. 意見の募集・反映

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・環境行政の向上に向け、市民からの意見を募集し、反映に努めます。	環境対策課環境政策係
市民	・市に対して積極的に環境に関する意見を提出しましょう。	
事業者	・市に対して積極的に環境に関する意見を提出しましょう。	

b. 反映結果の公表

主体	取り組み内容	主な担当課・係
市	・市民からの意見の公表に努めます。また、市民からの意見等を踏まえて実施した環境施策の結果等を取りまとめた年次報告書の公表を行います。	環境対策課環境政策係
市民	・年次報告書の結果を踏まえ、市へ今後の環境施策に関する意見を提出しましょう。	
事業者	・年次報告書の結果を踏まえ、市へ今後の環境施策に関する意見を提出しましょう。	

第5章 より良い環境づくりに向けた 地域の方向性

本市は自然的社会的特性によって地域特性が大きく異なっていることから、地域の環境配慮のおおもととなる考え方として、全地域共通の取り組み方針、7地域別に将来像と取り組み方針を整理しています。

5-1. 地域の環境の保全・創造に向けて	84
5-2. 地域区分.....	84
5-3. 地域別将来像と取り組み方針	86

5-1. 地域の環境の保全・創造に向けて

本市は、地域の自然的社会的特性によって地域特性が大きく異なっており、市内には自然環境や生活環境の違いに起因して、様々な地域資源が存在しています。さらに、区を単位として地域の結束が強く、地域主導で多様な取り組みが行われています。

地域ごとに異なる自然環境や生活環境を保全・創造するためには、市全体の取り組みだけでなく、それぞれの地域特性や課題に即した取り組みが必要です。また、その取り組みは地域主導で行われることが重要となります。

そこで、地域が主体となった環境保全・創造活動がより活発に実施されるよう、地域の環境配慮のおおもととなる考え方として、市民アンケートでの意見や、7地域別に実施した意見交換会での意見、上位関連計画での位置づけ、法指定状況等をもとに地域別将来像及び取り組み方針を定めます。

5-2. 地域区分

本市の地域区分の考え方としては、旧町村単位である5つの区分や、本市のまちづくりの最上位計画である「第4次名護市総合計画」で示されている「東海岸地区」、「羽地内海地区」、「名護湾地区」の3つの区分があります。

名護市環境基本計画では、各地域における環境の同質性やまちづくりの方針、歴史的な背景、また、名護市都市計画マスタープランや名護市景観計画、名護市みどりの基本計画等の関連計画との整合性等を踏まえ、「市街地地域」、「瀬喜田（三共）地域」、「屋部地域」、「羽地地域」、「屋我地地域」、「東海岸地域」、「久辺地域」の7つの地域区分を用いて整理を行います。



図：名護市環境基本計画で用いる地域区分

表：地域区分と行政区

地域	行政区
市街地	為又、宮里、大北、大西、大南、大中、大東、港、城、東江、世畠慶、数久田
瀬喜田（三共）	喜瀬、幸喜、許田
屋部	安和、勝山、山入端、旭川、屋部、中山、宇茂佐
羽地	源河、稲嶺、真喜屋、仲尾次、親川、川上、田井等、仲尾、山田、振慶名、伊差川、呉我、我部祖河、古我知、内原
屋我地	屋我、済井出、運天原、我部、饒平名
東海岸	二見、大川、大浦、瀬嵩、汀間、三原、安部、嘉陽、底仁屋、天仁屋
久辺	久志、豊原、辺野古

5-3. 地域別将来像と取り組み方針

(1) 全地域共通の取り組み方針

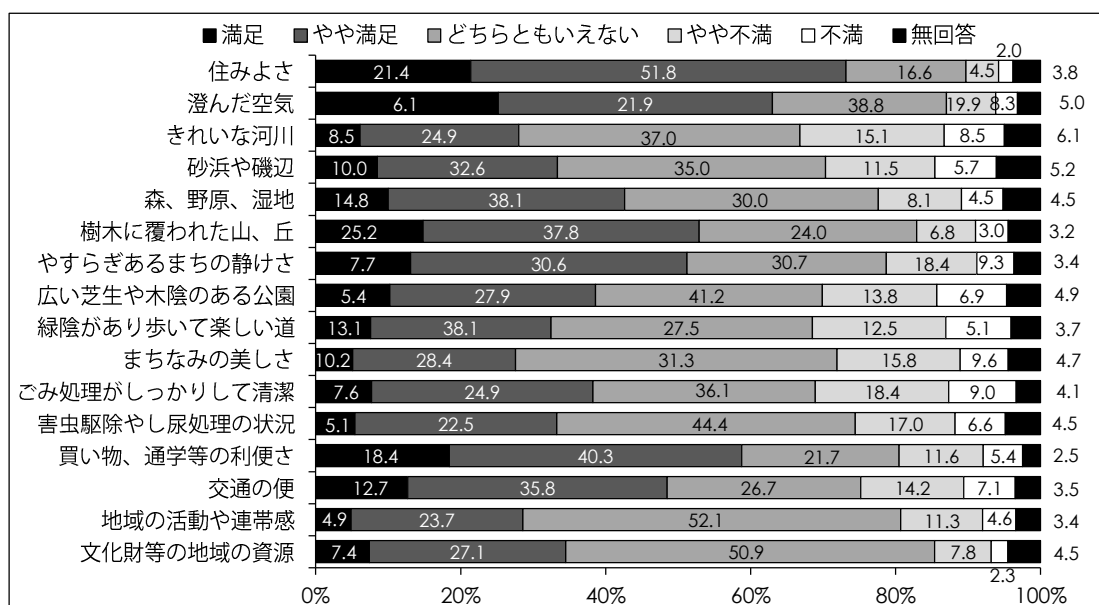
地域の方向性としては、地域ごとの独自の課題に対応した取り組み方針を定めていますが、どの地域においても取り組むべきものについては、全地域共通の取り組み方針として取りまとめています。

①地域環境に関する意識

市全体で満足度の高い上位3項目は、「住みよさ」、「澄んだ空気」、「買い物、通学等の利便さ」でした。また、「豊かな樹木に覆われた山、丘」、「やすらぎあるまちの静けさ」を含む5項目は50%を超える満足度が得られています。

一方で、不満足度の高い上位3項目は、「きれいな河川」、「ごみ処理がしっかりして清潔」、「緑陰があり歩いて楽しい道」でした。

自然環境に対しては、山などの陸域の環境に対して高い評価が得られていますが、河川、海岸の水辺の環境に対しては不満足度が高いため、河川、海域環境の向上が求められています。生活環境に対しては、回答者全体の70%以上は「住みよさ」に満足していることから、総合的に高い評価が得られていますが、ごみ処理に関しては不満足度が高いため、適切なごみ処理による清潔な環境の維持が求められています。



※満足度は「満足」、「やや満足」、不満足度は「不満」、「やや不満」の合計。

資料：環境を守り育てるための市民意識調査

図：市民アンケート結果（身の回りの環境の満足度・不満足度）

②全地域共通の課題

a. 自然環境

市内各地で赤土等が流出しており、河川・海域環境の悪化が問題となっています。市民アンケートの結果でも河川や海域に関する不満足度が高く、環境改善が求められていることから、河川・海域環境の保全に向けて、赤土等の流出対策が課題となっています。

b. 生活環境

本市のごみの最終処分場の容量はひっ迫しつつあるため、ごみの適正処分による最終処分量の減量化が求められています。また、市民アンケート結果においては、ごみ処理に対する不満足度が高く、適切にごみ処理による清潔な環境の維持が求められています。さらに、市内各所では家電製品等の不法投棄が見られるため、適正にごみ処理及び不法投棄対策が課題となっています。

環境問題は一人ひとりの生活が原因となって発生していることから、身の回りの問題だけでなく、地球規模の問題に対しても取り組んでいく必要があります。特に地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしているため、市レベルでの地球温暖化対策の推進が課題となっています。

c. 地域活動の活性化

本市には、地域資源となる自然環境や歴史文化が数多く存在しています。それらを次の世代に伝えていくためには、各主体の意識の向上が不可欠であるため、地域独自の資源を活用した環境教育や環境保全・創造活動の充実が課題となっています。

③全地域共通の取り組み方針

全地域共通の課題を踏まえ、取り組み方針を以下のとおりに定めます。

- 適正な土地利用※による赤土等流出防止対策の実施に努め、河川・海域環境を保全しましょう。
- 循環型社会の形成に向け、ごみの減量化、適正処分、不法投棄対策を協働で推進しましょう。
- 温室効果ガスの排出量削減に向け、日常生活での省エネ・省資源に向けた取り組み※を推進しましょう。
- 地域の自然環境や歴史文化資源等を保全・活用・継承し、環境教育や環境保全・創造活動を協働で推進しましょう。

※適正な土地利用：その場所の特性に応じた開発等を行うこと、また「沖縄県赤土等流出防止条例」にもとづき適正に土地を管理すること。

省エネ・省資源に向けた取り組み：水やエネルギー等の資源を節約するための取り組みを指す。主な取り組みは75ページの具体的施策：地球温暖化対策の推進、施策内容②経済活動・日常生活からの温室効果ガスの排出抑制の取り組み内容参照。

(2) 市街地地域

①地域の概況



人口：34,526人 面積：2,989.1ha

資料：名護市住民基本台帳、平成23年都市計画基礎調査

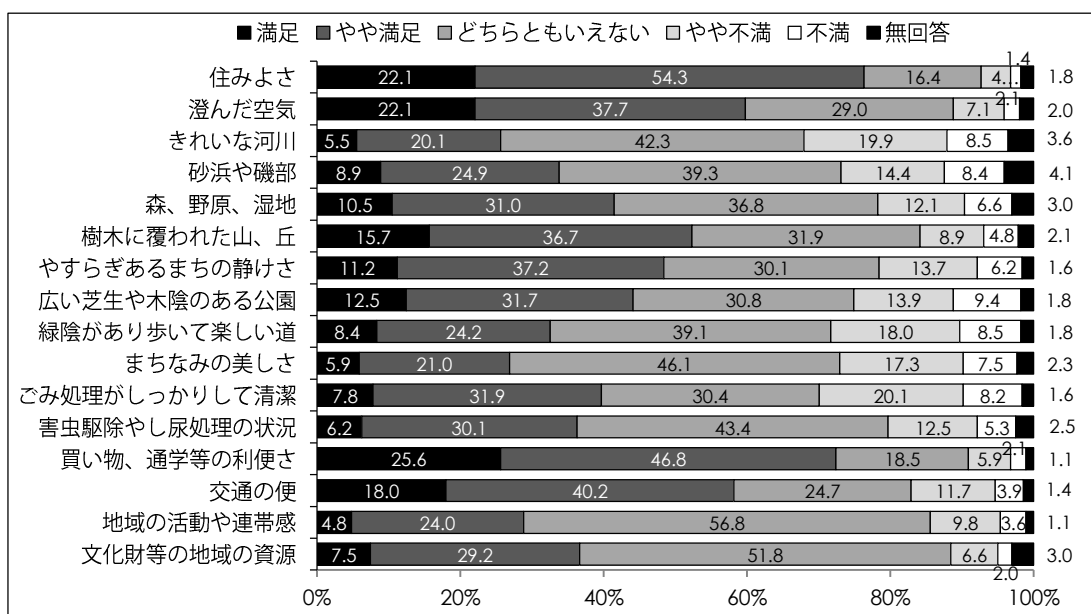
市街地地域は、都市機能が集積した、本市の約6割の人口が集中する中心地です。東南部の丘陵地にはやんばるの森が広がり、名護の歴史・文化が残るまちなみが形成されています。

市街地地域では他の地域と比べて住宅地の占める割合が高くなっていますが、約45%は山地となっています。また、名護岳は、県指定の鳥獣保護区となっており、市の中心地でありながらも、豊かな自然環境が残されています。

②地域環境に対する意識

市街地地域の満足度の高い項目は、「住みよさ」、「買い物、通学等の利便さ」、「澄んだ空気」でした。本市の中心地である市街地地域では、都市機能が集中しているため、他の地域と比べ「買い物、通学等の利便さ」が上位になっています。また、都市機能の集まる中心地でありながら「澄んだ空気」の満足度も高く、すぐ近くに名護城のような豊かな自然環境が残されていることが起因しているといえます。

一方で、不満足度の高い項目は、「きれいな河川」、「ごみ処理がしっかりして清潔」、「緑陰があり歩いて楽しい道」でした。



※満足度は「満足」、「やや満足」、不満足度は「不満」、「やや不満」の合計。

資料：環境を守り育てるための市民意識調査

図：市街地地域の市民アンケート結果（身の回りの環境の満足度・不満足度）

③地域の現状と課題

a. 自然環境

市街地地域は、都市機能の集積する中心地でありながら、東側の名護岳は森林鳥獣生息地として県指定の「名護岳鳥獣保護区」となっています。また、都市における良好な自然的景観を形成している区域として「大宮風致地区」、「陳ヶ森風致地区」、「九年又風致地区」、「東江風致地区」が指定されており、中心市街地のすぐ近くに、良好な自然環境が残された地域となっています。

b. 生活環境

市街地地域では、市役所等の公共施設や商業施設が集積していることから、市民アンケートにおいても利便性の良さに対する満足度は高くなっていますが、野焼きや畜舎等からの悪臭、自動車やバイクの騒音に関する問題が発生しています。

また、用途地域を中心に公共下水道が整備されており、平成 24 年度末現在の水洗化率（公共下水道の利用可能人口のうち、実際に公共下水道を利用している人口の割合）は 97.6%となっています。

名護湾に面した 21 世紀の森や東江海岸等では、市民の活動や交流、憩いの場等として利用されています。一方では、他の地域に比べて緑が少ないことから、まちなかの緑の創出が求められています。また大中地区、大西地区、城地区等の中心市街地や大北地区では、街区公園や近隣公園等が不足していることから、身近な公園の整備が課題となっています。



市街地の眺望



21 世紀の森ビーチ

c. 地域活動の活性化

まちなかには歴史文化的資源が数多く現存しており、ひんぷんガジュマルや津嘉山酒造所は、国指定の文化財となっています。市街地地域では、地域活性化に向けて、歴史文化的資源を活用した「まちなか観光」が行われています。

④市街地地域の将来像と取り組み方針

将来像

名護城の眼下に広がる 暮らしと自然が織りなす 快適な北部の中心地

沖縄県北部地域の中心地でありながら、すぐ近くに豊かな海、山が存在していることは、市街地地域の大きな特徴です。

市街地地域において、より良い環境を創り出すためには、北部地域の中心地であることを生かしながら、人々の暮らしと自然環境の調和によって「にぎわい」や「憩い」、「うるおい」のある快適なまちを目指します。

取り組み方針

市街地地域の現状と課題を踏まえ、取り組み方針を以下のとおりに定めます。

- 名護岳等のやんばるの森を保全し、自然とのふれあいの場として活用しましょう。
- 悪臭・騒音対策等の推進によって市の中心地としてふさわしい生活環境の創造を図りましょう。
- ひんぷんガジュマル、津嘉山酒造所等の歴史文化資源を保全・活用・継承し、まちなか観光等によって地域の活性化を図りましょう。
- まちなかの緑や、21世紀ビーチ、東江海岸等の憩いの場の整備・維持管理を協働で推進しましょう。



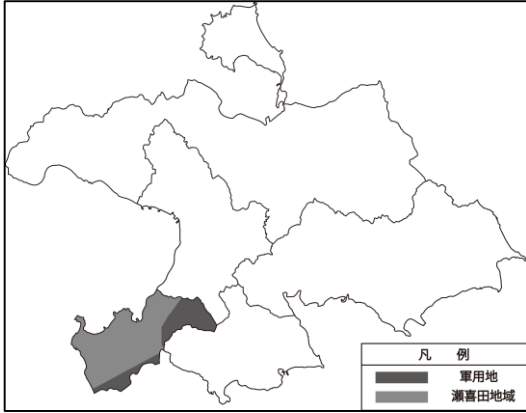
名護城



名護市市営市場

(3) 瀬喜田 (三共) 地域

①地域の概況



人口：1,265人 面積：1,584.6ha (面積は軍用地含む)
資料：名護市住民基本台帳、平成23年都市計画基礎調査

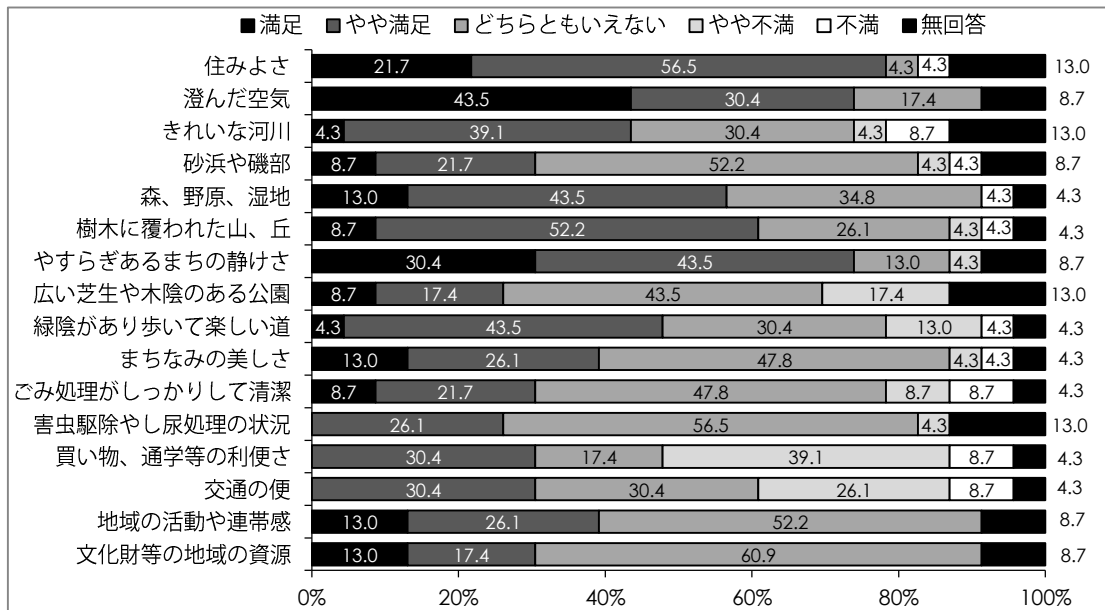
瀬喜田 (三共) 地域は、沖縄を代表する国際観光リゾート拠点として位置づけられており、名護湾に沿って多くのリゾート施設が立地しています。

南北に国道58号が貫き、河川沿いには「やんばる型土地利用」と呼ばれる昔ながらの農村集落が形成されています。また、海岸部は国立公園に指定されており、良好な自然景観が形成されています。特に部瀬名岬周辺は海中公園に指定されており、サンゴ礁が発達した良好な海中景観が形成されています。

②地域環境に対する意識

瀬喜田地域の満足度の高い項目は、「住みよさ」、「澄んだ空気」、「やすらぎあるまちの静けさ」でした。また、瀬喜田地域には、やんばる型土地利用が現在も残されており、集落の後背地には田畑や、森林等の丘陵地があることから、他の地域と比較して、「樹木に覆われた山、丘」、「森、野原、湿地」の満足度が高く、豊かな自然環境に対する地域住民の満足度が高くなっています。

一方、不満足度の高い項目は「買い物、通学等の利便さ」、「交通の便」等の生活環境に関わる事項でした。



※満足度は「満足」、「やや満足」、不満足度は「不満」、「やや不満」の合計。

資料：環境を守り育てるための市民意識調査

図：瀬喜田 (三共) 地域の市民アンケート結果 (身の回りの環境の満足度・不満足度)

③地域の現状と課題

a. 自然環境

瀬喜田地域には、集落を中心に山・川・低地・海を一つの単位とした「やんばる型土地利用」という昔ながらの土地利用が残されています。また、瀬喜田地域の東側の山地は良好な水源地となっています。

海岸部の部瀬名岬から世富慶までは、優れた自然の風景地として「沖縄海岸国定公園」の一部に指定されています。特に部瀬名岬は自然公園の中でも、海域の景観の維持や、資源の保護等を図る「海中公園」に指定されており、良好な海域景観が存在しています。

b. 生活環境

瀬喜田地域には、沖縄自動車道の終点である許田インターチェンジがあり、市の玄関口となっています。海沿いにはリゾート施設が立地し、国道の東側に集落が存在しています。

集落環境に対しては地域住民より、緑が多く住みやすい地域であるとの意見がある一方で、国道 58 号を走る自動車やバイク等による騒音が問題として挙げられています。

また、喜瀬区、幸喜区には、特定環境保全公共下水道が敷設されており、平成 24 年度末現在の水洗化率（公共下水道の利用可能人口のうち、実際に公共下水道を利用している人口の割合）は 56.3%となっています。

瀬喜田地域には、市指定の文化財となっている許田の手水や許田のウバメガシ等の歴史文化資源や伝統文化が今もなお残っていますが、地域住民からは歴史文化資源の管理不足や伝統文化を継承する人が少なくなっている等の問題が挙げられています。

c. 地域活動の活性化

瀬喜田地域の海岸沿いは、沖縄県を代表するリゾート地となっており、多くのリゾート施設が立地しています。名護湾等の自然景観が地域の活性化につながる資源となっていることから、今後も自然景観の活用を図っていく必要があります。



ブセナリゾート



喜瀬の海岸道路

④瀬喜田（三共）地域の将来像と取り組み方針

将来像

水と緑が育むやんばる型土地利用と

美しい海を臨むリゾート環境の共存する 三共

集落の後背地に広がる水源地となっているやんばるの森や、山・川・低地・海と続くやんばる型土地利用は瀬喜田地域の特徴となっています。また、名護湾沿いのリゾート環境も瀬喜田地域を活性化させる大きな要素となっています。

瀬喜田地域では、昔ながらの土地利用を残す集落とリゾートの双方の発展による地域の振興を目指します。

取り組み方針

瀬喜田（三共）地域の現状と課題を踏まえ、取り組み方針を以下のとおりに定めます。

- やんばる型土地利用を維持しつつ、水源地ともなっているやんばるの森や河川、農地、海の一体的な保全を図りましょう。
- 騒音対策等の推進によって集落環境を向上させましょう。
- 許田の手水等の歴史文化資源や地域の伝統行事の保全・活用・継承を図りましょう。
- 市の玄関口としてふさわしい景観の創出、名護湾等の自然景観の活用によって、地域の活性化を図りましょう。



幸喜海岸



真謝川

(4) 屋部地域

①地域の概況



人口：9,679人 面積：2,326.1ha

資料：名護市住民基本台帳、平成23年都市計画基礎調査

屋部地域は、嘉津宇岳を代表とする雄大な山々と美しい名護湾に囲まれた自然豊かな場所です。

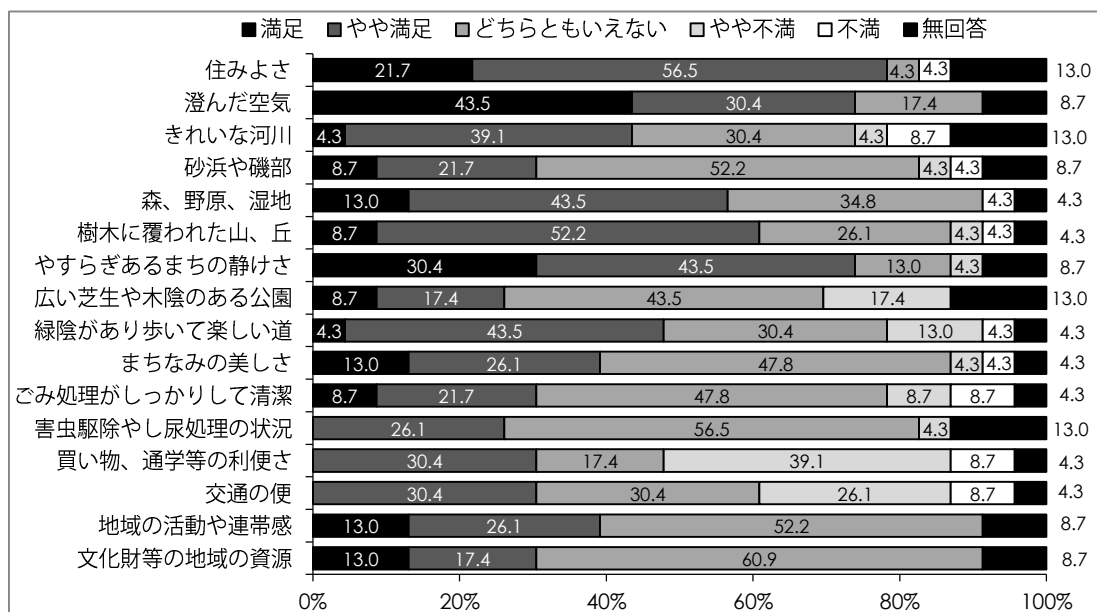
農地が約24%、山地が約41%を占め、山間部には自然と共存した生活を営む里山集落が存在しています。

北西部の嘉津宇岳・安和岳・八重岳は、自然環境保全地域に指定されており、特異的な自然環境に起因し、貴重な動植物が生息・生育しています。

②地域環境に対する意識

屋部地域の満足度の高い項目は、「住みよさ」、「澄んだ空気」、「買い物、通学等の利便さ」でした。「買い物、通学等の利便さ」に対する満足度は、市街地地域に隣接していること、新市街地が形成されつつあることが影響しているといえます。また、「澄んだ空気」に対しては、北西部にある嘉津宇岳や安和岳、八重岳の豊かな山々があることが起因しているといえます。

一方で、不満足度の高い項目は、「きれいな河川」、「ごみ処理がしっかりして清潔」、「緑陰があつて楽しい道」でした。



※満足度は「満足」、「やや満足」、不満足度は「不満」、「やや不満」の合計。

資料：環境を守り育てるための市民意識調査

図：屋部地域の市民アンケート結果（身の回りの環境の満足度・不満足度）

③地域の現状と課題

a. 自然環境

安和岳を中心とした嘉津宇岳・八重岳の一角が、自然環境を保全することが特に必要な地域として「嘉津宇岳・安和岳・八重岳自然環境保全地域（県指定）」に指定されています。また、特殊な立地に生育する特有な植物群落、学術上重要な植物群落として「嘉津宇岳・安和岳の古生層石灰岩地植生」が特定植物群落に指定されている他、学術的に貴重で、かつその地域の自然を記念するものとして、「嘉津宇岳・安和岳・八重岳自然保護区」が天然記念物に指定されています。嘉津宇岳、安和岳、八重岳一角は石灰岩等からできた複雑な地層があり、石灰岩質の土壌でしか生育できない植物が見られる等、他とは異なる貴重な自然環境が残されています。

b. 生活環境

屋部地域の東側の用途地域が指定されている区域では、土地区画整理事業が進められており、新市街地が形成されつつあります。新市街地が形成されている区域では、中心市街地に近く便利であるだけでなく、豊かな自然環境にも隣接した快適な暮らしの場としての生活環境を創り出していく必要があります。

屋部地域では、主に用途地域が指定されている区域で公共下水道が敷設されているため、地域住民より下水道施設や排水路の整備が課題として挙げられています。また、国道を走る自動車やバイク、事業所へ向かうトラックによる騒音・振動対策も課題となっています。

c. 地域の活性化

屋部地域では屋部川を活用して、安和、勝山、山入端、旭川、屋部、中山、宇茂佐の7区合同で、各区が一丸となって発展しているようにと願いを込めた「屋部川七色虹まつり」が行われています。また、屋部川だけでなく、屋部のフクギ並木や勝山のシークワサー、ヒージャーなど、屋部地域の活性化につながる地域資源が多数存在しています。



シークワサーの里宣言碑

特に勝山区ではこれまで「シークワサー」、「ヒージャー」、「山」を「3つの宝」としてまちづくりが行われており、「3つの宝」を生かすためのまちづくりを進めたいという機運の高まりを受け、「3つの宝」を活用し、魅力ある里を「まもる」景観モデル地区として、他地域に先駆けて景観まちづくりに取り組んでいます。

④屋部地域の将来像と取り組み方針

将来像

自然豊かな嘉津宇の峰と名護湾に育まれた
美しい里山と新市街地が共存する 屋部

屋部地域の北西部にある嘉津宇岳の豊かな自然環境と名護湾の美しい眺めは屋部地域の特徴となっています。また屋部地域には、山間部の里山に自然と共に生活を営んでいる集落があるほか、南東部では新しいまちも形成されつつあります。

このような特徴を持つ屋部地域では、里山にある昔ながらの集落と新市街地の双方の発展による地域の振興を目指します。

取り組み方針

屋部地域の現状と課題を踏まえ、取り組み方針を以下のとおりに定めます。

- 八重岳、安和岳、嘉津宇岳等の貴重な生態系が存在しているやんばるの森や、屋部川等の河川、名護湾を保全・活用しましょう。
- 新市街地が形成されている区域では、市街地や自然環境に隣接した暮らしの場としてふさわしい生活環境の創造を図りましょう。
- 生活排水処理施設の整備や、事業活動、自動車等による騒音・振動対策等の推進によって集落環境を向上させましょう。
- 屋部川やフクギ並木、シークワサー、ヒージャー等の地域資源、伝統文化の保全・活用・継承により地域の活性化を図りましょう。



嘉津宇岳からの眺望



山入端海岸から望む名護湾

(5) 羽地地域

①地域の概況



人口：9,146人 面積：5,673.7ha

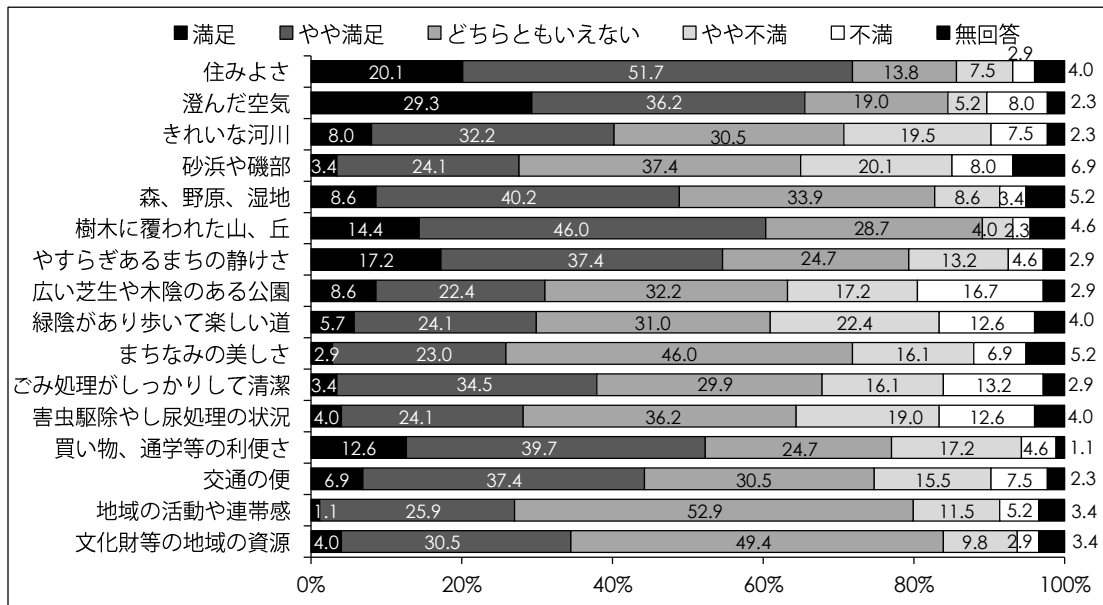
資料：名護市住民基本台帳、平成23年都市計画基礎調査

羽地地域は、本市で最も広大な面積を有した地域です。山地が約69%を占めており、南側には広大なやんばるの森が広がっています。内陸部には、比較的延長の長い河川が存在していることに起因して、広大な田園（ターブク）が広がっています。北側の羽地内海や羽地地域の一部は、鳥獣保護区に指定されており、良好な自然環境が残されています。また、羽地地域の東側には県内を代表する清流である源河川が流れており、良好な親水空間が存在しています。

②地域環境に対する意識

羽地地域の満足度の高い項目は、「住みよさ」、「澄んだ空気」、「樹木に覆われた山、丘」でした。羽地地域には南側に広大なやんばるの森が広がっているため、「澄んだ空気」や「樹木に覆われた山、丘」等の自然環境に対する満足度が高くなっているといえます。

一方で、不満足度の高い項目は、「緑陰があり歩いて楽しい道」、「広い芝生や木陰のある公園」、「害虫駆除やし尿の処理」でした。



※満足度は「満足」、「やや満足」、不満足度は「不満」、「やや不満」の合計。

資料：環境を守り育てるための市民意識調査

図：羽地地域の市民アンケート結果（身の回りの環境の満足度・不満足度）

③地域の現状と課題

a. 自然環境

羽地地域の北側にある羽地内海及び屋我地島周辺、羽地地域の一部が渡り鳥の集団渡来地として「屋我地鳥獣保護区」に指定されており、羽地内海一帯は多くの渡り鳥の繁殖地、休息地、採餌の場となっていることから特に保護を図る必要がある区域として、「屋我地鳥獣保護区 特別保護地区」として指定されています。また、羽地内海及び羽地内海から源河に至るまでの海岸一帯が優れた自然の風景地として「沖縄海岸国定公園」の一部に指定されています。

南側の多野岳や一ツ岳では広大なやんばるの森が広がっており、その一部が水源かん養や快適環境の形成を目的に指定された保安林となっています。また、やんばるの森を源に羽地地域の東側を流れる源河川は県内でも有数の清流となっています。



羽地内海



源河川

b. 生活環境

羽地地域では、国道 58 号、505 号、県道 14 号線の沿道に集落が点在しています。

集落環境に対しては、公共下水道が未整備であることから生活排水の処理に関する問題や、畜舎排水等による問題が挙げられています。また、集落が道路沿いに存在していることから、自動車やバイク等による騒音問題も地域の問題として挙げられています。今後は生活排水や畜舎排水処理対策、騒音対策等による集落環境の向上が求められています。

c. 地域活動の活性化

羽地地域には、市内でも数少ない一団のまとまりをもった農地（ターブク）が広がっています。この他にも羽地内海ややんばるの森、源河川等の河川等、良好な自然景観を創り出す資源が数多く存在しており、人々の憩いの場となっていることから、豊かな自然環境の活用を図る必要があります。



羽地ターブク

④羽地地域の将来像と取り組み方針

将来像

山と海をつなぐ水の恵み 自然と農地が調和する 羽地

羽地地域は水が豊富な地域であり、多野岳や一ツ岳等の山と羽地内海や東シナ海を羽地大川や源河川がつなぐ自然環境に恵まれた地です。また、それらの自然環境をもとに発展していった農業は羽地地域を活性化させる要素となっています。

羽地地域では、山・川・海の恵まれた自然環境と羽地ターブクの特徴的な農地が調和することによる地域の振興を目指します。

取り組み方針

羽地地域の現状と課題を踏まえ、取り組み方針を以下のとおりに定めます。

- 多野岳や一ツ岳等のやんばるの森や、源河川等の河川、羽地内海等を保全・活用しましょう。
- 良好な農業基盤が整備されているターブクを保全・活用しましょう。
- 生活排水処理施設の整備や、畜舎等からの排水処理の徹底、悪臭・騒音対策等の推進によって集落環境を向上させましょう。
- 自然を生かした景観や憩いの場づくりを協働で推進するとともに、歴史文化資源や伝統文化の保全・活用・継承を図りましょう。



羽地ダム



羽地の田園風景

(6) 屋我地地域

①地域の概況



人口：1,666人 面積：777.9ha

資料：名護市住民基本台帳、平成23年都市計画基礎調査

屋我地地域は、東シナ海と羽地内海に囲まれた、自然豊かな島です。

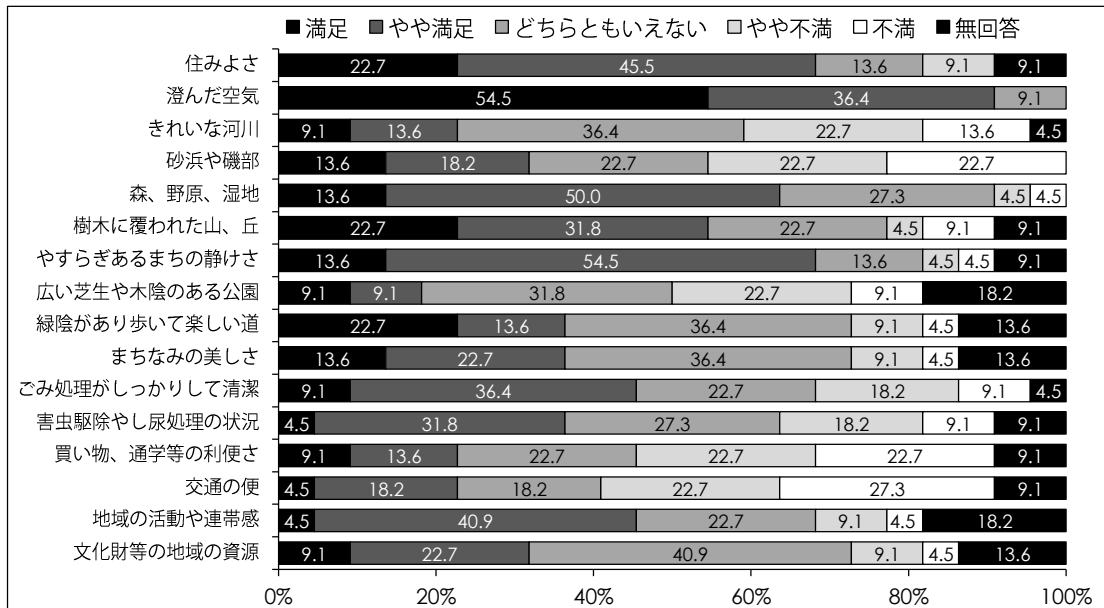
屋我地地域全域は国定公園及び鳥獣保護区に指定されており、特に羽地内海は渡り鳥の集団渡来地として鳥獣保護区の特別保護地区に指定されています。また、海岸部にはマングローブ林が広がっており、様々な動植物が生育・生息しています。

屋我地地域の約58%は農地となっており、内陸部にはサトウキビやパインなどの広大な農地が広がっています。

②地域環境に対する意識

屋我地地域の満足度の高い項目は「澄んだ空気」、「住みよさ」、「やすらぎのある町の静けさ」でした。また、「森、野原、湿地」や「樹木に覆われた山、丘」の満足度も高く、自然環境に関する事項の満足度が高くなっています。これは、屋我地地域には、国定公園や鳥獣保護区に指定されるような良好な自然環境が維持されているためであるといえます。

一方で、不満足度の高い項目は、「交通の便」、「買い物、通学等の利便さ」、「砂浜、磯部」でした。本市の中心市街地から離れた位置にあることから生活の利便性に関する不満足度が高くなっています。また、「砂浜、磯部」に関しては、地域住民からも意見として挙げられている海岸へのごみの投棄やごみの漂着の問題が起因しているといえます。



※満足度は「満足」、「やや満足」、不満足度は「不満」、「やや不満」の合計。

資料：環境を守り育てるための市民意識調査

図：屋我地地域の市民アンケート結果（身の回りの環境の満足度・不満足度）

③地域の現状と課題

a. 自然環境

屋我地島を含めた羽地内海及び羽地内海から源河に至るまでの海岸一帯が優れた自然の風景地として「沖縄海岸国定公園」の一部に指定されています。

また、屋我地島、羽地内海及び屋我地島周辺の海域一帯が、渡り鳥の集団渡来地として国指定の「屋我地鳥獣保護区」となっています。特に羽地内海は鳥類のエサとなる生物が豊富で多くの渡り鳥の繁殖地、休息地、採餌の場となっていることから特に保護を図る必要がある区域として、「屋我地鳥獣保護区 特別保護区」に指定されています。その他、マングローブの希少な分布地となっていること、渡り鳥の集団渡来地となっていることが評価され、羽地内海を含む屋我地地域は、環境省が生物多様性保全の観点から重要な湿地を選定している「日本の重要湿地 500」として指定されています。

b. 生活環境

屋我地地域では、島の中央部に農地が広がっており、集落は比較的海沿いに位置していることから、台風や高潮による浸水地域の解消や風水害対策が課題となっています。また、公共下水道が未整備であることから生活排水処理に関する問題等も挙げられています。

c. 地域の活性化

屋我地地域では、島の南側にマングローブ林が広がっており、自然体験活動や環境学習の場として活用されています。また、兼ねてから屋我地地域において潮の干満を利用した「入浜式塩田」による塩づくりが行われていたことから、我部にある塩田の跡が文化財として指定されており、その隣では当時と同じ伝統的な手法で現在も塩づくりが行われています。



羽地内海とマングローブ林



我部の塩田

④屋我地地域の将来像と取り組み方針

将来像

海と農地がきらめく 野鳥と共生する結いの島 屋我地

屋我地地域は、3つの橋で結ばれた本市唯一の島であり、野鳥が数多く飛来する豊かな海に囲まれています。また、島の大部分はサトウキビ等の農地が広がっており、海と農地が屋我地地域の特徴となっています。

屋我地島では、海と農地の恵みを楽しみながら、野鳥を始めとする動植物、自然環境との共生を目指します。

取り組み方針

屋我地地域の現状と課題を踏まえ、取り組み方針を以下のとおりに定めます。

- 良好な海域環境となっている羽地内海を保全・活用しましょう。
- 良好な農業基盤が整備されている農地を保全・活用しましょう。
- 台風や高潮等の災害対策や、生活排水処理施設の整備等の推進によって集落環境を向上させましょう。
- 塩田やマングローブ林等の地域資源の保全・活用・継承により地域の活性化を図りましょう。



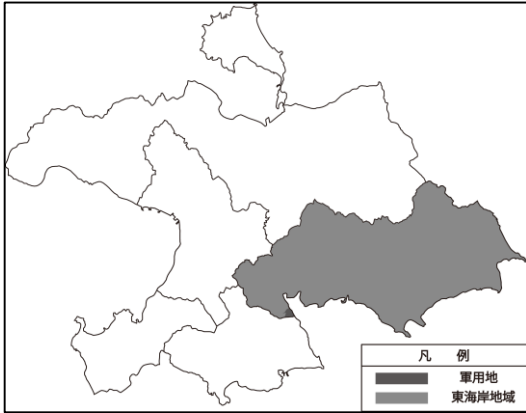
済井出ビーチ



屋我地の農地

(7) 東海岸地域

①地域の概況



人口：1,718人 面積：5,495.9ha（面積は軍用地含む）

資料：名護市住民基本台帳、平成23年都市計画基礎調査

東海岸地域は、美しい海岸線と広大なやんばるの森を有した地域です。

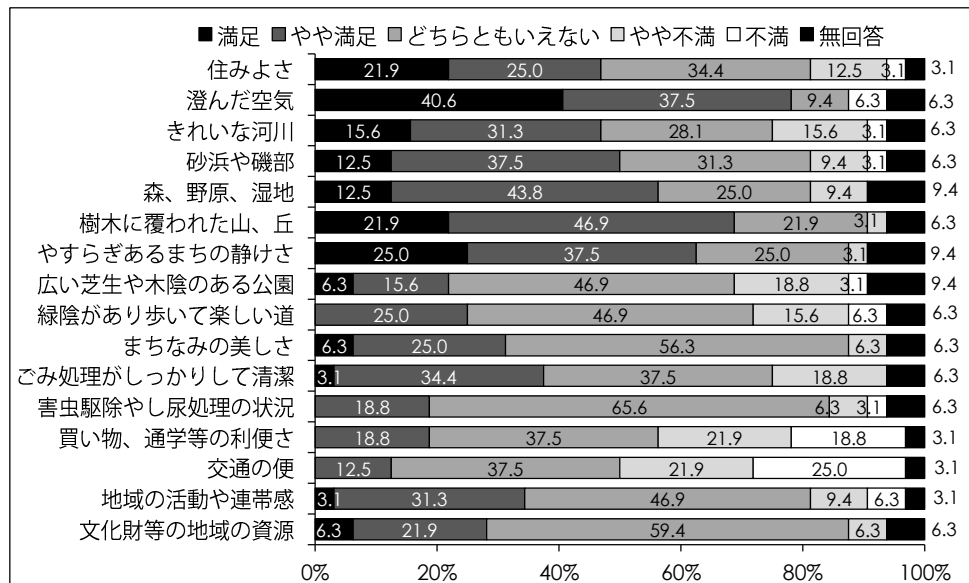
大部分が山地や農地等の自然的な土地利用となっています。東海岸地域の大部分の海岸は自然海岸となっており、沿岸域ではヒシとイノーが広がる豊かな自然環境が残されています。

低地部に点在している10カ所の集落はいずれも小規模であり、農業等を中心に生活が営まれています。

②地域環境に対する意識

東海岸地域の満足度の高い項目は、「澄んだ空気」、「樹木に覆われた山、丘」、「やすらぎあるまちの静けさ」でした。東海岸地域の集落は海沿いにあり、その後背地には広大なやんばるの森が広がっていることから、豊かな自然環境に起因した生活環境の良さに対して満足度が高くなっています。

一方で、不満足度の高い項目は、「交通の便」、「買い物、通学等の利便さ」の生活の利便性に関する項目でした。東海岸地域は中心市街地から離れた位置にあるため、位置的な条件から利便性に対する不満足度が高かったといえます。



※満足度は「満足」、「やや満足」、不満足度は「不満」、「やや不満」の合計。

資料：環境を守り育てるための市民意識調査

図：東海岸地域の市民アンケート結果（身の回りの環境の満足度・不満足度）

③地域の現状と課題

a. 自然環境

東海岸地域には、北側に広大なやんばるの森が広がっており、大部分が山地で占められています。

また、南側に面した太平洋の海岸部は、大部分が自然海岸になっており、沿岸部では発達したヒシ・イノーに様々な動物が生息している良好な海域となっています。

地域を流れる河川は、やんばるの森を源に大浦川や瀬嵩川、汀間川、安部川等が太平洋へ流れ出ています。大浦湾へ注ぐ大浦川は、河口にマングローブ林が広がっており、市の文化財として指定されています。この他、マングローブ林において様々な動植物が生息・生育していること等が評価され、大浦川及び大浦湾は環境省が生物多様性保全の観点から重要な湿地を選定している「日本の重要湿地 500」として指定されています。



大浦のマングローブ林

b. 生活環境

東海岸地域では、多くの集落が海沿いに存在していることから台風や高潮による浸水地域の解消や風水害対策が課題となっています。また、公共下水道が未整備であることから生活排水処理に関する問題や、畜舎排水等による問題が挙げられています。今後は、災害対策や生活排水、畜舎排水処理対策等による集落環境の向上が求められています。

c. 地域活動の活性化

東海岸地域には、史跡や御嶽・拝所等のまちの成り立ちを知ることのできる歴史文化資源や伝統文化が数多く残っています。地域住民からも歴史文化資源や、伝統文化が今もなお残っていることが地域の自慢として挙げられていることから、地域の自慢である歴史文化資源、伝統文化を残していくためには、更なる保全、活用を図っていく必要があります。

東海岸地域では、地域の活性化に向けて地域住民との協働により、沿道等への花き等の植栽が積極的に行われており、「沖縄の花と美」が体感できる新しい観光街道づくりを目指した「やんばる風景花街道」に指定されています。

さらに、東海岸地域では文化財として指定されている大浦のマングローブ林や嘉陽層の褶曲等を活用した自然体験活動や案内ツアー等が実施されており、地域住民からも地域に残る自然環境の活用による地域の活性化が求められています。

④東海岸地域の将来像と取り組み方針

将来像

緑豊かな山々、河川、ヒシ・イノーの自然と集落が共生する
朝日昇る 東海岸

東海岸地域では、北側に広がるやんばるの森と南側に広がるヒシ・イノーの発達した海が地域の特徴となっています。また集落では、豊かな自然環境からの恵みを受けながら生活を営んでいます。

このような特徴を持つ東海岸地域では、自然環境の活用が東海岸地域の発展につながることから、自然環境と生活環境の両立によって太平洋を昇る朝日のように地域の発展を目指します。

取り組み方針

東海岸地域の現状と課題を踏まえ、取り組み方針を以下のとおりに定めます。

- やんばるの森や、汀間川、大浦川等の河川、大浦湾等の森・川・海が一体となって残されている良好な自然環境を保全しましょう。
- 台風や高潮等に対する災害対策や、生活排水処理施設の整備の推進、畜舎等からの排水処理の徹底や悪臭対策等によって集落環境を向上させましょう。
- 各区に数多く残る歴史文化資源や自然と暮らしが調和した集落景観、伝統文化の保全・活用・継承を図りましょう。
- 花や緑あふれる景観の創造や、大浦のマングローブ林、嘉陽層の褶曲等の豊かな自然環境の保全・活用・継承により地域の活性化を図りましょう。



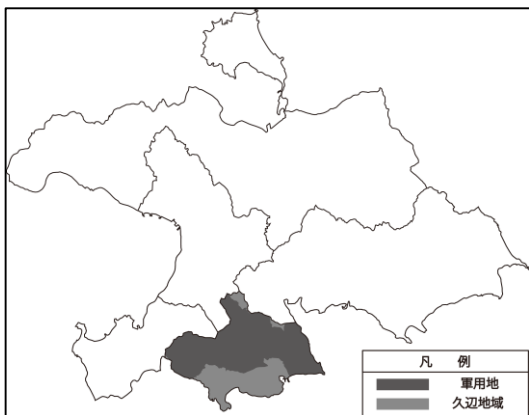
自然に囲まれた集落の様子



嘉陽海岸から望む朝日

(8) 久辺地域

①地域の概況



人口：3,106人 面積：2,189.5ha（面積は軍用地含む）

資料：名護市住民基本台帳、平成23年都市計画基礎調査

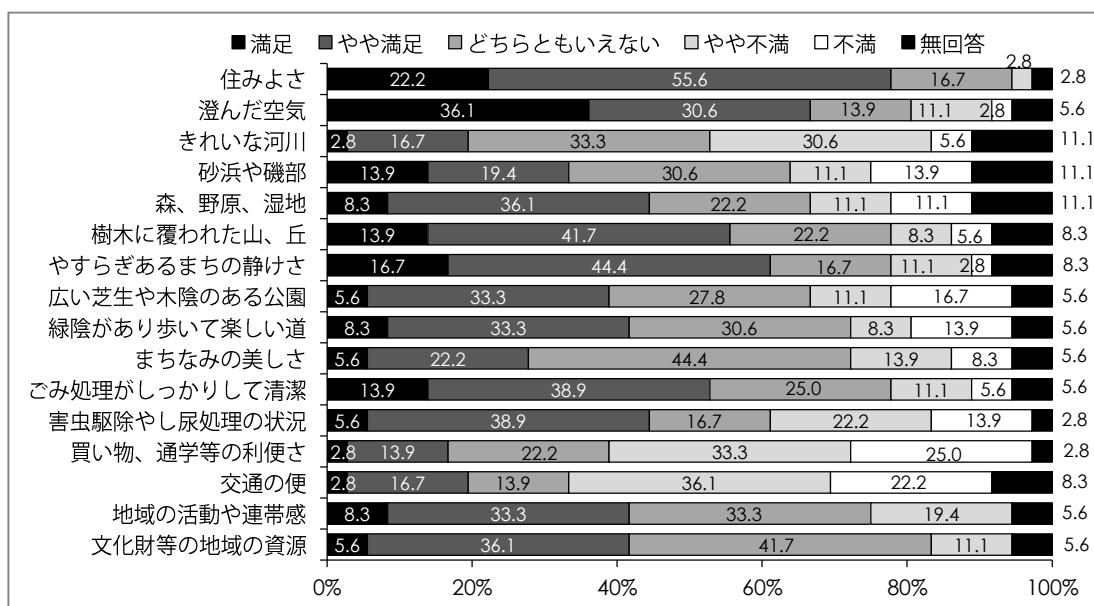
久辺地域では、北側から東側にかけての一角が米軍基地となっており、集落は太平洋に面した南側に集まっています。研究・学園拠点、金融・情報通信産業の集積を図る中核的拠点地区として位置づけられている久辺地域では、新たな都市機能の導入等により新しいまちが生まれようとしています。

久辺地域の集落周辺は農地となっており、サトウキビ等の農地が広がっています。

②地域環境に対する意識

久辺地域の満足度の高い項目は、「住みよさ」、「澄んだ空気」、「やすらぎのあるまちの静けさ」でした。久辺地域の北側にはやんばるの森が広がっており、南側には太平洋が広がっていることから、自然環境に起因した生活環境の良さに対して満足度が高くなっているといえます。

一方で、不満足度の高い項目は、「交通の便」、「買い物、通学等の利便さ」、「害虫駆除やし尿処理の状況」、「きれいな河川」でした。久辺地域は中心市街地から離れた位置にあるため、位置的な条件から利便性に対する不満足度が高かったといえます。



※満足度は「満足」、「やや満足」、不満足度は「不満」、「やや不満」の合計。

資料：環境を守り育てるための市民意識調査

図：久辺地域の市民アンケート結果（身の回りの環境の満足度・不満足度）

③地域の現状と課題

a. 自然環境

久辺地域では、北側にやんばるの森、集落の周辺には農地が広がっています。また、南側に面した太平洋の海岸部は自然海岸が広がり、沿岸部ではヒシ・イノーが発達しています。太平洋には、久志大川や辺野古川等が注いでおり、久志大川河口部にはマングローブ林が広がっています。

b. 生活環境

久辺地域は、本市が「金融業務特別地区」及び「情報通信産業特別地区」として指定されたことを受け、情報通信・金融関連産業の集積を図る地域、高等教育機関・雇用人材育成機関等の集積による研究・学園拠点として位置づけられ、新しいまちがつくられつつあります。

一方で、地域住民からは台風等に対する災害対策や、下水道未整備による生活排水処理に関する問題が挙げられています。

久辺地域では新たなまちづくりが進められていることから、災害対策や生活排水処理対策等による集落環境の向上及び、新たな企業集積等を図る新しいまちとしてふさわしい生活環境の創造が求められています。



みらい2号館

c. 地域活動の活性化



久志のマングローブ林でのカヌー体験

久辺地域には、自然海岸や久志大川のマングローブ林等があり、これらの良好な自然環境は地域の活性化に向けて活用できる資源であるといえます。

また、周囲に広がるやんばるの森や太平洋等の自然景観を活用することで、ゆとりある環境の中で働くことのできる新しいまちをつくることができます。

久辺地域では、情報通信・金融関連産業の集積を図る中核的拠点地区としての位置づ

けを考慮し、地域の活性化に向けて自然景観の活用や、憩いの場づくりを図る必要があります。

④久辺地域の将来像と取り組み方針

将来像

自然と農地と新しく拓けた学園・産業地域とが調和する 久辺

久辺地域は自然に囲まれた既存集落と、研究・学園拠点、情報通信・金融関連産業の集積を図る中核的拠点地区として位置づけられたことによって、新たなまちがつけられつつあります。

久辺地域では、研究施設や教育機関、金融情報産業の企業集積が地域の発展につながることから、既存集落と新たなまちの双方の発展を目指します。

取り組み方針

久辺地域の現状と課題を踏まえ、取り組み方針を以下のとおりに定めます。

- 地域に残る自然海岸や、久志岳や辺野古岳等のやんばるの森を保全しましょう。
- 台風等に対する災害対策や、生活排水処理施設の整備を推進し、集落環境を向上させましょう。
- 地域の協働によって、研究・学園拠点、情報通信・金融関連産業の集積を図る中核的拠点地区※としてふさわしい生活環境の創造を図りましょう。
- 自然を生かした景観や憩いの場づくりを協働で推進するとともに、歴史文化資源や伝統文化の保全・活用・継承を図りましょう。



サトウキビ畑



国立沖縄工業高等専門学校

※情報通信・金融関連産業の集積を図る中核的拠点地区：本市では平成14年に市全体が金融特区及び情報特区の指定を受けている。特に久辺地域では、金融産業及び情報通信産業の企業集積が進められており、特区指定を契機に企業集積施設の整備等を進め、情報通信・金融関連産業の企業集積地となっていることから「情報通信・金融関連産業の集積を図る中核的拠点地区」との位置づけがなされている。

第6章 推進体制と進捗管理

計画策定後の実効性を確保するために、市民、事業者、市等が協働して計画を推進していくための体制や手法、計画の進捗管理の仕組み等を整理しています。

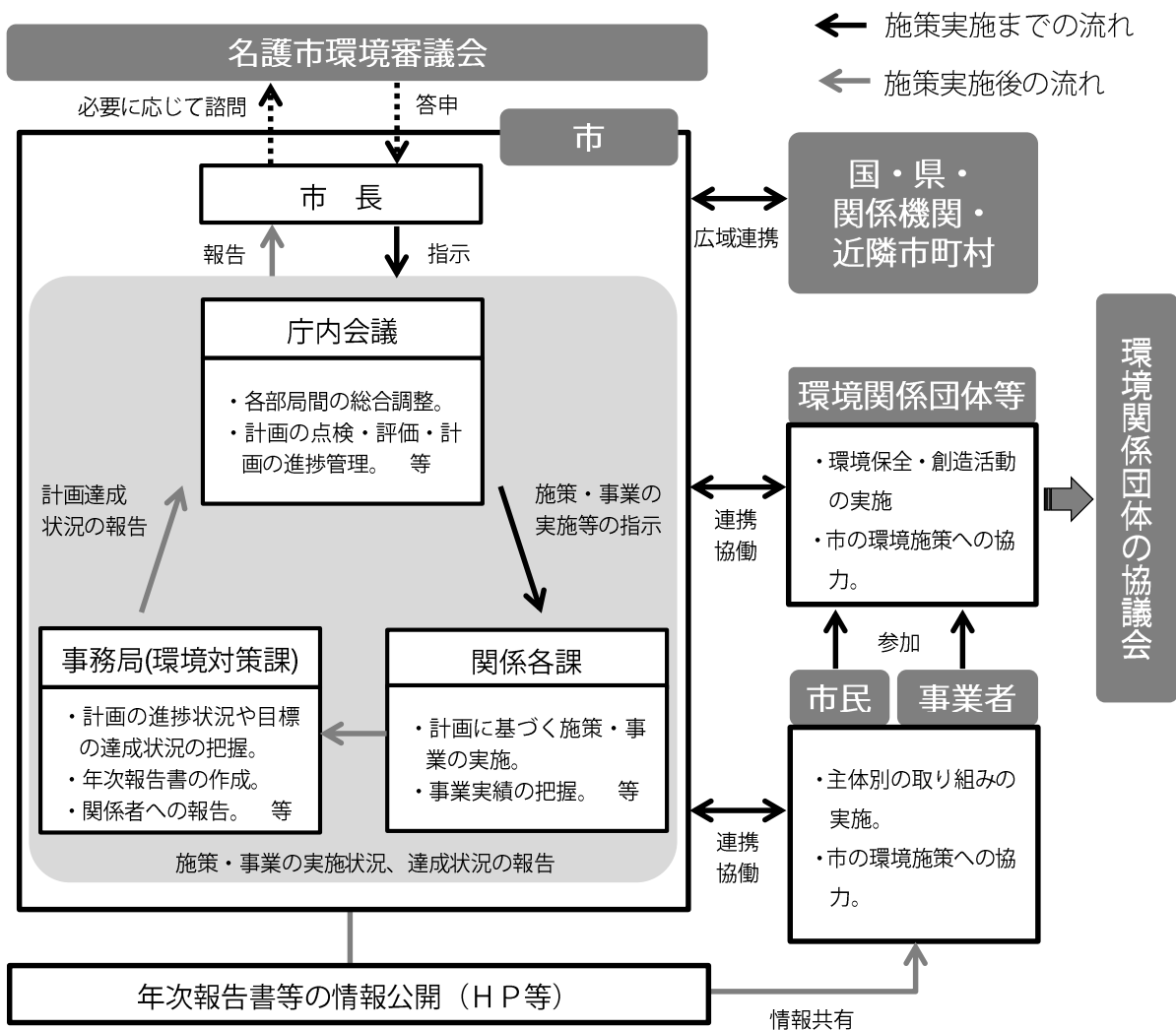
- 6-1. 計画推進に向けた体制 110
- 6-2. 計画の進捗管理..... 113

6-1. 計画推進に向けた体制

(1) 計画推進に向けた各主体、組織の体制

本市が目指す環境像「みんなでまもり・つくり・つなげる やんばるの自然と暮らしが共にかがやく あけみおのまち 名護」の達成に向けた計画の実効性を確保するためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割と責務を認識し、協働で取り組む必要があります。また、本計画を効率的・効果的に推し進めていくためには、進捗状況の点検・評価を行い、その結果にもとづいて改善が行われる仕組みづくりが求められます。

このため、次に示すような各主体、組織の体制づくりを行い、本計画の推進を図ります。



図：名護市環境基本計画推進に向けた体制のイメージ

*個別の施策は市長より毎年出される施政方針に基づいて実施される。まず、市の施政方針にもとづき全体事業に関する指示が出され、市内の会議で総合計画との整合性を図りながら各部署で行う重点施策が議論される。その後、市内会議で決定された重点施策に基づき、各課で個別の施策が実施される。

(2) 組織の役割

計画の推進組織の位置づけ及び役割等は以下のとおりです。

①名護市環境審議会

位置づけ：「名護市環境審議会設置条例」によって定められた組織です。名護市環境基本条例第8条第4項においても、環境基本計画策定の際には名護市環境審議会の意見を聴くよう定められています。

構成員：知識経験者、民間諸団体の代表者、市議会議員、市の職員等で構成します。

役割：計画の見直し（改訂）の際など必要に応じて、専門的な見地、第三者的な立場から審議し、意見を述べる組織として計画の推進を図ります。

②庁内会議

位置づけ：市の全庁横断的な組織です。

構成員：部長等によって構成します。

役割：環境施策の推進に向けて関係各課と総合調整を行い、本計画の推進を図ります。また、年次報告書をもとに計画の進捗状況を点検・評価するとともに、市民・事業者等の意見を踏まえ、計画の見直しや改善を指示します。

③環境関係団体の協議会

位置づけ：本市の環境全般に関する民間レベルの検討組織です。

構成員：市内で環境に関わる活動を行っている団体で構成します。

役割：本市の環境に関する包括的な検討を行うとともに、市民の環境に対する意識向上に向けた旗振り役として多様な観点から普及啓発活動を実施していただきます。また、将来的には環境関係団体の組織化によって、市民レベルでの環境保全・創造活動の活性化を図る役割を担います。

(3) 計画推進に向けたその他の取り組み

①市、市民及び事業者の協働

本市の将来の環境像を達成するためには、市のみが環境の保全・創造に向けて取り組むのではなく、市民・事業者との協働によって取り組むことが重要です。そのため、施策に応じて、市・市民・事業者が協働で取り組めるような体制づくりに配慮します。

②規制等の措置

環境を保全する上で、現行法規の規定の範囲外で防止措置を講じる必要性が発生した場合は、規制や指導等を講ずるよう努めます。

③財政上の措置

自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の継続的な推進に向けて、国や県等の補助制度の活用等により財源の確保に努めます。

④国、地方公共団体等との連携協力

環境問題への対処等、自然環境の保全及び生活環境の創造に向けて広域的な取り組みが必要な場合は、国や他の地方公共団体、その他の関係団体との連携及び協力を積極的に推進します。また、国や県等が管理主体となっているものに対しては、必要に応じて自然環境の保全及び生活環境の創造に向けた適正な措置が講じられるよう要請を行います。

⑤環境データの収集・公表体制の構築

市民や事業者が自発的に環境に関する学習や活動を展開するためには、正確な情報を得られるようにする必要があります。そこで、環境に関する情報をより多く提供できるよう、国、他の地方公共団体、その他の関係団体との連携による情報収集に努めます。また、併せて本市の環境の状況や本計画の進捗状況を整理した年次報告書等の公表に努めます。

⑥環境に関するモニタリング体制づくり

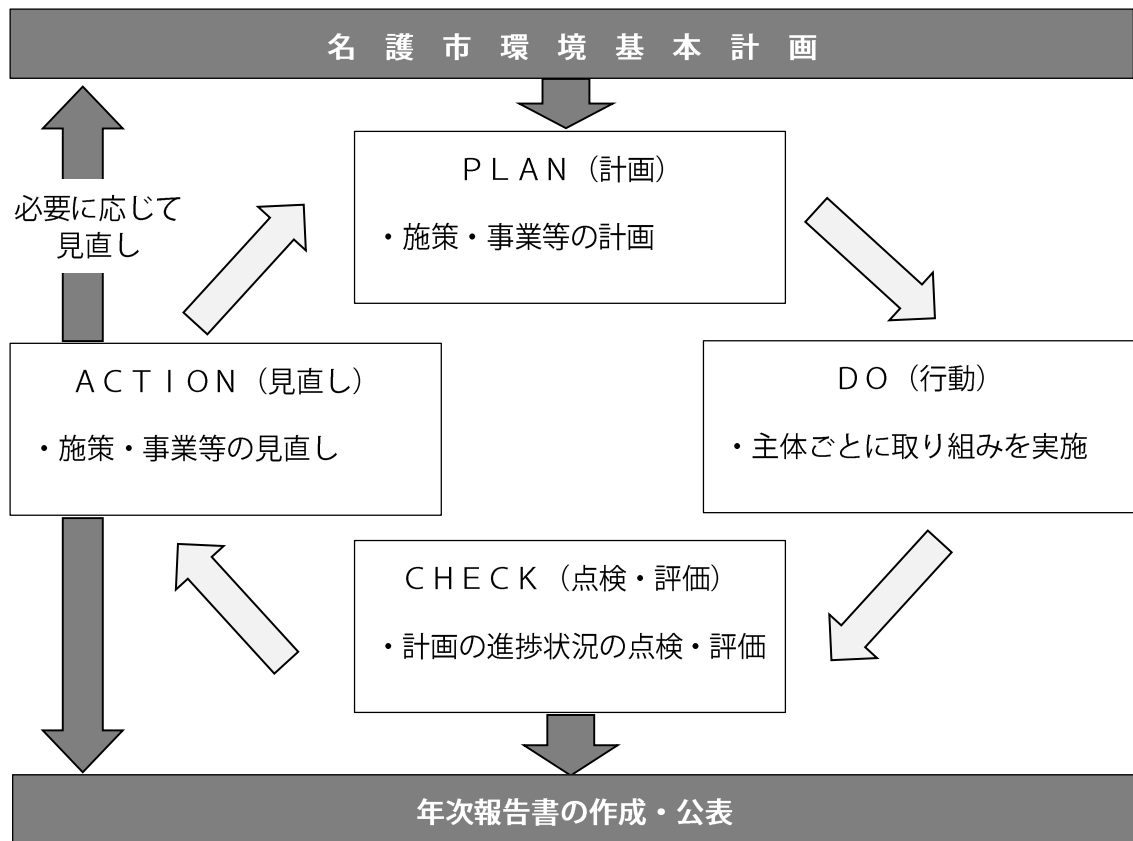
環境施策を適切に実施するためには、環境の実情把握が前提になります。そのため、国、他の地方公共団体、他の関係団体と連携し、必要な調査や監視体制等の整備に努めます。

6-2. 計画の進捗管理

(1) PDCA サイクル

本計画の確実な推進を図るためには、計画の進捗状況を点検・評価し、その結果を次の取り組みに反映させる仕組みづくりが重要です。そこで、本計画は、PLAN（計画）、DO（行動）、CHECK（点検・評価）、ACTION（見直し）という PDCA サイクルによって進捗管理を行い、計画の継続的かつ効果的な推進を図ります。

この PDCA サイクルは1年を単位に実施し、1年間の取り組みを点検・評価した結果は年次報告書としてとりまとめ、公表を行います。また、本市の環境の状況や社会情勢等を勘案し、必要に応じて計画の見直しを行います。



図：進捗管理の仕組み（PDCA サイクル）

(2) 点検・評価

本計画の進捗状況の点検・評価については、市が毎年作成する年次報告書をもとに行います。年次報告書は、関係各課の担当施策・事業の実施状況・実績等を事務局である環境対策課が集約し、その結果を取りまとめたものになります。庁内会議の場で、年次報告書で取りまとめた計画の達成状況を報告し、点検・評価を行います。計画の進捗に関する点検・評価結果は次年度の取り組みに反映させ、計画推進を図ります。

(3) 結果の公表

名護市環境基本条例第9条において、「市長は、市の環境の状況及び環境基本計画による具体的な取り組みの進捗、効果、問題点等を検証した年次報告書を作成し、これを公表するものとする。」と位置づけており、年次報告書の作成と公表が条例で定められています。

そこで、前年度の環境に関する事業の実施結果等を取りまとめた年次報告書を毎年作成し、ホームページ等を通じた公表を行います。

(4) 計画の見直し、改訂

本計画の計画期間である平成26年度～平成35年度の間年である平成30年度に計画の進捗状況や本市の環境の状況の変化、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、本計画は、目標年度を平成35年度としているため、これを目途に次期計画の策定（改訂）を行います。

資料編

1. 名護市環境基本条例.....資-2
2. 名護市環境審議会（環境基本条例・環境基本計画）資-9
3. 名護市環境基本条例・環境基本計画策定部会..... 資-12
4. アンケート調査結果概要.....資-13
5. パブリックコメント意見結果概要.....資-33
6. 策定の経緯.....資-34

1. 名護市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策(第7条—第20条)

第1節 施策の策定等に関する基本方針

第2節 環境基本計画等

第3節 具体的施策

第3章 推進体制(第21条—第26条)

第4章 雑則(第27条)

附則

私たちの住む「あけみおのまち 名護」は、東を大浦湾（太平洋）、西を名護湾（東シナ海）、北に羽地内海と三方を美しい海（^{みお}瀨）に囲まれ、南北に連なる脊梁部には緑深いやんばるの山が広がり、その山裾を縫うようにいくつもの川が流れるなど自然環境に恵まれた地です。先人たちは、こうした山・川・海の自然環境を基盤に、そこに住むやんばる特有の動植物や豊かな生態系の恵みを受け、親しみながら、地域特有の歴史や文化を育んできました。

しかし、古くから沖縄本島北部圏域の交通・産業の中核として栄えた反面、太平洋戦争やその後の戦災復興、米軍基地建設に伴う山林の伐採、そして復帰後の農地造成や開発に伴う赤土流出による川や海の環境悪化、更には大量生産、大量消費に伴う廃棄物の大量排出など、増大する自然環境への負荷は、生態系だけでなく、景観も含め、私たちの生活にも影響を及ぼすようになりました。また、依然として米軍基地が存在し、基地から派生する航空機騒音等の問題は、市民生活に影響を及ぼす環境問題の一つになっています。さらに近年では、地域の問題だけでなく、地球温暖化など地球の未来を揺るがす問題も発生しています。

私たちは、誰もが先人たちから受け継いできた豊かな環境によってもたらされる恩恵を享受し、良好な環境の中で生活を営む権利を有しているとともに、自然環境の保全及び生活環境の創造によって、良好な環境を次世代へと継承する責務があります。

私たちは、この責務を果たすために、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、協働による自然環境の保全及び生活環境の創造と経済発展の両立に努め、美しい自然と共存した持続的発展が可能な社会の構築及び継承を目指して、この条例を定めることとします。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然環境の保全及び生活環境の創造について基本理念を定め、市、市民及び事業者が果たすべき責務と役割並びに自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の基本的事項その他環境に関する必要な事項を明らかにし、もって現在及び将来の市民が美

しい自然と共存しながら健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境の保全 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境を保全・回復することをいう。
- (2) 生活環境の創造 人にとって良好な生活環境を創造・維持することをいう。
- (3) 環境 自然環境及び生活環境をいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、動植物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (7) 循環型社会 自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、過剰な生産や消費を抑えるとともに、廃棄されるものを最小限にし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再生利用するという3R（リデュース、リユース、リサイクル）が推進され、廃棄物ゼロに向けて、省エネルギーが推進され、新エネルギーの積極的な活用が図られた社会をいう。
- (8) 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び、その他の活動を行うものをいう。
- (9) 事業者 市内において事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 自然環境の保全及び生活環境の創造は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) やんばるの自然環境の保全に向けた活動が行われること。
- (2) 安全・安心・文化的な生活環境の創造に向けた活動が行われること。
- (3) 元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくりが行われること。
- (4) 市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築が積極的に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた自然環境の保全及び生活環境の創造に関する

総合的な施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、施策の実施に当たって、市民及び事業者と協働して自然環境の保全及び生活環境の創造に関する活動に取り組むものとする。
- 3 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、他の地方公共団体その他の関係団体と協力して、積極的に推進するものとする。
- 4 市は、自ら行う施策の実施に当たって環境への負荷の低減に積極的に取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活が自然環境の保全及び生活環境の創造に密接に関わっていることを深く認識し、資源及びエネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する市の施策及び環境保全・創造活動について市及び事業者と協働で取り組むよう努めなければならない。
- 3 市民は、生活環境の創造に配慮し、自主的に木や草花を植える等、人と自然とが豊かに触れ合う環境づくりに努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるおそれのある公害を防止し、環境に負荷を与えないように努め、環境に負荷を与えた場合は、自らの責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処分が確保されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、開発行為等の環境に影響を与える事業を実施する場合は、事業者自ら環境への影響に配慮するよう努めなければならない。
- 5 事業者は、前各項に定めるもののほか、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する市の施策及び環境保全・創造活動について市及び市民と協働で取り組むよう努めなければならない。

第2章 自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策

第1節 施策の策定等に関する基本方針

(基本方針)

第7条 市は、次に掲げる事項を基本として、潤いある豊かな自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を策定し、実施するものとする。

- (1) 地域本来の生物多様性の保全と回復
- (2) 命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造
- (3) 伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造

- (4) 地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化
- (5) 循環型社会の構築
- (6) 地球環境の保全
- (7) 環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上
- (8) 協働及び推進体制の構築

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の計画の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。
- 3 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 自然環境の保全及び生活環境の創造に関する総合的かつ長期的な基本的施策
 - (2) 市、市民及び事業者が自然環境の保全及び生活環境の創造のために行動する上において配慮すべき指針
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、名護市環境審議会(名護市環境審議会設置条例(平成6年条例第26号)第1条に規定する名護市環境審議会をいう。)の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書の作成)

第9条 市長は、市の環境の状況及び環境基本計画による具体的な取組の進捗、効果、問題点等を検証した年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3節 具体的施策

(在来動植物及びその生息空間の保全)

第10条 市は、人の生活は豊かな自然環境及び多様な動植物の存在によって支えられているものと認識し、在来動植物及びその生息空間である自然環境の適正な保全及び回復に努めるものとする。

- 2 市は、自然環境の改変が考えられる事業・経済活動に対し、自然環境への影響の低減に向け、事業者が必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。
- 3 市は、本市の在来動植物の違法な捕獲及び乱獲の防止並びに外来種による在来動植物への直接的・間接的な悪影響の低減を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備)

第11条 市は、環境に配慮した生産手法の改善及び産業基盤の整備に向けて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然災害による被害の低減)

第12条 市は、市民及び事業者の安全・安心な生活環境及び社会基盤を確保するため、自然災害による環境への被害の低減に向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の向上に向けた公害防止対策等の実施)

第13条 市は、環境の向上を図り、市民の健康及び安全の確保に向け、公害を防止し、環境を良好な状態に保持すること、また、その他生活環境を阻害するものに対して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用)

第14条 市は、市民の心のよりどころとなり、より豊かな生活環境を形成する要素となっている歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用に向けて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(豊かな自然環境を生かした地域づくり)

第15条 市は、地域ごとの豊かな自然環境を生かした良好な地域づくりに向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進)

第16条 市は、環境保全及び経済発展の両立に向け、観光名所、地元産品その他の地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進に努めるものとする。

(廃棄物の減量及び資源化の促進)

第17条 市は、循環型社会の構築を図るため、廃棄物ゼロを目指し廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう努めるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第18条 市は、地球環境の保全において、特に地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものと認識し、関係行政機関及び民間団体等と連携を図りつつ、市民及び事業者と協働して地球温暖化対策に関する施策の推進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第19条 市は、市民、事業者及び教育機関による積極的な環境教育及び環境学習の実施に向け

必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民は、自然環境の保全及び生活環境の創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう環境教育及び環境学習に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 事業者は、自然環境の保全及び生活環境の創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境教育及び環境学習を通じて事業所の従業員の環境への意識を高めるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第20条 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を推進するため、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(市、市民及び事業者の協働)

第21条 市は、市民及び事業者との協働によって自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の積極的な推進を図るよう努めるものとする。

(規制等の措置)

第22条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国、地方公共団体等との連携協力)

第24条 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体その他の関係団体との連携及び協力に努めるものとする。

(環境データの収集・公表体制の構築)

第25条 市は、市民及び事業者の環境に関する学習及び自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の自然環境の保全及び生活環境の創造に関する必要な情報を提供できるよう、国、他の地方公共団体その他の関係団体と連携し、環境データ及び情報を収集し、その公表に努めるものとする。

(環境に関するモニタリング体制づくり)

第26条 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を適正に推進するために国、他の地方公共団体その他の関係団体と連携し、必要なモニタリング体制の構築その他必要な

措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2. 名護市環境審議会（環境基本条例・環境基本計画）

（1）名護市環境審議会設置条例（平成6年12月27日制定）

名護市公害対策審議会設置条例(昭和52年条例第14号)の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市の環境保全に関する基本的事項等を調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、名護市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、審議する。

- (1) 環境保全に関する基本的事項
- (2) その他環境に関して市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 市議会議員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 第2項第2号、第3号及び第4号により委嘱又は任命された委員がその職責を離れたときは、当該委員を辞したものとみなす。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

(専門調査部会)

第6条 審議会に専門の事項を調査させるため、専門調査部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、審議会委員のうちから、会長が指名する委員でもって組織する。

3 部会は、部会長及び副部会長各1人を置くものとする。

4 部会長は、第3条第2項第1号に掲げる者のうちから、副部会長は、部会委員のうちから、それぞれ会長が指名する。

5 部会長及び副部会長の職務、部会の会議にあつては、第4条及び第5条の規定を準用する。

(利害関係者の出席)

第7条 審議会又は部会が必要であると認めるときは、利害関係者の出席を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 審議会委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年条例第51号)の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の名護市公害対策審議会設置条例(昭和52年条例第14号)の規定に基づき、当該審議会の委員に委嘱され、又は任命された者は、この条例に基づき、この条例の審議会の委員に委嘱又は任命されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年条例第51号)の一部を次のように改正する。

(2) 名護市環境審議会（名護市環境基本条例・基本計画策定） 委員名簿

役職	氏名	所属等	備考
会長	新垣 裕治	公立大学法人名桜大学 国際学群 観光産業学科 教授	知識経験者
副会長	渡嘉敷 義浩	琉球大学 名誉教授	知識経験者
委員	安座間 安史	沖縄県立辺土名高校 校長	知識経験者
委員	宮城 薫	沖縄県立北部農林高校 定時制課程 農業科 教員	知識経験者
委員	鈴木 邦治	公立大学法人名桜大学 財務部 施設課 課長	知識経験者
委員	田中 克彦	独立行政法人海洋研究開発機構 国際海洋環境情報センター 技術研究主任	知識経験者
委員	坂下 宙子	なごころの会 会長	民間諸団体の 代表者
委員	上野 和昌	やんばる自然館 代表	民間諸団体の 代表者
委員	岸本 林	名護市文化財保存調査委員会 議長	その他市長が 必要と認める者
委員	座間味 玲子	名護市立久辺小学校 校長	その他市長が 必要と認める者
委員	宮里 達也	沖縄県福祉保健部 北部福祉保健所 所長	その他市長が 必要と認める者
委員	神山 正樹	名護市議会 名護市議会議員	市議会議員
委員	仲宗根 勤	名護市 企画部 企画部長	市の職員

3. 名護市環境基本条例・環境基本計画策定部会

(1) 名護市環境基本条例・環境基本計画策定部会 委員名簿

役職	氏名	所属等
部会長	仲宗根 勤	企画部長
副部会長	佐久川 博光	企画部環境対策課長
委員	照屋 秀裕 (~H25.3) 岸本 康孝 (H25.4~)	総務部総務課長
委員	金城 進 (~H25.3) 金城 秀郎 (H25.4~)	企画部企画調整課長
委員	上地 利夫	こども家庭部こども政策課長
委員	本山 健次	市民福祉部社会福祉課長
委員	安里 邦雄	産業部産業振興課長
委員	比嘉 幹和	産業部産業建設課長
委員	比嘉 一文 (~H25.3) 金城 進 (H25.4~)	産業部商工観光課長
委員	翁長 武嗣	建設部建設計画課長
委員	玉城 勝	建設部建設土木課長
委員	岸本 守夫	水道部下水道課長
委員	石川 達義 (~H25.3) 大兼 康弘 (H25.4~)	教育委員会学校教育課長
委員	比嘉 久	教育委員会社会教育課長
委員	島福 善弘	教育委員会文化課長
委員	比嘉 秀昭	消防本部総務課長

4. アンケート調査結果概要

(1) 環境を守り育てるための市民意識調査

①実施概要

市民に対する意識調査の実施概要は以下のとおりです。

表：市民に対する意識調査の実施概要

目的	名護市環境基本条例及び環境基本計画の策定に先立ち、本市が抱える環境上の問題点、市民の環境に対する関心や認識、環境行政に対する要望を把握し、名護市環境基本条例及び環境基本計画に反映させることを目的に実施した。
調査対象	本市に在住する市民（7地域別の人口比率に合わせて住民基本台帳より抽出）
実施期間	平成24年9月7日（金）～9月24日（月）
配布・回収方法	郵送によって配布・回収を行った。また、実施期間の最終週に依頼状を送付した。
配布・回収状況	<p>【市街地地域】 配布数：1,937名 回収数：562名 回収率：29.0%</p> <p>【瀬喜田地域】 配布数：80名 回収数：23名 回収率：28.8%</p> <p>【屋部地域】 配布数：553名 回収数：155名 回収率：28.0%</p> <p>【羽地地域】 配布数：543名 回収数：174名 回収率：32.0%</p> <p>【屋我地地域】 配布数：109名 回収数：22名 回収率：20.2%</p> <p>【東海岸地域】 配布数：107名 回収数：32名 回収率：29.9%</p> <p>【久辺地域】 配布数：147名 回収数：36名 回収率：24.5%</p> <p>合計 配布数：3,476名 回収数：1,109名 回収率：28.9%</p>

②調査結果の概要

a. 市民の満足度・不満足度

- ◆地域全体の住みよさに多くの市民が満足しており、本市の全体的な評価は高い。
- ◆河川や海に対して不満足度が高く、美しい海に囲まれ、県内でも珍しく本市には比較的大きな河川が存在しているため、水辺環境の環境悪化に対して敏感であり、水辺への関心が高い。
- ◆ごみ処理に対しての不満足度も高く、ごみの分別方法の変更が影響していると考えられる。

b. 日常生活の行動によって環境に影響を与えているもの

- ◆自家用車の利用による排出ガスの発生が環境に影響を与えていると考える人が多く、影響の度合いとしても、大気汚染に大きな影響を与えていると考える人が多い。公共交通機関の発達が未熟な本市の自動車依存社会を反映しているといえる。

c. 関心・緊急度の高い環境問題

- ◆赤土流出や排水による水質汚濁等による水辺環境の悪化に対して関心が高く、緊急度の高い問題としても挙げられている。また、不法投棄や適正処理等のごみ問題に対しても関心が高く、緊急度の高い問題として挙げられている。水辺環境への関心の高さから、水質悪化や海岸への漂着ゴミ等に対して問題意識を持っている市民が多いといえる。
- ◆地球規模の環境問題の中で、本市が抱える環境問題と深い関連があり、優先的取り組むべきものは海洋汚染であったことから、海に対して関心が高い。

d. 市民の望む将来像

- ◆美しい自然と共存する社会を望む市民が多かったが、自然との共存に必要な省エネルギーや循環・リサイクル社会を望む市民は少なく、市民自らが環境をよくするために行動を起こすことに対して意識が低い。
- ◆美しい自然としては、きれいな海をイメージしている市民が多い。
- ◆本市には地域独自の文化や伝統が多く残っているが、歴史と文化を生かした個性豊かな社会を望む市民も少なく、地域の歴史・文化に対しての関心が低い。

e. 環境をよくするための取り組みへの参加状況

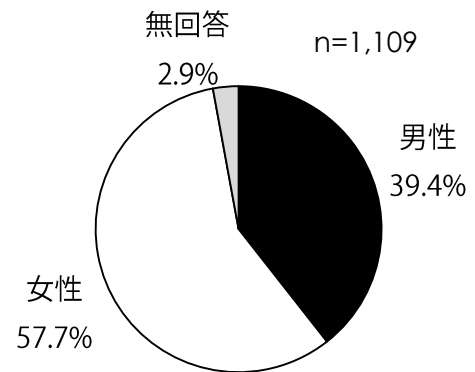
- ◆60%以上の市民は何らかの活動に参加しているが、継続的に活動に参加している市民はその半分以下であった。
- ◆最も多くの市民が参加している活動は自治会や通り会などのごみ、空き缶の清掃であり、地域で日常的に行っている活動に対しては参加しやすいといえる。
- ◆関心がない活動はバードウォッチングや自然観察であり、常に豊かな自然環境に囲まれて生活しているが故に、多様な生き物が生息している自然環境の大切さに気付いていない市民が多いと考えられる。
- ◆環境活動へは、年齢が高く、居住年数が長い市民が多く参加しており、若い世代や居住年数が短い市民の参加は少ない。

③市民への意識調査結果

a. 市民の満足度・不満足度

【1】性別

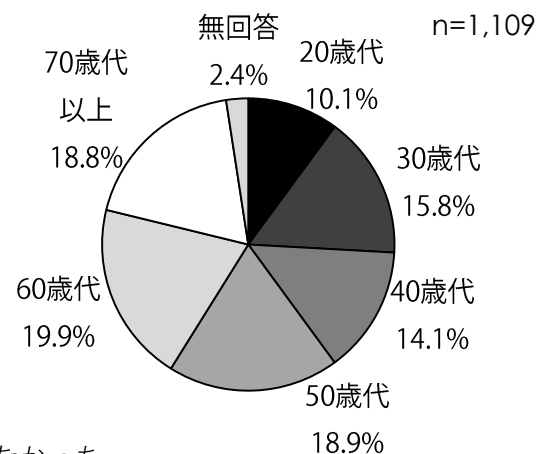
回答内容	回答数	構成比 (%)
男性	437	39.4
女性	640	57.7
無回答	32	2.9
合計	1,109	100.0



・男性が 39.4%、女性が 57.7% で女性の回答者の方が多かった。

【2】年齢

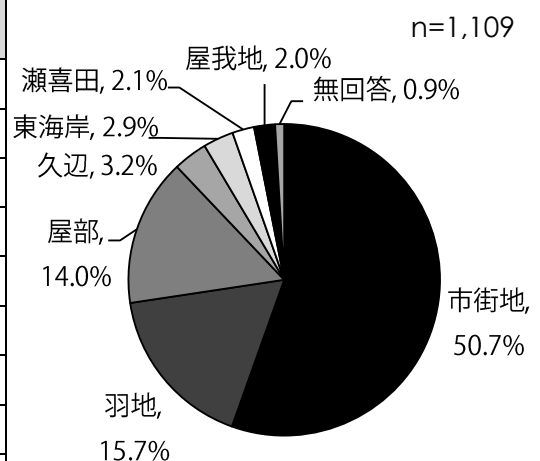
回答内容	回答数	構成比 (%)
20 歳代	112	10.1
30 歳代	175	15.8
40 歳代	156	14.1
50 歳代	210	18.9
60 歳代	221	19.9
70 歳代以上	208	18.8
無回答	27	2.4
合計	1,109	100.0



・60 歳代からの回答が最も多く、20 歳代が最も少なかった。

【3】住まい

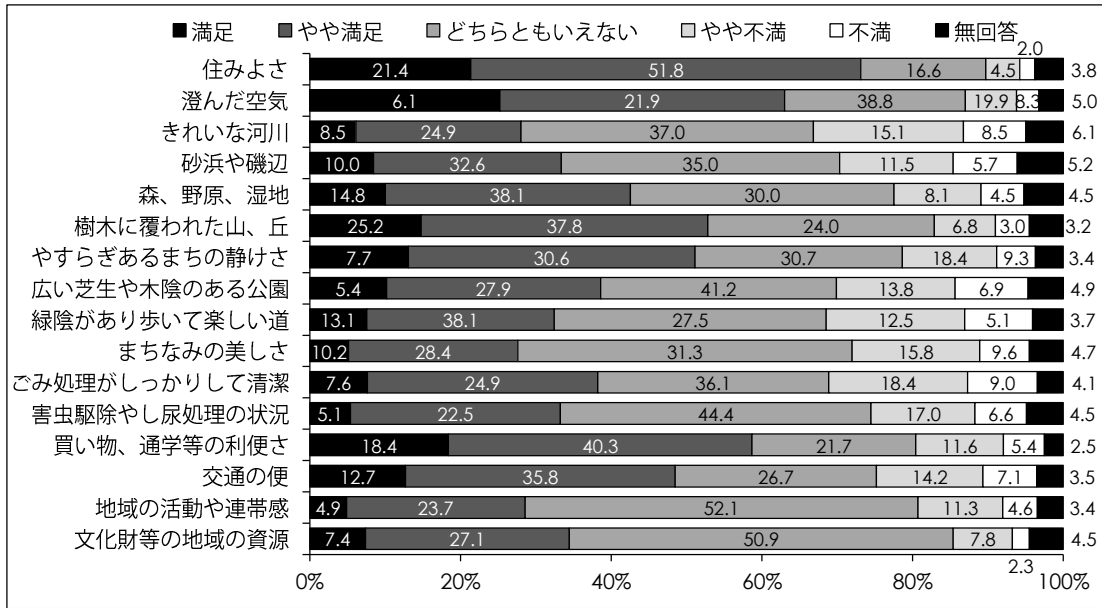
回答内容	回答数	構成比 (%)
市街地地域	562	50.7
瀬喜田地域	23	2.1
屋部地域	155	14.0
羽地地域	174	15.7
屋我地地域	22	2.0
東海岸地域	32	2.9
久辺地域	36	3.2
無回答	105	9.5
合計	1,109	100.0



・人口比に応じて配布数を定めたため、アンケートの構成比も各地域の人口構成とほぼ同様になっており、市街地地域が約半数の 50.7% を占め、次いで羽地地域が 15.7%、屋部地域が 14.0%、久辺地域 3.2%、東海岸地域 2.9%、瀬喜田地域 2.1% を占めている。

【4-1】身の回りの環境の満足度

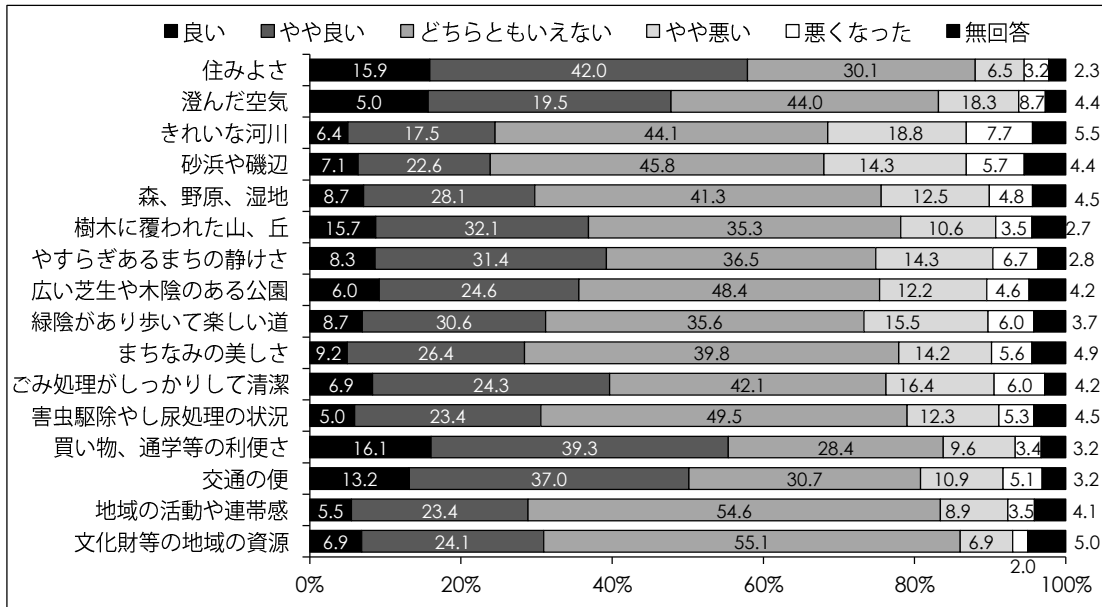
n=1,109



- ・回答者の70%以上が、地域全体の住みよさに満足している。
- ・自然環境面では、山などの陸域の環境に対する満足度は高いが、河川や海岸の水辺の環境に対しては不満足度が高くなっている。特に河川については最も不満足度が高い。
- ・生活環境面では、澄んだ空気に対して満足と回答した人が多かった。

【4-2】約10年前と比べた際の身の回りの環境の満足度

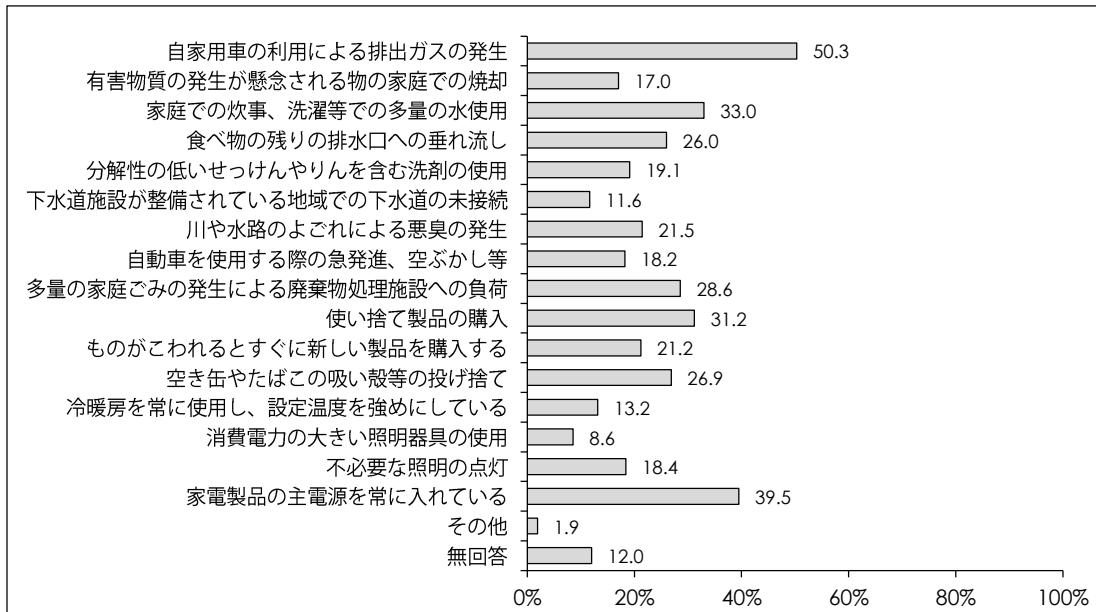
n=1,109



- ・良くなっている環境として多くの回答があったものは交通の便など、生活環境に関する項目であり、河川や砂浜、磯辺等の水辺の自然環境に関する項目は悪くなってしまったと感じている人が多い。

【5-1】日常生活の行動が環境に影響を与えていると思われる項目（複数回答可）

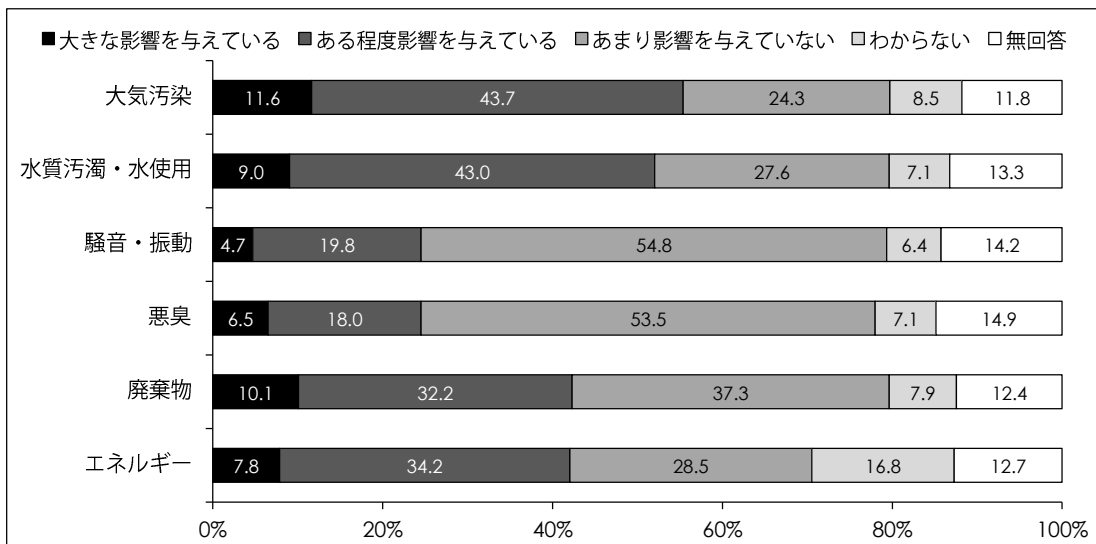
n=1,109



- 最も多くの方が日常生活の行動によって環境に影響を与えていると感じている項目は、「自動車の利用による排出ガスの発生」であり、回答者の約半数が環境に影響を与えていると感じている。

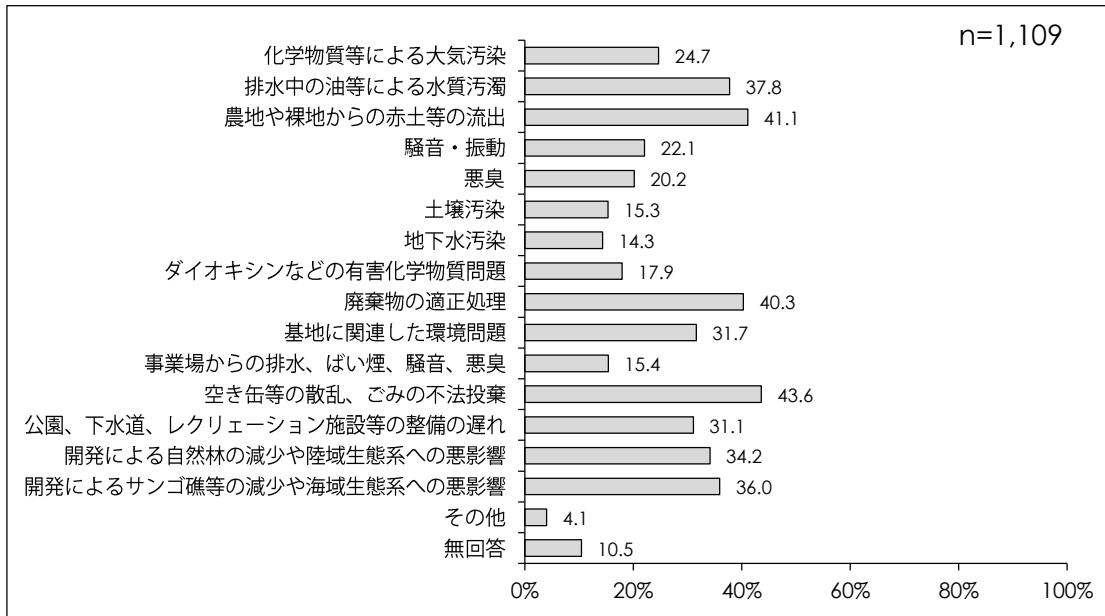
【5-2】日常生活の行動が、環境に対して与える影響

n=1,109



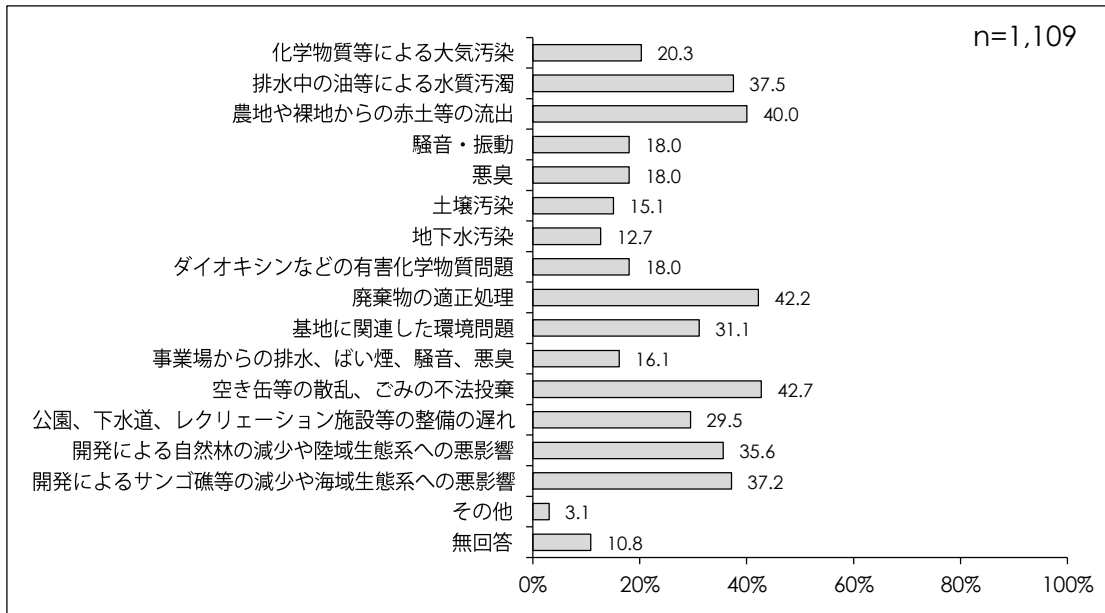
- 日常生活の行動によって影響を与えている（「大きな影響を与えている」「ある程度影響を与えている」の合計）との回答が最も多かったのは大気汚染であった。
- 日常生活の行動によってあまり影響を与えていないと感じているものは騒音・振動、悪臭であった。

【6-1】本市における身近な環境問題の中で関心のある環境問題（5つまで回答可）



- ・最も多くの人から関心のある環境問題として選択されたのは、「空き缶等の散乱、ごみの不法投棄」であった。また、「廃棄物の適正処理」を選択した人の割合も高い。
- ・「農地や裸地からの赤土等の流出」、「排水中の油等による水質汚濁」、「開発による海域生態系への悪影響」など水環境に関する項目を選択する人の割合も高かった。

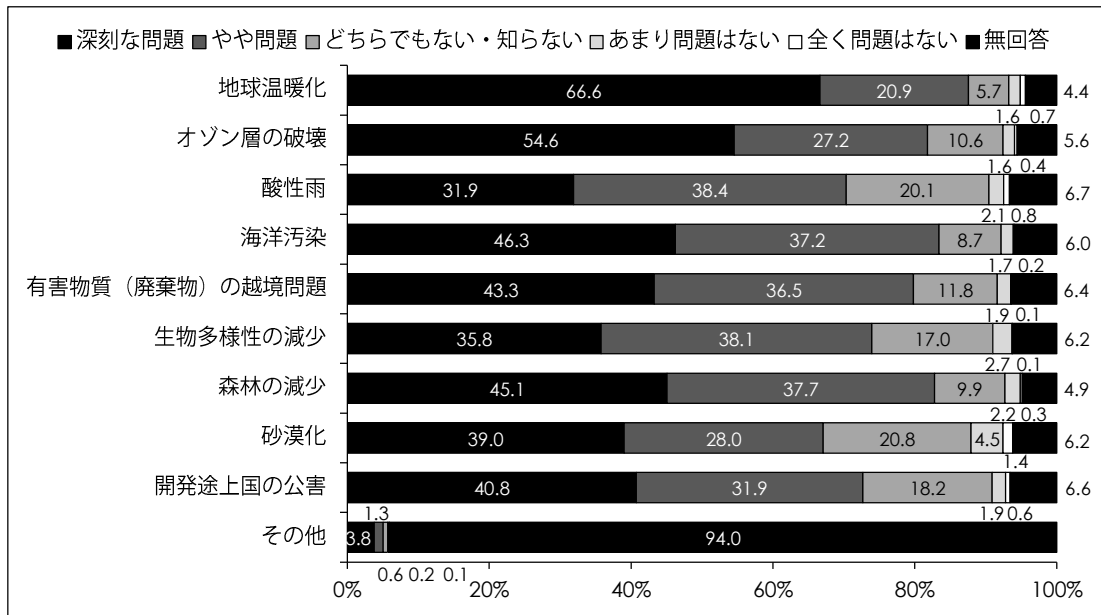
【6-2】現在、緊急に対処しなければならない身近な環境問題（5つまで回答可）



- ・「空き缶等の散乱、ごみの不法投棄」が最も回答率の高い項目となった。また、「廃棄物の適正処理」や「農地や裸地からの赤土等の流出」、「排水中の油等による水質汚濁」、「開発による海域生態系への悪影響」の回答率も高く、ごみ問題及び水環境問題の2つが緊急度の高い問題として挙がっている。これは、ごみの最終処分場の容量のひっ迫及び海への関心の高さが影響していると考えられる。

【6-3】地球規模の環境問題について

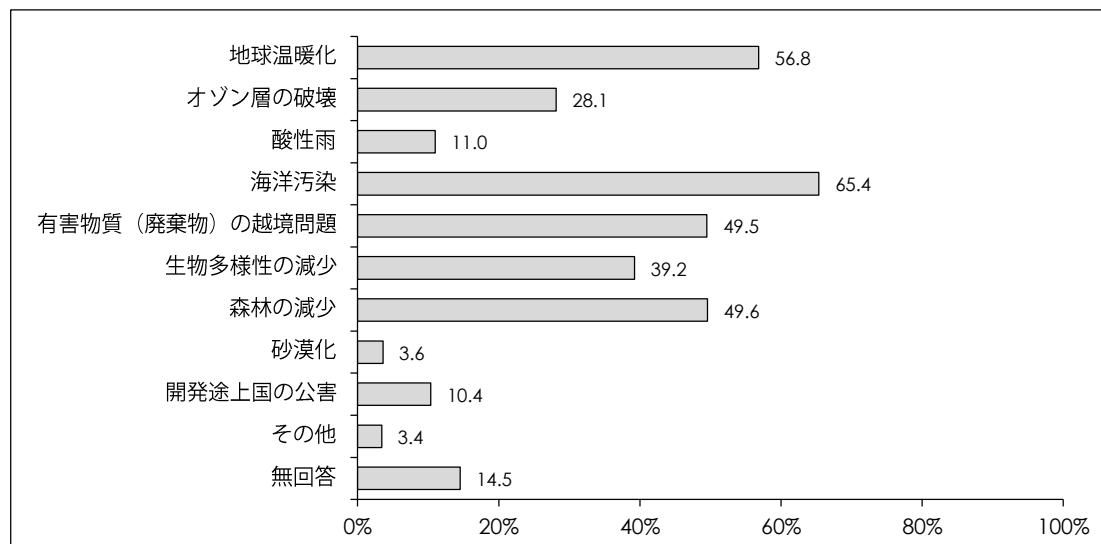
n=1109



- ・最も多くの市民が深刻な問題だと感じているのは地球温暖化であった。
- ・海洋汚染や森林の減少などの身近に感じられる問題についても、「深刻な問題」あるいは「問題である」と回答している人が多かった。

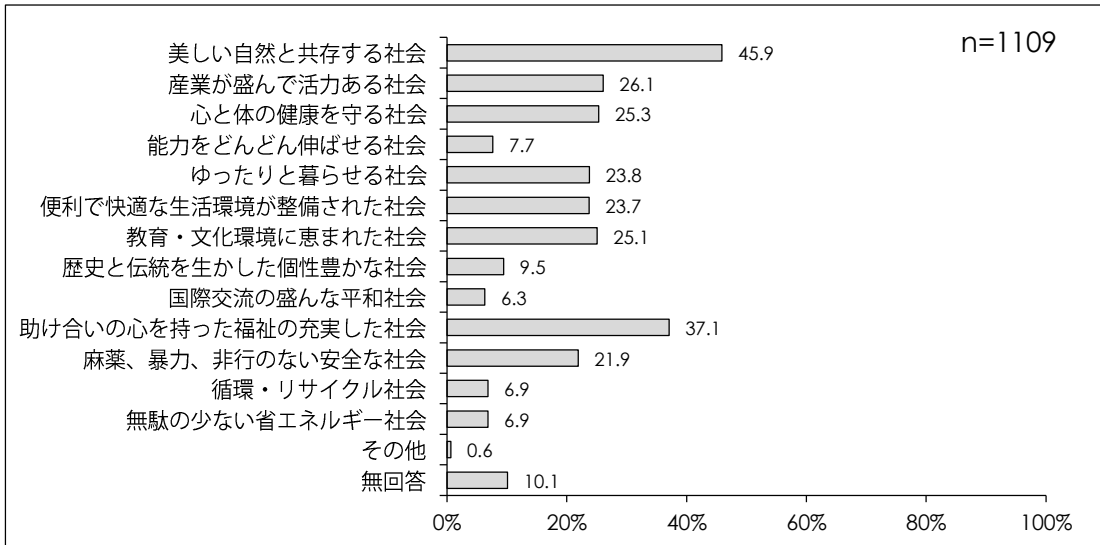
【6-4】地球規模の環境問題のうち、本市が抱える環境問題と深い関連があり、優先的に取り組むべきもの（複数回答可）

n=1109



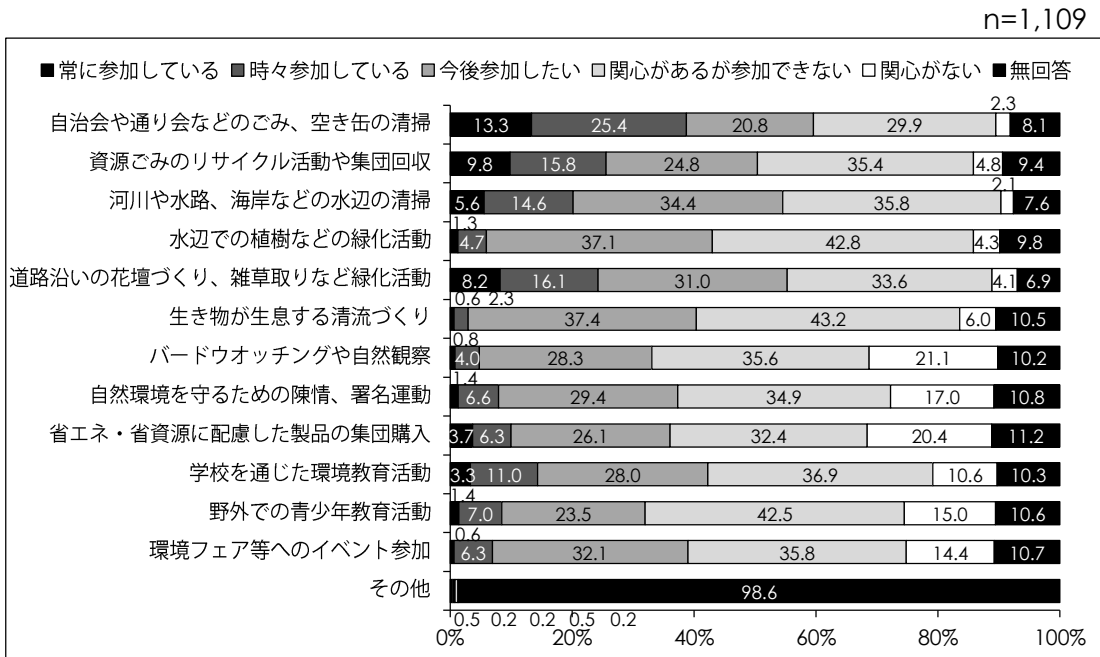
- ・最も多くの市民が深刻な問題だと感じているのは「地球温暖化」であったが、本市が抱える環境問題と深い関連があり、優先的に取り組むべき問題として回答率が最も高かったのは「海洋汚染」であった。
- ・最も回答率の低かった項目は、「砂漠化」であった。

【7】今後の本市の望ましい姿（複数回答可）



- ・本市の将来像として最も回答率が高かった項目は「美しい自然と共存する社会」であり、次いで多かったのは、「助け合い心を持った福祉の充実した社会」であった。
- ・最も回答率の低かった項目は、「国際交流の盛んな平和都市」であった。【6-4】においても、「開発途上国の公害」を優先的に取り組むべきと回答した人は少なく、国際的な取り組みに対しての関心が低いと言える。

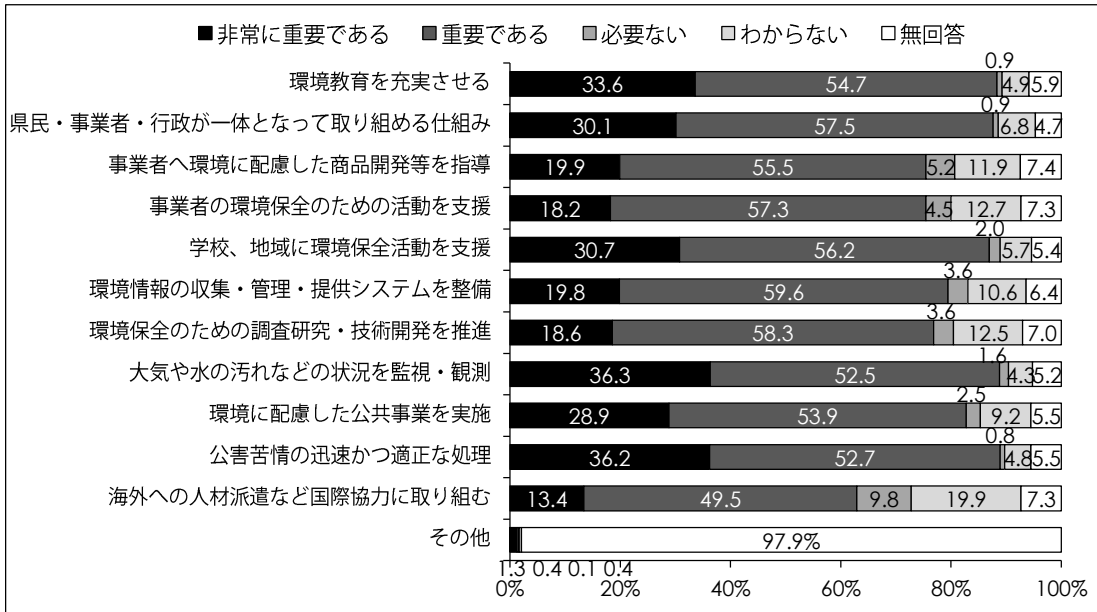
【8】周辺の環境をよくするためにこれまでに参加した地域や集団等での活動



- ・「自治会や通り会などのごみ、空き缶の清掃」に参加している人が最も高かった。
- ・常に参加している、時々参加している、今後参加したい、関心があるが参加できないと回答した参加意欲のある人はほとんどの項目で70%以上となっているが、実際に参加している人はその半分以下となっており、市民が参加しやすい環境が整っていないことが考えられる。

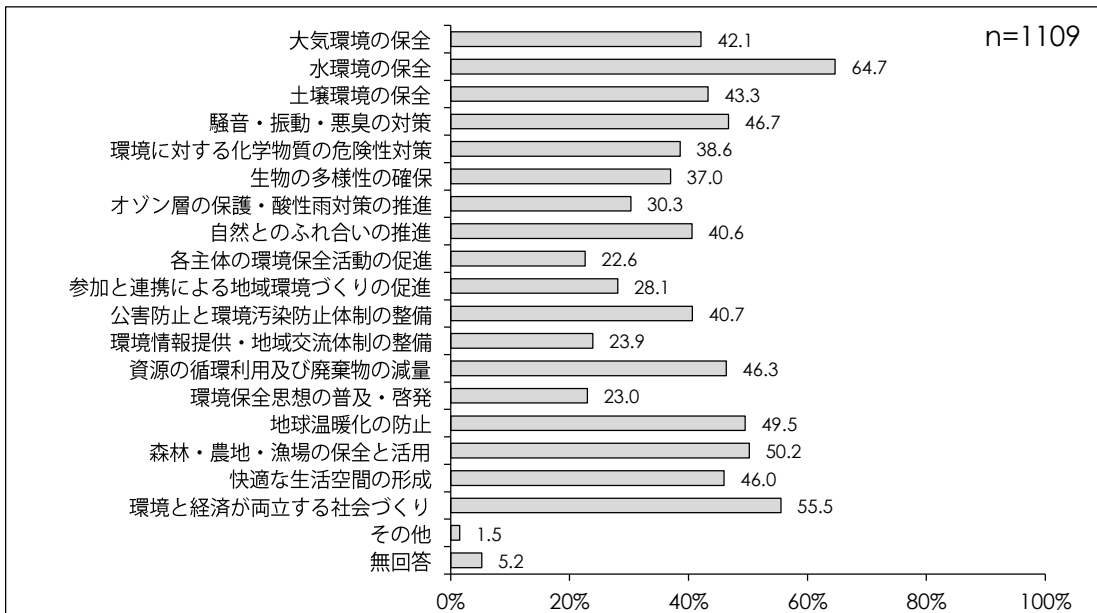
【9】地域のよりよい環境づくりを推進するために、効果的な行政の取り組み

n=1109



・最も多くの人々が行政の取り組みとして非常に重要であると考えているものは、「大気や水の汚れなどの状況を監視・観測」であった。また、「環境教育を充実させる」「県民・事業者・行政が一体となって取り組める仕組み」「学校、地域に環境保全活動を支援」「公害苦情の迅速かつ適正な処理」に対しても効果的であると考えている人が多い。

【10】本市の「環境基本計画」において、取り組んでほしいと思う項目（複数回答可）



・環境基本計画では「水環境の保全」に取り組んでほしいと考えている人が最も多かった。これは市民の海や河川への親しみや関心の高さが起因しているといえる。

・「参加と連携による地域環境づくりの促進」「環境情報提供・地域交流体制の整備」など環境保全、維持、創出に向けた仕組みづくりに対しては回答率が低くなっている。

(2) 環境を守り育てるための事業者意識調査

①実施概要

事業者に対する意識調査の実施概要は以下のとおりです。

表：事業者に対する意識調査の実施概要

目的	名護市環境基本条例及び環境基本計画の策定に先立ち、本市が抱える環境上の問題点、事業者の環境に対する関心や認識、環境行政に対する要望を把握し、名護市環境基本条例及び環境基本計画に反映させることを目的に実施した。
調査対象	本市に事業者
実施期間	平成24年9月7日(金)～9月24日(月)
配布・回収方法	郵送によって配布・回収を行った。
配布・回収状況	配布数：168名 回収数：88名 回収率：52.4%

②調査結果の概要

a. 事業所の活動によって影響を与えているもの

◆自動車の利用による排出ガスの発生を挙げる事業者が多く、事業活動においても自動車に依存している。

b. 関心・緊急度の高い環境問題

◆廃棄物の適正処理に対する関心が最も高いが、赤土流出に対する関心も高く、市民と同様の結果になった。

◆緊急度の高い問題としては廃棄物よりも赤土流出を挙げる事業所が多く、地球規模の環境問題の中で、本市が抱える環境問題と深い関連があり、優先的取り組むべきものは市民同様、海洋汚染であったことから、事業者にとっても海等の水辺環境に対して関心が高い。

c. 事業者の望む将来像

◆事業者であっても、美しい自然と共存する社会を将来像として挙げるところが多かった。また、市民同様、省エネルギーや循環・リサイクル社会を望む事業所は少なく、環境をよくするために行動を起こすことに対して意識が低い。

d. 事業所で実施している環境保全活動

◆事業所の敷地や建物の清掃、緑化を実施している事業所が最も多かった。

- ◆クリーンエネルギーの技術開発等に取り組んでいる事業者は少なく、事業者は収益との兼ね合いを考慮しなければならないため、特別な設備が必要な活動やコストのかかる活動は実施しにくいといえる。
- ◆事業活動における環境配慮の取り組みとして、節電対策を実施している事業者が多く、あまり負担がかからず簡単に実施できる活動であれば事業活動の中に取り入れやすいといえる。

e. 社員への環境教育の取り組み状況

- ◆環境教育を特に実施していない事業者は半数以上に上っている。
- ◆環境教育を実施している事業者においても定期的に実施している事業者は少ない。

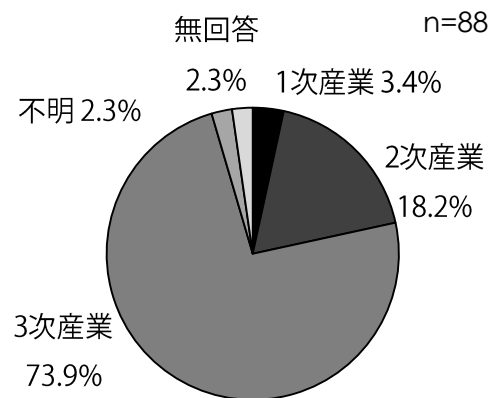
f. 環境保全と収益の関係について

- ◆収益が悪化しない範囲で環境保全に努めなければならないと考える事業者が70%近くを占めているが、収益にかかわらず環境保全に努めなくてもよいと考える事業者もおり、事業者ごとに環境保全に対する意識の差が生じている。
- ◆環境保全活動を実施するにあたっての問題点としては、手間や時間がかかること、費用がかかることを挙げる事業者が多い。

③事業者への意識調査結果

【1】業種

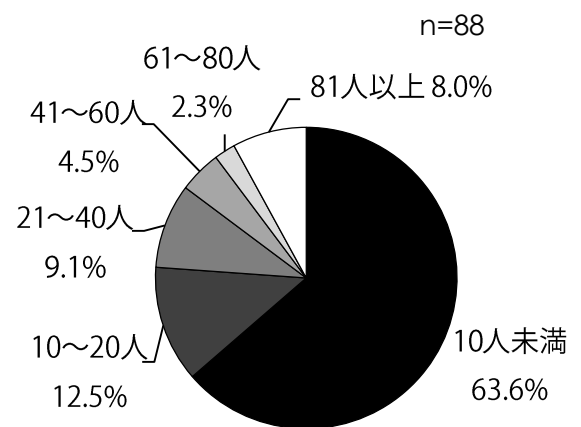
業種	回答数	構成比 (%)
第一次産業	3	3.4
第二次産業	16	18.2
第三次産業	65	73.9
その他	2	2.3
無回答	2	2.3
合計	88	100.0



・1次産業が約3%、2次産業が約20%、3次産業が70%以上を占めていた。これは、本市の産業構造に起因している。

【2】従業員数(常勤及び長期アルバイト、パートタイマーを含む)

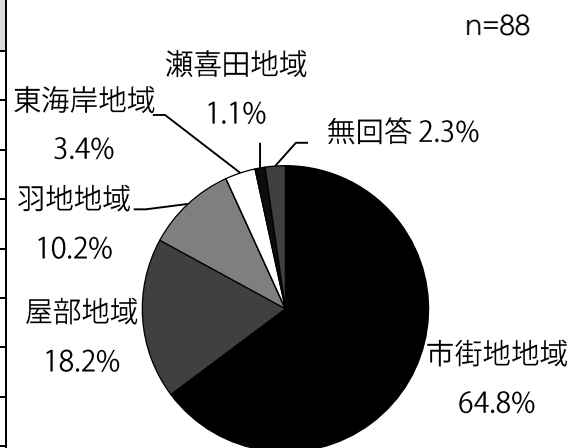
回答内容	回答数	構成比 (%)
10人未満	56	63.6
10~20人	11	12.5
21人~40人	8	9.1
41人~60人	4	4.5
61人~80人	2	2.3
81人	7	8.0
無回答	0	0.0
合計	88	100.0



・従業員数10人未満の事業所からの回答が63.6%と最も多くを占め、小規模な事業所からの回答が多かった。

【3】事業所の所在地

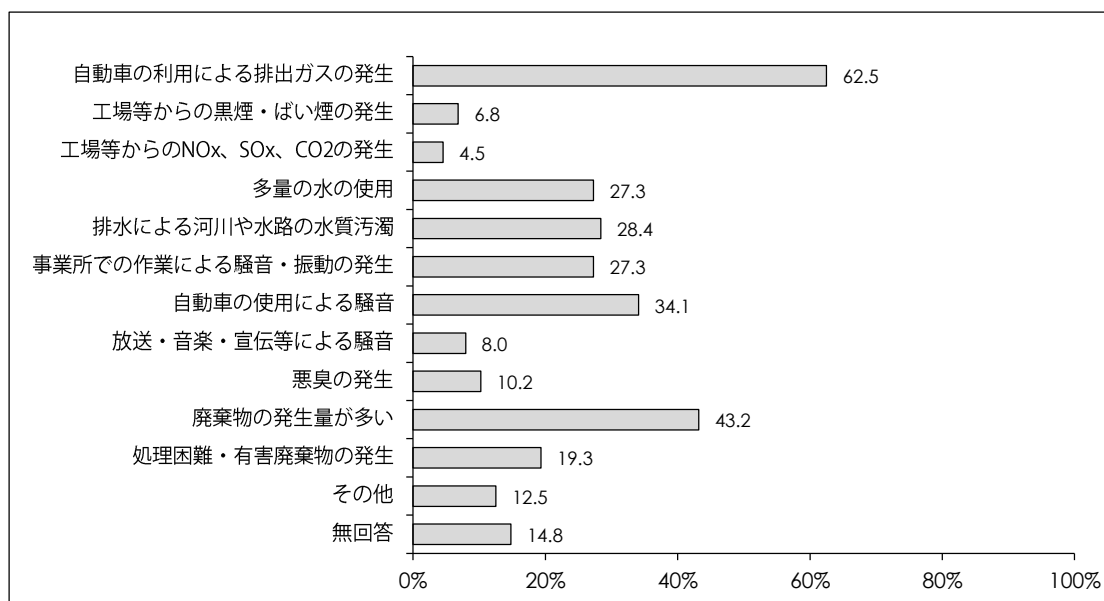
回答内容	回答数	構成比 (%)
市街地地域	57	64.8
屋部地域	16	18.2
羽地地域	9	10.2
屋我地地域	0	0.0
久辺地域	0	0.0
東海岸地域	3	3.4
瀬喜田地域	1	1.1
無回答	2	2.3
合計	88	100.0



・市街地地域に所在している事業所からの回答が最も多く、64.8%を占めた。

【4-1】 事業所の活動で環境に影響を与えていると思われる項目（5つまで回答可）

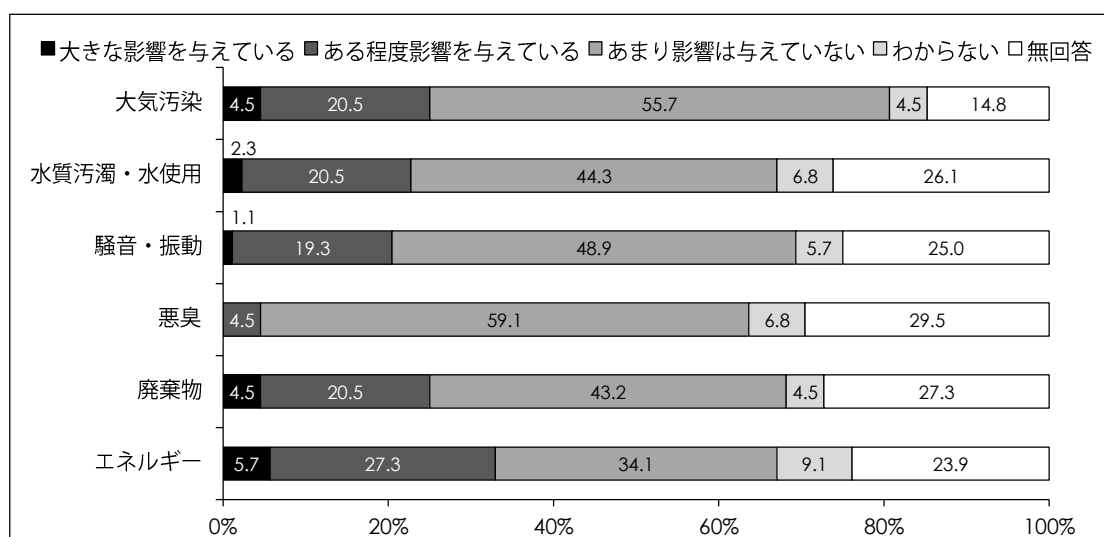
n=88



- ・最も回答率が高かった項目は「自動車の利用による排出ガスの発生」であり、62.5%の事業所が選択している。
- ・最も回答率が低かった項目は「工場等からのNOx、SOx、CO₂の発生」であった。

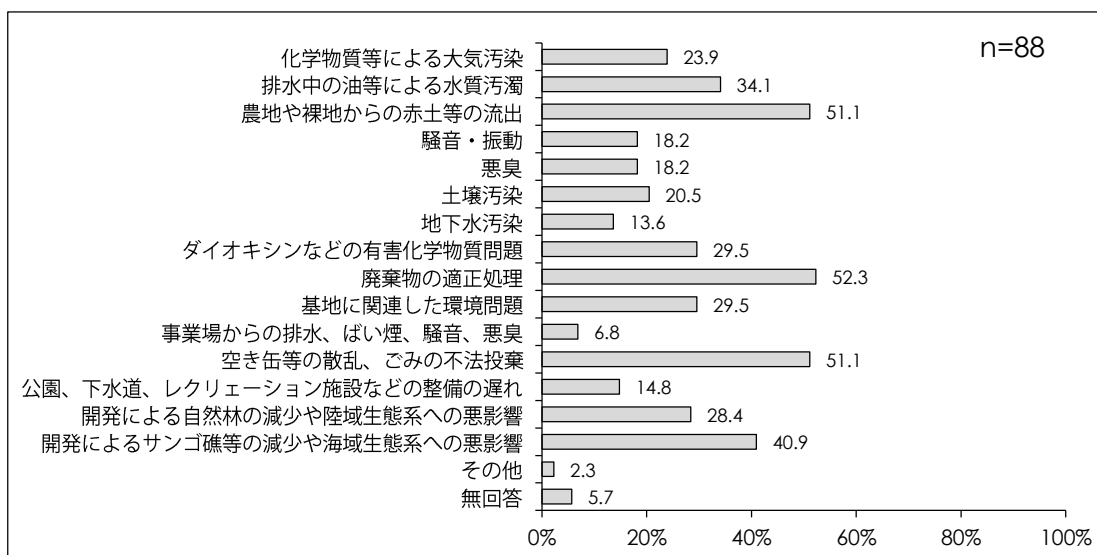
【4-2】 事業所の活動が環境に対して与える影響

n=88



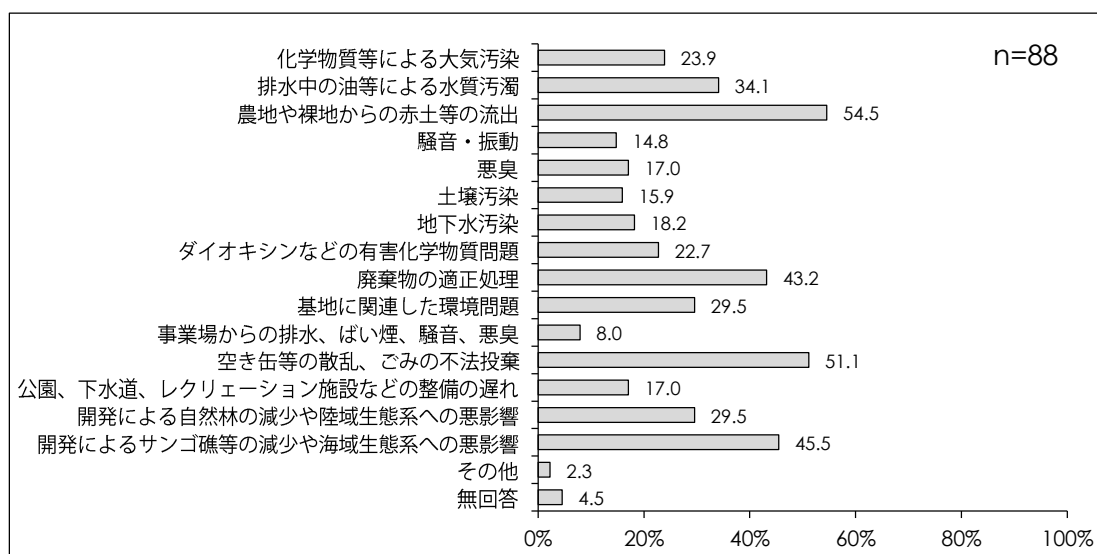
- ・「大きな影響を与えている」と最も多くの事業所が回答した項目は「エネルギー」であった。「ある程度影響を与えている」を含めても最も多くの事業所から影響を与えている項目として選択されている。
- ・「あまり影響は与えていない」と回答した事業所が多かった項目は「悪臭」であった。

【5-1】本市における環境問題の中で関心のある環境問題（5つまで回答可）



- ・関心のある環境問題として半数以上の事業所が選択した項目は「廃棄物の適正処理(52.3%)」、「農地や裸地からの赤土等の流出(51.1%)」、「空き缶等の散乱、ごみの不法投棄(51.1%)」であった。市民の意識調査と同様、事業者の場合でもごみ問題及び水環境に関する環境問題に対する関心が高いといえる。
- ・最も回答率が低かった項目は「事業場からの排水、ばい煙、騒音、悪臭」であり、6.8%の回答率であった。

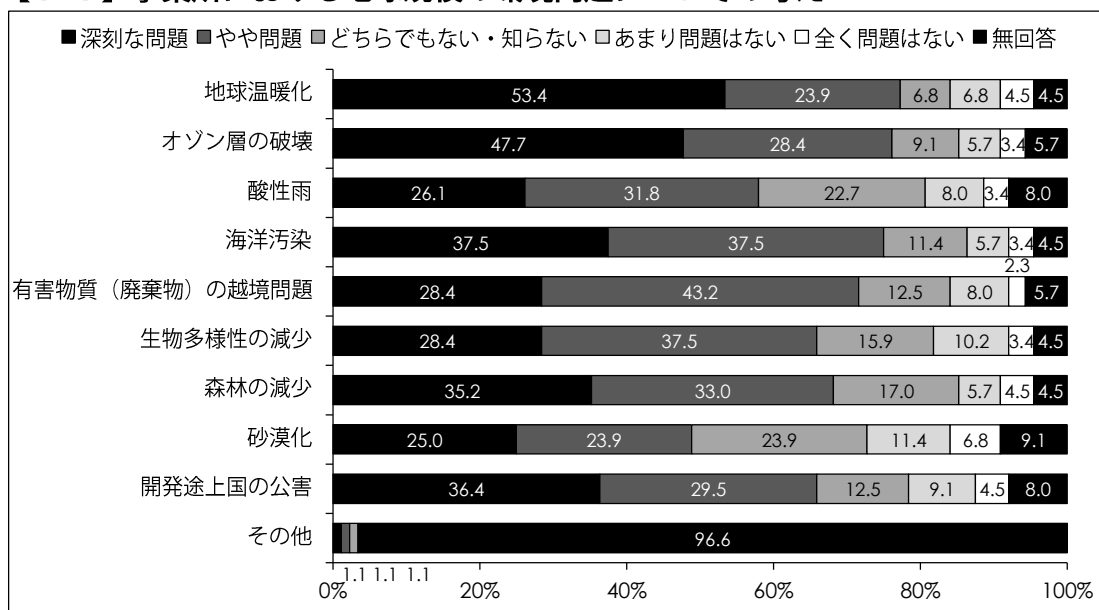
【5-2】現在、緊急に対処しなければならない環境問題（5つまで回答可）



- ・最も多くの事業所が緊急に対処しなければならない環境問題として選択したものは、「農地や裸地からの赤土等の流出」であり、54.5%を占めた。2番目に回答率が高かったのは「空き缶等の散乱、ごみの不法投棄」であった。関心度の高い水環境に関する問題やごみ問題を緊急度の高い問題としても考えている人が多いことがわかる。
- ・「事業場からの排水、ばい煙、騒音、悪臭」に対しては、【5-1】と同様に緊急に対処しなければならない問題として選択する事業所は最も少なく、8.0%であった。

【5-3】事業所における地球規模の環境問題についての考え

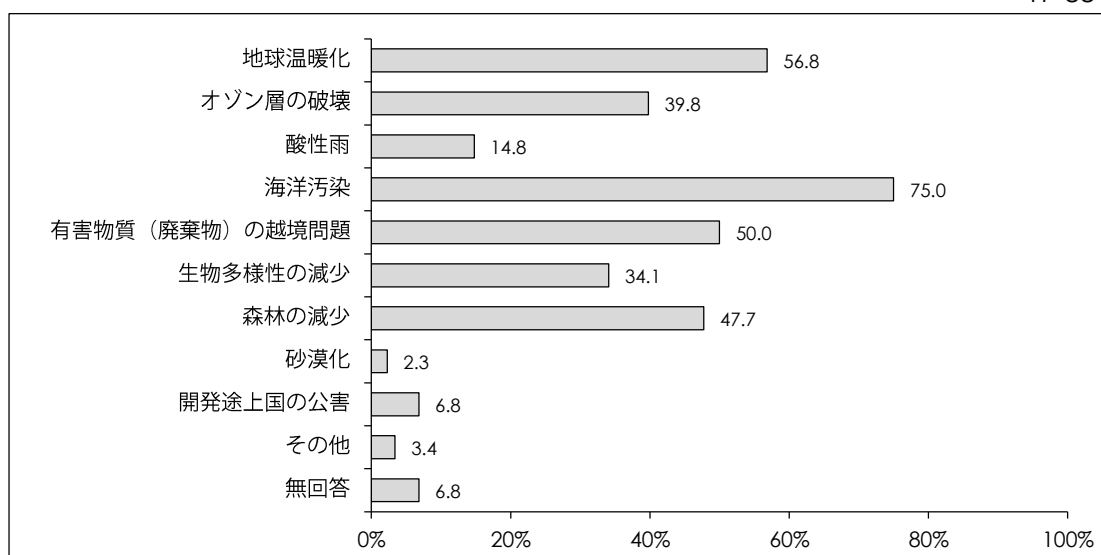
n=88



・「深刻な問題」として最も多くの事業所から選択された環境問題は「地球温暖化」であった。「どちらでもない・知らない」と回答した事業所も6.8%と最も低く、関心の高い環境問題であるといえる。産業別に見ても「地球温暖化」に対して「深刻な問題」として回答した事業所が最も多くなっていた。

【5-4】地球規模の環境問題のうち、本市が抱える環境問題と深い関連があり、優先的に取り組むべきもの（複数回答可）

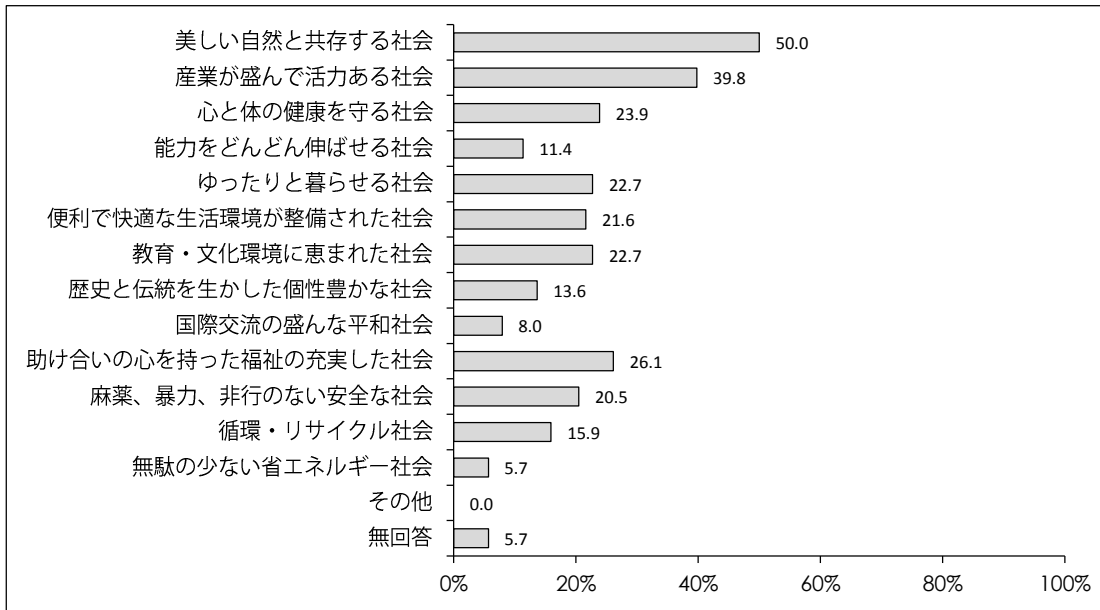
n=88



・最も多くの事業所から選択された問題は「海洋汚染」であり、75.0%の事業所が回答している。【5-3】では「海洋汚染」よりも「地球温暖化」を深刻な問題と考えている事業所が多かったが、本市が抱える問題と深い関連がある環境問題としては市民同様、「海洋汚染」への対応の方が、優先度は高いと考える事業者が多い。また、【5-2】において、「農地や裸地からの赤土等の流出」が上位に挙げられていることから、海の環境悪化に対して強い問題意識を持っていると考えられる。

【6】今後の本市の望ましい姿（3つまで回答可）

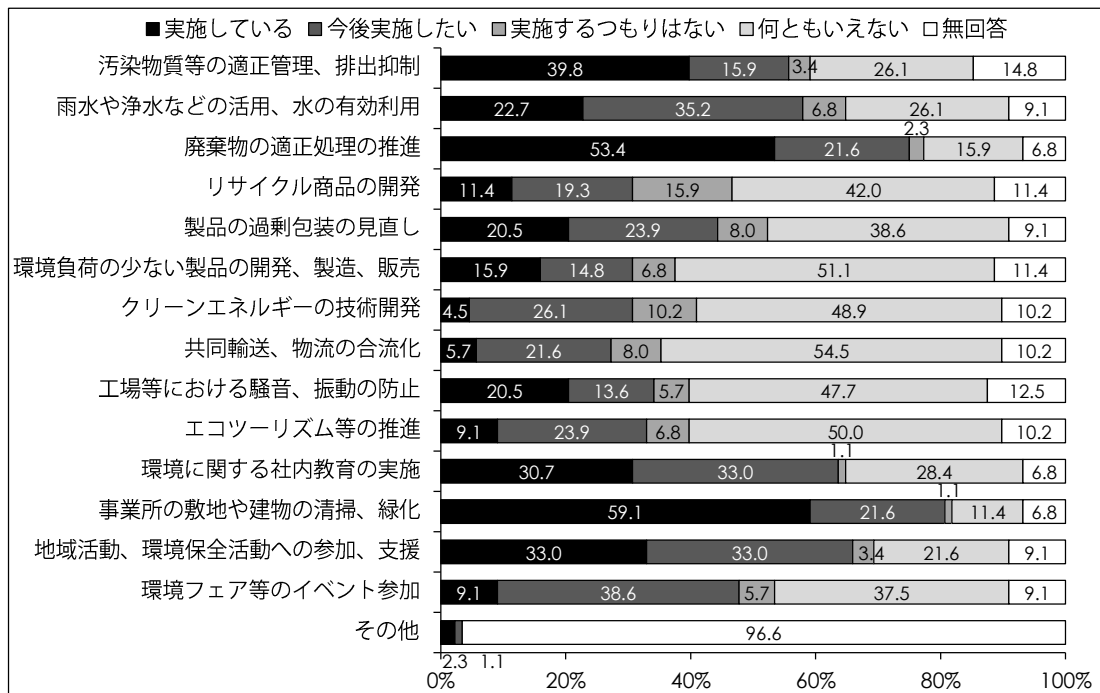
n=88



・本市の将来像としては、事業者を対象としたアンケートであっても「産業が盛んで活力ある社会」よりも「美しい自然と共存する社会」を選択する事業所が多くなっていった。

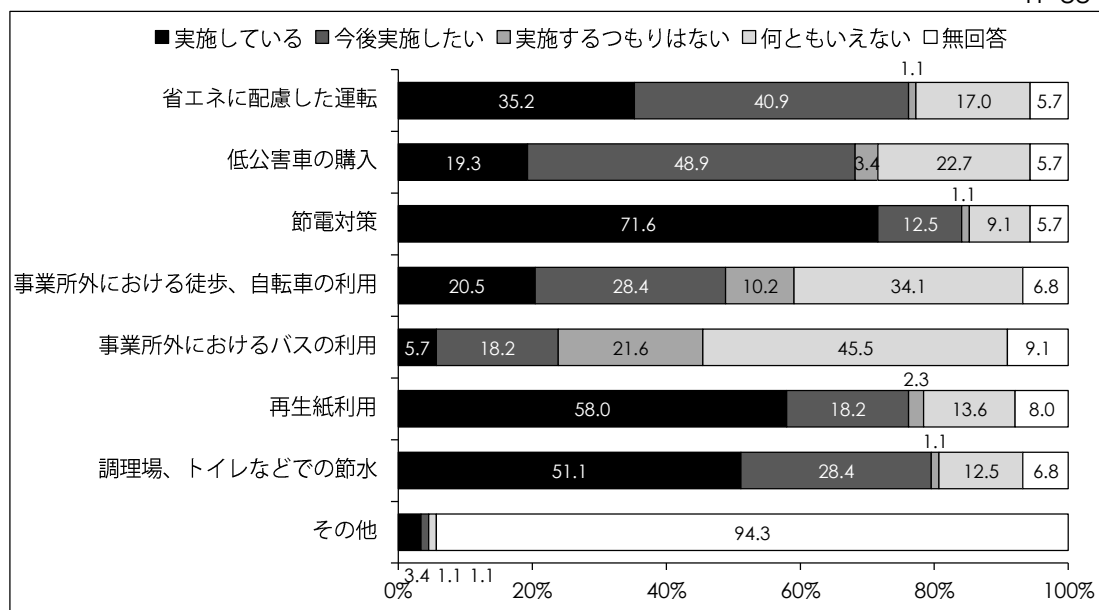
【7-1】環境保全活動に関する事業活動の取り組み状況

n=88



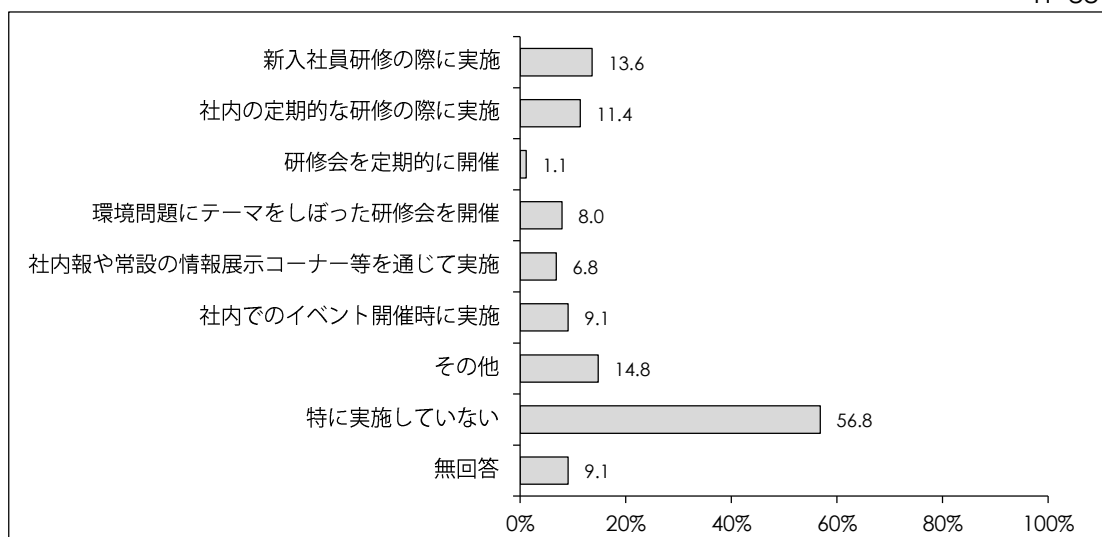
・最も多くの事業所が「実施している」と回答した項目は、「事業所の敷地や建物の清掃、緑化」であり、59.1%を占めた。次いで多かったのは、「廃棄物の適正処理の推進」であり、この2項目については半数以上の事業所が実施していると回答している。

【7-2】 事業所で実施している環境保全に係る職場及び営業上の行動様式 n=88



- ・最も「実施している」との回答が多かったのは、「節電対策」であり、71.6%を占めた。節電は日々の生活を少し見直すことで実施することができるため、取り組みやすい行動であるといえる。
- ・一方「実施している」との回答が最も少なかったのは、「事業所外におけるバスの利用」であり、5.7%程度に留まっている。

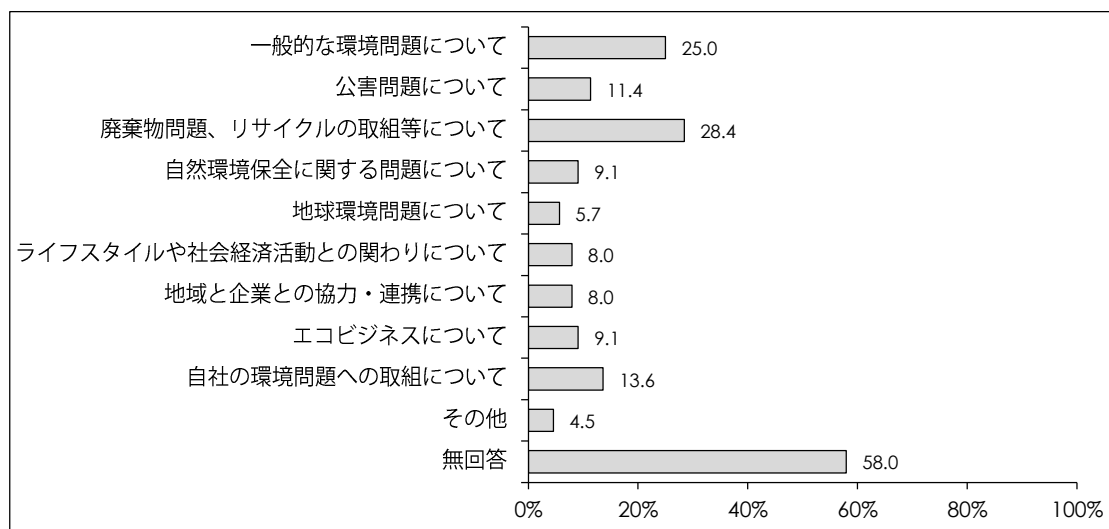
【8-1】 事業所における社員への環境教育の実施方法 n=88



- ・社内教育については、56.8%の事業所で実施していない。
- ・実施している事業所では、「新入社員研修の際に実施」している事業所が最も多く、13.6%を占めている。
- ・研修会を定期的に開催し、継続的に環境保全に関する社員教育を実施している事業所は1.1%とごくわずかであり、継続的な取り組みがまだまだ少ないといえる。

【8-2】環境教育の内容

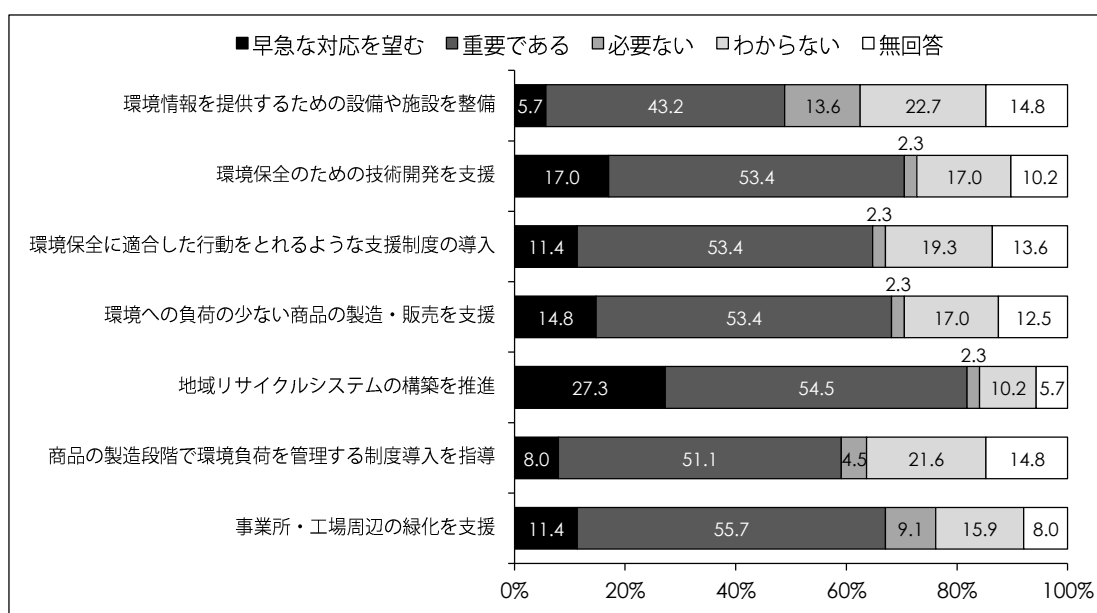
n=88



- ・環境教育の内容としては「廃棄物、リサイクルの取扱等について」実施している事業所が最も多く、28.4%を占めている。
- ・自社の環境問題への取組について環境教育を実施している事業所は約14%に留まっている。

【9】地域のよりよい環境づくりを推進するために、効果的な行政の取り組み

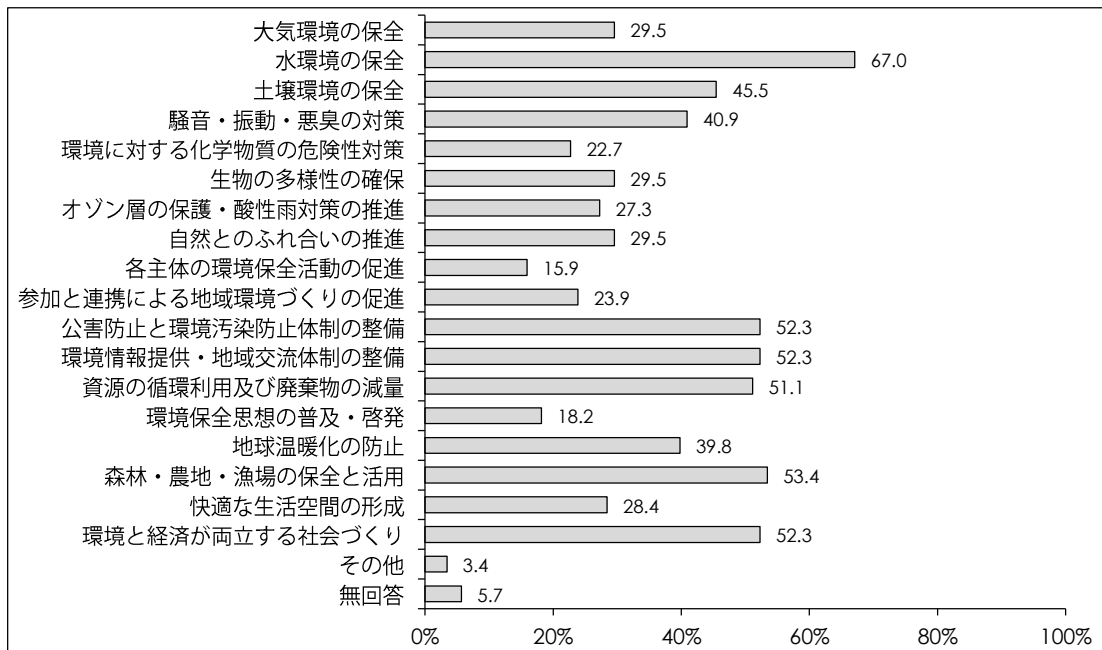
n=88



- ・地域のよりよい環境づくりの推進に向けた効果的な対応策として、「地域リサイクルシステムの構築を推進」に対して早急な対応を望む事業所が最も多く、27.3%を占めている。
- 【8-2】でも「廃棄物、リサイクルの取組等について」を題材に環境教育を実施している事業所が多かったことから、市民同様、事業所においてもごみ問題に対して関心が高いことがわかる。

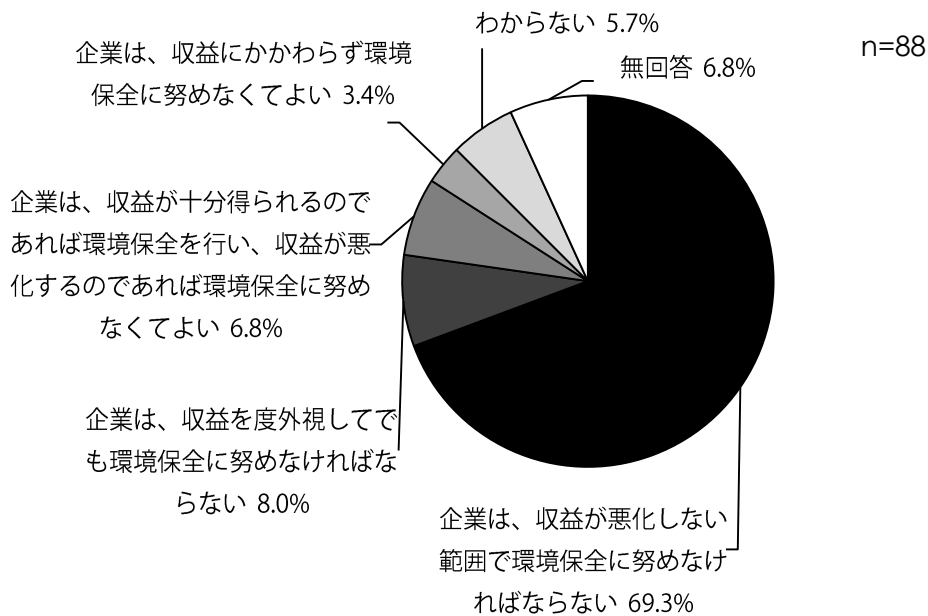
【10】本市の「環境基本計画」において、取り組んでほしいと思う項目

n=88



- ・「環境基本計画」取り組んでほしいと思う項目としては、市民同様「水環境」の保全と回答した事業所が最も多く、67.0%を占めている。
- ・一方、取り組んでほしいと考える事業所が最も少なかった項目は、「各主体の環境保全活動の促進」であった。

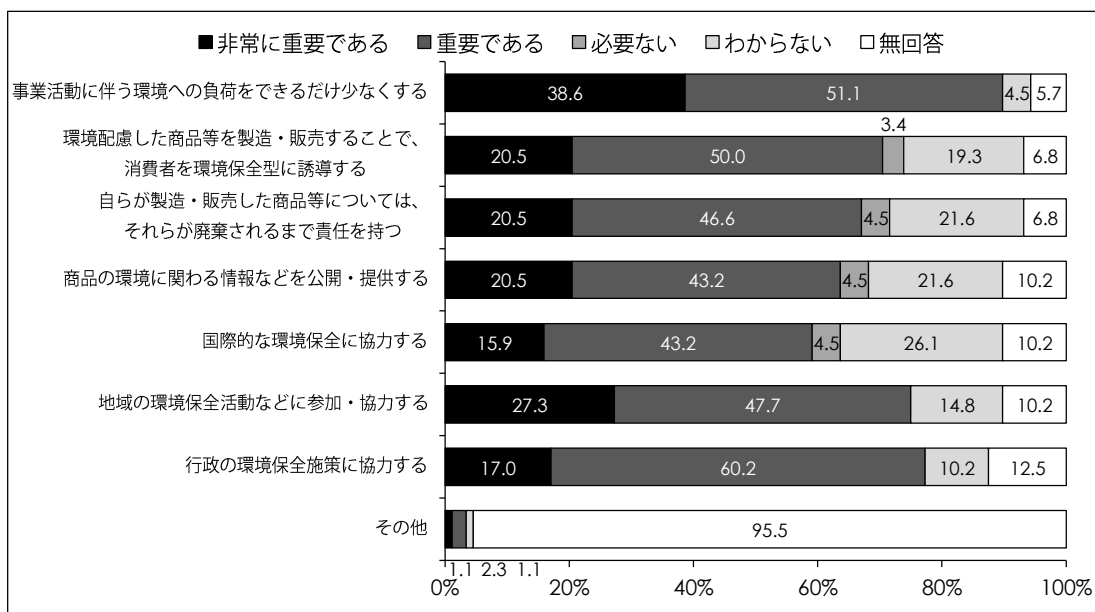
【11-1】収益と環境保全との関係



- ・「企業は、収益が悪化しない範囲で環境保全に努めなければならない」と回答した事業所が最も多く、69.3%を占めていた。
- ・一方、「企業は、収益にかかわらず環境保全に努めなくてよい」とする事業所も3.4%存在していた。

【11-2】環境保全に対する企業の役割

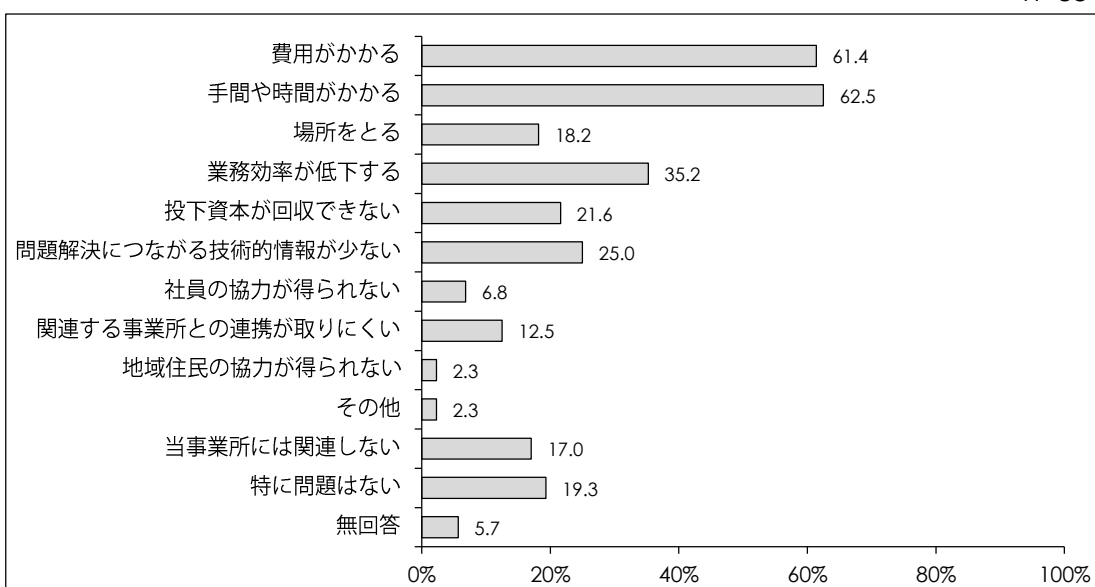
n=88



- ・事業所が非常に重要であるとする企業の役割としては、「事業活動に伴う環境への負荷をできるだけ少なくする」が最も多かった。
- ・一方で、「自らが製造・販売した商品等については、それらが廃棄されるまで責任を持つ」「商品の環境に関わる情報などを公開・提供する」「国際的な環境保全に協力する」に対して、4.5%の事業所が必要ないと回答している。

【11-3】環境保全活動を実施する際、特に困難となること（5つまで回答可）

n=88



- ・環境保全活動を実施するに当たり、特に困難になることとしては、「費用がかかる」、「手間や時間がかかる」と回答した事業所が60%以上存在している。
- ・一方で、「特に問題はない」と回答した事業所も19.3%存在していた。

5. パブリックコメント（意見募集）の結果概要

(1) 実施概要

名護市環境基本条例・基本計画の制定・策定に向けて行ったパブリックコメント（意見募集）の実施概要は次に示す通りです。

	第1回	第2回	第3回
期間	平成24年7月2日（月） ～7月31日（火）	平成25年5月13日（月） ～6月11日（火）	平成25年11月6日（水） ～11月29日（金）
募集内容	「本業務の策定スケジュールと市民・事業者等の参加方法について」	「名護市環境基本条例（素案）に対する意見募集について」	「名護市環境基本計画地域別将来像・取り組み方針（案）について」
媒体	①名護市役所1階ロビー ②名護市企画部環境対策課窓口 ③名護市役所各支所（屋部支所、羽地支所、屋我地支所、久志支所） ④名護市エコステ3R「なごころ」 ⑤名護市ホームページ「名護市環境基本条例・基本計画」特設サイト ⑥各区公民館（第3回パブリックコメント時のみ）		
提出方法	①直接提出：備え付け意見回収ボックスへの投函及び窓口への直接持ち込み ②FAX ③電子メール ④郵送		

(2) 実施結果

第1回から第3回のパブリックコメント（意見募集）の実施結果は次に示す通りです。

概要	件数			
	第1回	第2回	第3回	
有効な意見	29名	3名	85名	
無記名等により無効となった意見	5名	0名	0名	
意見提出方法の内訳	直接提出	28名	1名	84名
	FAX	0名	1名	0名
	電子メール	6名	1名	1名
	郵送	0名	0名	0名

6. 策定の経緯

時期	実施内容
平成 24 年 7 月 2 日 (月) ～ 7 月 31 日 (火)	【第 1 回パブリックコメント】 ・「本業務の策定スケジュールと市民・事業者等の参加方法について」のパブリックコメントを実施。
平成 24 年 8 月 14 日 (火)	【第 1 回名護市環境審議会】 ・「名護市環境基本条例及び基本計画策定について」諮問 ・本業務の取り組み内容と取り組み状況についての報告 ・市民、事業者、教育機関を対象としたアンケート調査に関する審議
平成 24 年 9 月 7 日 (金) ～ 9 月 24 日 (月)	【市民、事業者、教育機関を対象としたアンケート調査】 ・市民：3,000 名を対象とし、1,109 名より回収 ・事業者：150 社を対象とし、88 社より回収 ・教育機関：市内の小中高校 25 校を対象とし、25 校より回収
平成 24 年 9 月 13 日 (木) ～ 9 月 28 日 (金)	【環境関係団体を対象としたヒアリング調査の実施】 ・ 14 団体を対象に実施
平成 24 年 10 月 24 日 (水)	【市内視察】 ・名護市環境審議会の審議委員を対象に市内視察を実施（各地域の環境の特徴や実際に生じている環境問題を見学）
平成 24 年 11 月 4 日 (日)	【環境フェア】 ・名護市環境基本条例・基本計画の策定意義や市民・事業者アンケート結果、日常生活でできる環境配慮の取り組みを周知 ・屋我地中学校の生徒を対象としたワークショップを実施
平成 24 年 12 月 14 日 (金) ～平成 25 年 1 月 17 日 (木)	【庁内関係各課へのアンケート・ヒアリング調査】 ・名護市環境基本計画で位置づける内容に関する要望等の把握を目的に 32 部署を対象としたアンケート・ヒアリング調査を実施。
平成 25 年 1 月	【基礎調査報告書の完成】 ・本市の環境の現状やアンケート調査等を取りまとめた基礎調査報告書完成
平成 25 年 2 月 13 日 (水)	【第 1 回名護市環境基本条例・基本計画策定部会】 ・取り組み状況の報告 ・名護市環境基本条例における基本理念、基本方針、個別の具体的施策に関する検討
平成 25 年 2 月 19 日 (火)	【第 2 回名護市環境審議会】 ・名護市環境基本条例における前文、基本理念、基本方針、個別の具体的施策に関する審議

時期	実施内容
平成 25 年 3 月 26 日 (火)	【第 2 回名護市環境基本条例・基本計画策定部会】 ・名護市環境基本条例（素案）に関する検討
平成 25 年 3 月 28 日 (木)	【第 3 回名護市環境審議会】 ・名護市環境基本条例（素案）に関する審議
平成 25 年 5 月 13 日 (月) ～ 5 月 24 日 (金)	【庁内関係各課へのヒアリング調査】 ・名護市環境基本計画で位置づける市の取り組みの検討に向け、庁内関係各課 15 課を対象に係別にヒアリングを実施。
平成 25 年 5 月 13 日 (月) ～ 6 月 11 日 (火)	【第 2 回パブリックコメント】 ・「名護市環境基本条例（素案）に対する意見募集について」のパブリックコメントを実施
平成 25 年 5 月 16 日 (木) ～ 6 月 3 日 (月)	【市民との意見交換会（ゆんたく会）】 ・市内を 7 地域に分け、地域の自慢や不満足な点等について意見交換を実施
平成 25 年 7 月 4 日 (木)	【第 3 回名護市環境基本条例・基本計画策定部会】 ・名護市環境基本条例（案）に関する検討 ・名護市環境基本計画における将来の環境像に関する検討
平成 25 年 7 月 16 日 (火)	【第 4 回名護市環境審議会】 ・名護市環境基本条例（案）に関する審議
平成 25 年 8 月 2 日 (金)	【名護市環境基本条例について答申】
平成 25 年 8 月 9 日 (金)	【第 4 回名護市環境基本条例・基本計画策定部会】 ・名護市環境基本計画における将来の環境像に関する検討 ・施策内容及び市の取り組みに関する検討
平成 25 年 8 月 27 日 (火)	【第 5 回名護市環境基本条例・基本計画策定部会】 ・名護市環境基本計画における将来の環境像に関する検討 ・市の取り組みに関する検討
平成 25 年 9 月 24 日 (火)	【第 5 回名護市環境審議会】 ・名護市環境基本計画における将来の環境像に関する審議 ・施策内容及び市の取り組みに関する審議
平成 25 年 10 月 13 日 (日)	【環境フェア】 ・名護市環境基本条例・基本計画の策定意義や日常生活でできる環境配慮の取り組みを周知
平成 25 年 10 月 16 日 (水)	【第 6 回名護市環境基本条例・基本計画策定部会】 ・市民・事業者の取り組みの検討 ・地域別将来像・取り組み方針の検討 ・計画の進捗管理の検討

時期	実施内容
平成25年11月5日（火）	【第6回名護市環境審議会】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者の取り組みの検討 ・地域別将来像・取り組み方針の検討 ・計画の進捗管理の検討
平成25年11月6日（水） ～11月29日（金）	【第3回パブリックコメント】 <ul style="list-style-type: none"> ・「名護市環境基本計画 地域別将来像・取り組み方針（案）について」のパブリックコメントを実施
平成26年1月23日（木）	【第7回名護市環境基本条例・基本計画策定部会】 <ul style="list-style-type: none"> ・第3回パブリックコメントでの意見を踏まえた地域別将来像と取り組み方針 ・名護市環境基本計画（素案）に対する意見とその対応
平成26年2月3日（月）	【第7回名護市環境審議会】 <ul style="list-style-type: none"> ・第3回パブリックコメントでの意見を踏まえた地域別将来像と取り組み方針 ・名護市環境基本計画（素案）に対する意見とその対応 ・名護市環境基本計画に関する答申案について
平成26年2月10日（月）	【名護市環境基本計画について答申】

ŃAĖO ĆITY

平成26年3月

名護市役所 企画部 環境対策課

〒905-0006 沖縄県名護市字宇茂佐 1710 番地 3
TEL : 0980-52-0003 FAX : 0980-52-1563
